

龍ヶ崎市障がい者プラン 第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画



平成30（2018）年3月

龍ヶ崎市

はじめに

近年、我が国においては、障がいのある方を取り巻く状況が大きく変化し、「障害者基本法」の改正をはじめ、障がいのある方に対する不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されるなど、障がい者に関する制度改革の取組が着実に進められています。



このような情勢の中、本計画は、「障害者基本法」に基づく「障がい者プラン」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく「第5期障がい福祉計画」に加え、新たに、「児童福祉法」に基づく「第1期障がい児福祉計画」を一体的に策定したものです。今後は、本計画の基本理念である「障がいのある人もない人もともにいきいきと生活できるまち」を踏まえ、本市が目指す、「子育て環境日本一」に向けた環境づくりと連動させながら、障がいのあるお子さんの早期発見、早期療育に注力するとともに、障がい者福祉のより一層の充実に向けて、市民と行政が一体となった施策を展開してまいります。

最後になりますが、本計画の策定に際して、熱心にご審議いただきました龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会の委員の方々をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました障がい者関係団体や市民の皆さまなど、貴重なご意見やご提言をいただきました関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成30（2018）年3月

龍ヶ崎市長 中山 一生

目 次

第1編 計画の策定にあたって

第1章 計画の目的	
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置付けと期間	
（1）計画の位置付け	4
（2）計画期間	5
第3節 障がい者の範囲	5
第2章 障がい者を取り巻く現状と課題	
第1節 龍ヶ崎市の障がい者の現状	
（1）障がい者の状況	6
（2）難病患者の状況	8
（3）障がい者の雇用・就労状況	9
（4）障がい児の就学状況	11
第2節 障がい福祉に求められていること	
（1）アンケート調査結果の概要	12
（2）調査結果	
□障がい者対象調査結果	13
□一般市民対象調査結果	34
□事業所対象調査結果	41
第3節 本市の現状と課題	46
第3章 障がい者プランの基本理念と基本目標	
第1節 基本理念	47
第2節 基本目標	47
第3節 重点的に取り組む施策	48

第2編 障がい者福祉施策の推進

第1章 施策体系と施策の展開	
第1節 施策体系	50
第2節 施策の展開	
基本目標1 障がい理解の啓発と自立・社会参加の促進	
施策1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	
（1）障がいを理由とする差別の解消の推進	52
（2）権利擁護の推進、虐待の防止	53
（3）心のバリアフリーと地域の支えあい活動	54

施策2 雇用・就業、経済的自立の支援	
(1) 総合的な就労支援	55
(2) 経済的自立の支援	56
(3) 障害者雇用の促進	56
(4) 福祉的就労の底上げ	56
施策3 教育の振興	
(1) インクルーシブ教育システムの推進	57
(2) 教育環境の整備	57
施策4 文化芸術活動・スポーツ等を通じた健幸づくりの推進	
(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動に向けた 社会環境の整備	58
(2) スポーツに親しめる環境の整備、競技スポーツにかかる 取組の推進	58
基本目標2 地域生活支援の充実	
施策5 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	
(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上	60
(2) 情報提供の充実等	60
(3) 意思疎通支援の充実	61
(4) 行政情報のアクセシビリティの向上	61
施策6 自立した生活の支援・意志決定支援の推進	
(1) 意思決定支援の推進	62
(2) 相談支援体制の構築	62
(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実	62
(4) 障害福祉サービスの質の向上等	63
(5) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する 機器等の普及促進	63
(6) 障がい福祉を支える人材の育成・確保	63
施策7 障がい児への支援	
(1) 早期療育の提供	64
(2) 保育環境及び保育内容等の充実	64
(3) 家族支援の充実	64
施策8 保健・医療の推進	
(1) 精神保健・医療の適切な提供等	65
(2) 保健医療の充実等	66
(3) 保健・医療を支える人材の育成・確保	66
(4) 難病に関する保健・医療施策の推進	66
(5) 障がいの原因となる疾病等の予防	67

基本目標3 暮らしやすい生活環境の拡充

施策9 安心安全な生活環境の整備

- (1) 住宅の確保 68
- (2) 移動しやすい環境の整備等 68
- (3) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進 69

施策10 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進 70
- (2) 防犯対策の推進 71
- (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 71

施策11 行政等における配慮の充実

- (1) 行政機関における配慮及び障がい者理解の促進等 72
- (2) 選挙等における配慮 72
- (3) 司法手続き等における配慮 72

第3編 障害福祉サービスに関する計画

〔第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画〕

〔平成30(2018)年度～平成32(2020)年度〕

第1章	基本指針による成果目標	74
-----	-----------------------	----

第2章	障害福祉サービス又は相談支援の見込量及び その見込量の確保のための方策	77
-----	--------------------------------------------------	----

第1節 訪問サービス

- (1) 居宅介護（ホームヘルプ） 78
- (2) 重度訪問介護 78
- (3) 同行援護 78
- (4) 行動援護 79
- (5) 重度障害者等包括支援 79

第2節 日中活動支援サービス

- (1) 生活介護 80
- (2) 自立訓練（機能訓練） 81
- (3) 自立訓練（生活訓練） 81
- (4) 就労移行支援 82
- (5) 就労継続支援A型（雇成型） 82
- (6) 就労継続支援B型（非雇成型） 83
- (7) 療養介護 83
- (8) 短期入所（ショートステイ） 84
- (9) 就労定着支援 84

第1編 計画の策定にあたって

第1章 計画の目的

第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成11(1999)年3月に「龍ヶ崎市障がい者プラン～心からふれあう街づくりのために～」を策定し、障がい者^{※1}の「完全参加と平等」をテーマに関係機関との連携を図りながら障がい者施策を推進してきました。平成19(2007)年3月、平成24(2012)年3月には、「ノーマライゼーション」^{※2}「リハビリテーション」^{※3}「ソーシャル・インクルージョン」^{※4}の概念に基づき「龍ヶ崎市障がい者プラン」を改訂し、福祉、保健、医療、教育、権利擁護、就労、まちづくり、防災など多岐にわたる障がい者施策を体系化し、総合的・横断的な取組を推進してきました。

一方、国においては、平成18(2006)年4月に「障害者自立支援法」が施行され、障がい種別を超えたサービス利用や地域生活と就労の推進といった、新たな枠組みでの福祉制度を進めてきましたが、それ以降も障がい者の権利や尊厳の保護等に向けてさまざまな法律が制定、改正されていきました。「障害者自立支援法」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）となって平成25(2013)年4月に施行され、障がい者の範囲に難病患者等が追加されたほか、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが行われました。また、平成23(2011)年から平成25(2013)年までの間に、「障害者基本法」と「障害者の雇用の促進に関する法律」（以下、障害者雇用促進法という。）が改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、障害者虐待防止法という。）、「障害者優先調達推進法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法という。）が制定され、障がい者の権利や尊厳の保護等が一層図られることとなりました。

その間の国際社会に目を向けると、平成18(2006)年12月に国連において、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、障がいに基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む。）の禁止、障がい者の自立した生活と地域社会への包容等がうたわれました。条約は平成20(2008)年5月に発効されましたが、我が国においては、前述した国内の法整備を進めた上で、平成26(2014)年1月20日に批准しました。

このように、障がい者をめぐる環境が大きく変化する中、障がい者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会をつくるために、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。今回の計画は、これまでの「龍ヶ崎市障がい者プラン」「障がい福祉計画」に加え、新たに「障がい児福祉計画」を一体的に策定したものであり、前述した社会情勢や、障がい児・者福祉制度にかかる法の改正、新規制定などの変化に対応する内容としています。

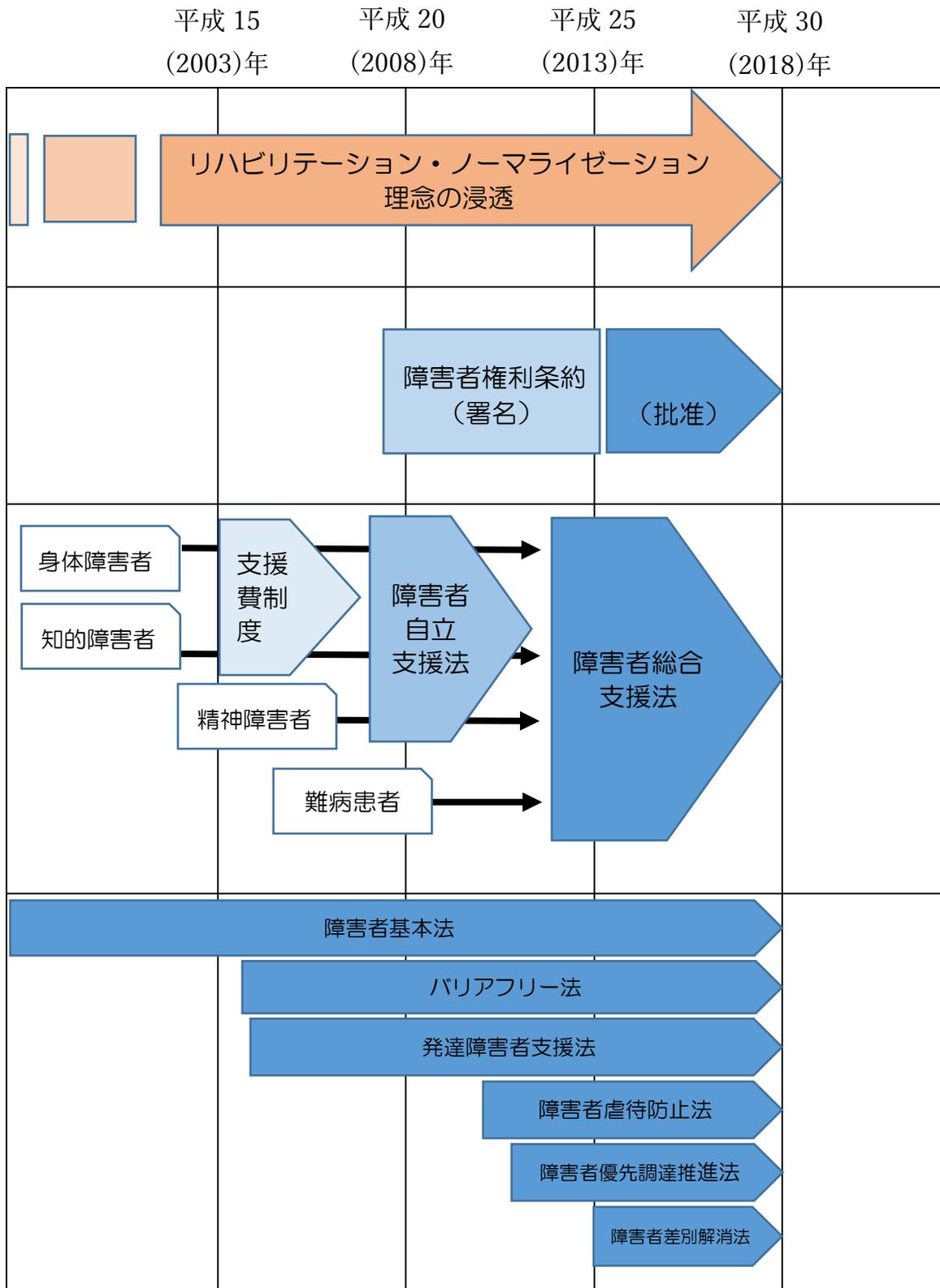
※1 障がい者…… 障がい者は、特に断り書きがない限り、「障がい児」を含みます。また、障害の「害」の字は、法律名や固有名詞を除き、ひらがな表記とします（P5コラム参照）。

※2 ノーマライゼーション… 障がい者を特別視するのではなく、普通の人間として一般社会の中で、普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマル（あたりまえ）であるという考え方で、障がい者福祉の基本となる理念です。

※3 リハビリテーション…障がい者の能力を最大限に発揮させ、自立を促すために行われる専門的技術のことです。

※4 ソーシャル・インクルージョン… 「特定の対象者を社会的に排除するのではなく、差異や多様性を認めあい、地域全体で包み込み、支えあう」という相互の連帯と心のつながりを築く考え方です。

近年の国際社会や国の動向



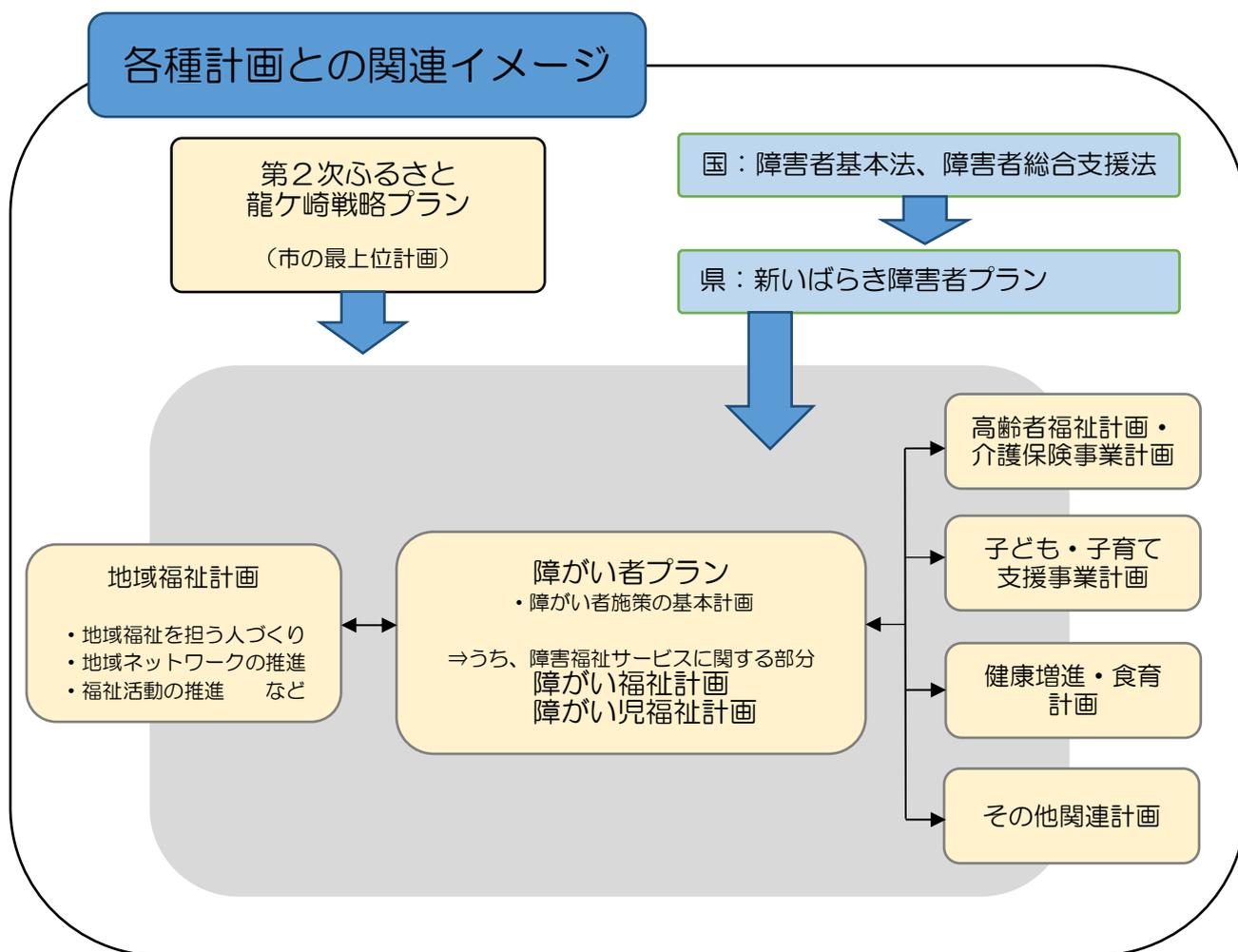
第2節 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

「龍ヶ崎市障がい者プラン」は、国の「障害者基本計画」や茨城県の「新しいばらき障害者プラン」を基本としてその理念を踏まえ、本市における障がい者福祉に関する基本的な施策の方向性を定めるもので、本市の「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」を上位計画とした個別計画です。

また、「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」は、自立支援給付・地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために国が定める基本指針（障害者総合支援法第87条第1項、児童福祉法第33条の19に規定）に即し、障害福祉サービス※1等の種類ごとに必要な見込量や、その確保策などを定めるもので、都道府県と市町村が策定するものです。

【障がい者プラン・障がい福祉計画・障がい児福祉計画と他の市計画との関係】



※1 障害福祉サービス… 障害者総合支援法で定められた福祉サービスで、障がいのある方の障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況を踏まえ、個別に支給が決定されます。介護の支援を受ける介護給付と、訓練等の支援を受ける訓練等給付の2つのサービス形態があります。

第2章 障がい者を取り巻く現況と課題

第1節 龍ヶ崎市の障がい者の現状

(1) 障がい者の状況

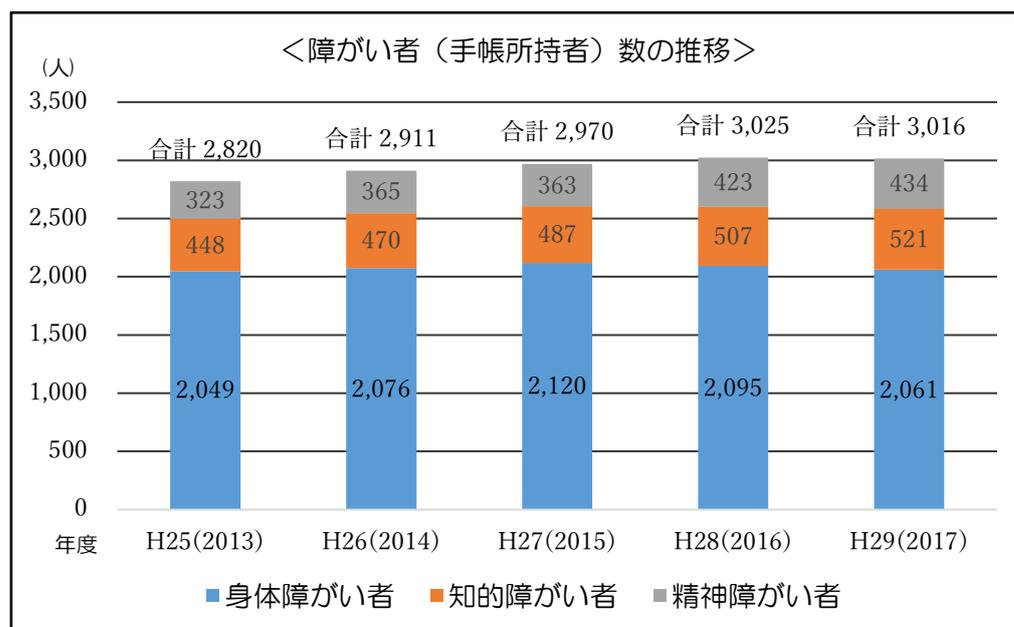
平成 29(2017)年 4月 1 日現在、本市における身体障害者手帳^{※1} 所持者は 2,061 人、療育手帳^{※2} 所持者は 521 人、精神障害者保健福祉手帳^{※3} 所持者は 434 人です。総人口に占める手帳所持者の割合は 3.8%となっています。

また、平成 25(2013)年度と平成 29(2017)年度の手帳所持者数を比較すると、身体障がい者は 0.05%の伸びに留まっているものの、知的障がい者は 16.2%の増加、精神障がい者は 34.3%と大きく増加しています。

身体障害者手帳の内訳としては、1・2 級の重度の障がい者が 1,063 人で全体の 51.5%、3・4 級の中度の障がい者が 790 人で全体の 38.3%、5・6 級の軽度の障がい者が 208 人で全体の 10.0%となっており、重度の障がい者が全体の約半数を占めています。また、障害種別では肢体不自由が 1,060 人の 51.4%で、約半数となっています。

療育手帳所持者は㊤と A を合わせると 238 人で全体の 45.6%となっており、18 歳以上が 385 人で全体の 73.8%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者については平成 25(2013)年度と比較して、1 級の伸びこそ少ないものの 2 級、3 級はそれぞれ 20%程度増加しており、また同様に、自立支援医療^{※4}のうち、精神通院医療の受給者数も増加しています。



- ※1 身体障害者手帳…………… 身体に障がいのある方が各種制度やサービスを受ける際に必要なもの。申請を受けて、知事が「身体障害者福祉法」に基づいて交付しますが、当市では平成 22 年度から、権限移譲により市長が交付しています。障がいの程度として、重度の者を 1 級とし、6 級まで分かれています。また、障がいの種別として、視覚障害、聴覚・平衡機能障害・音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、内部障害の 5 つに分かれています。
- ※2 療育手帳…………… 知的に障がいのある方が各種制度やサービスを受ける際に必要なもの。申請を受けて、児童虐待相談所（18 歳未満）又は福祉相談センター（18 歳以上）の判定に基づいて知事が交付します。障がいの程度として、㊤（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）の 4 区分に分かれています。
- ※3 精神障害者保健福祉手帳… 精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある方が各種制度やサービスを受ける際に必要なもの。申請を受けて、知事が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付します。障がいの程度として、重度のものを 1 級とし、3 級まで分かれています。
- ※4 自立支援医療…………… 心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な更生医療、育成医療及び精神通院医療のこと。

＜ 身体障害者手帳交付件数 ＞

(平成 29(2017)年 4 月 1 日現在) (単位:人)

障がい等		等級						合計
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視覚障害	18 歳未満	2	0	1	1	1	0	5
	18 歳以上	37	42	12	10	14	9	124
	計	39	42	13	11	15	9	129
聴覚・平衡 機能障害	18 歳未満	0	1	0	2	0	4	7
	18 歳以上	0	34	17	26	0	51	128
	計	0	35	17	28	0	55	135
音声・言語 ・そしゃく 機能障害	18 歳未満	0	0	0	0	-	-	0
	18 歳以上	0	1	14	6	-	-	21
	計	0	1	14	6	-	-	21
肢体不自由	18 歳未満	24	5	3	1	1	0	34
	18 歳以上	217	216	193	272	88	40	1,026
	計	241	221	196	273	89	40	1,060
内部障害	18 歳未満	6	0	1	2	-	-	9
	18 歳以上	468	10	90	139	-	-	707
	計	474	10	91	141	-	-	716
合 計	18 歳未満	32	6	5	6	2	4	55
	18 歳以上	722	303	326	453	102	100	2,006
	計	754	309	331	459	104	104	2,061

＜ 療育手帳交付件数 ＞

(平成 29(2017)年 4 月 1 日現在) (単位:人)

年齢		区分	①	A	B	C	合計
18 歳未満			33	24	30	49	136
18 歳以上			79	102	102	102	385
合 計			112	126	132	151	521

＜ 精神障害者保健福祉手帳交付件数 ＞

(平成 29(2017)年 4 月 1 日現在) (単位:人)

性別		区分	1 級	2 級	3 級	合計
合 計			63	250	121	434

＜ 精神通院医療受給者 ＞

(各年 4 月 1 日現在) (単位:人)

年	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年
受給者数	924	976	1,048	1,119

(2) 難病患者の状況

平成29(2017)年4月1日現在、本市における難病患者数は、指定難病特定医療費受給者、小児慢性特定疾患医療受給者、先天性血液凝固因子障害医療受給者数によると638人です。また、総人口に占める割合は、0.81%となっています。

< 各医療受給者数の推移 >

(平成29(2017)年4月1日現在) (単位:人)

	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年
指定難病特定医療費受給者	521	530	564
小児慢性特定疾患医療受給者	82	92	73
先天性血液凝固因子障害医療受給者	1	1	1
合計	604	623	638
総人口	78,941	78,568	78,115
対人口比	0.76%	0.79%	0.81%

(資料: 医療受給者数/茨城県竜ヶ崎保健所, 常住人口/龍ヶ崎市)

< 難病患者見舞金受給者数の推移 >

(平成29(2017)年4月1日現在) (単位:人)

	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年
一般特定疾患医療受給者	347	388	415
小児慢性特定疾患医療受給者	56	50	57
先天性血液凝固因子障害医療受給者	1	1	1
合計	404	439	473
総人口	78,941	78,568	78,115
対人口比	0.51%	0.55%	0.60%

(資料: 医療受給者数/茨城県竜ヶ崎保健所, 常住人口/龍ヶ崎市)

コラム

難病の医療受給者について

医療受給者 対象疾病に罹患し、病状が一定の基準を満たす人または高額な医療費を支払っている人で県から指定を受けた「指定医療機関」で対象疾病に付随して発生する傷病に関する医療の助成を受けている人。

指定難病 …… 潰瘍性大腸炎などの対象疾病 (330 疾病)

小児慢性特定疾患 … 小児がんなど子どもの対象慢性疾患 (720 疾病)

(3) 障がい者の雇用・就労状況

「障害者雇用促進法」に基づく法定雇用率については、平成29(2017)年6月1日現在、ハローワーク龍ケ崎管内における常用労働者数50人以上の民間企業の58.1%が、目標とすべき法定雇用率2.0%を達成しています。

なお、平成30(2018)年4月1日からは、対象となる事業主の範囲が常用労働者数45.5人以上に引き上げられるとともに、さらに、法定雇用率の算定基礎の対象に精神障害者が新たに加わることとなっています。

< 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 >

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30(2018)年 4月1日以降
民間企業	2.0%	2.2%
国、地方公共団体等	2.3%	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%

< ハローワーク龍ケ崎管内の民間企業の障がい者雇用状況 >

(平成29(2017)年6月1日現在) (単位：人)

産業別	企業数	法定雇用労働者数	身体障がい者				知的障がい者				精神障がい者		計 A×2+B+C+D×0.5+E×2+F+G+H×0.5+J×0.5	雇用率%	雇用率達成企業数	達成企業の割合%
			A 重度	B 重度以外	C 短時間 重度	D 短時間	E 重度	F 重度以外	G 短時間 重度	H 短時間	I 精神	J 短時間				
製造業	33	5751	18	35	1	1	1	25	0	0	3	0	102.5	1.78	21	63.6
サービス業	17	2310.5	8	15	0	0	0	3	0	0	4	2	39	1.69	9	52.9
その他	55	7999	32	24	13	10	3	11	4	9	20	125	214	2.68	31	56.4
計	105	16060.5	58	74	14	11	4	39	4	9	27	127	355.5	2.21	61	58.1

(資料：ハローワーク龍ケ崎)

また、平成 25(2013)年度から平成 28(2016)年度の県内特別支援学校における卒業生の進学率は、平均で 2.0%、就職率は 29.6%となっています。卒業後の進路先としては、生活介護や自立訓練などの通所施設の利用者が増加しています。

< 県内の特別支援学校卒業生の進路 >

(平成 29(2017)年 5 月 1 日現在) (単位：人)

年度	A 卒業生数 (人)	B 進学者数 (人)	C 就職者数 (人)	D 社会福祉施設等入所・ 通所者数 (人)	E 左記以外 の者実数 (人)	F 進学率 =B/A	G 就職率 =C/A	H 社会福祉施設入所・通 所利用率 =D/A	I 左記以外の 者の割合 =E/A
H25	452	9	156	262	25	2.0	34.5	57.9	5.5
H26	491	7	145	316	23	1.4	29.5	64.3	4.7
H27	512	13	136	341	22	2.5	26.6	66.6	4.3
H28	504	11	143	335	15	2.2	28.4	66.4	2.9
平均	489	10	145	313	21	2.0	29.6	64.0	4.2

(資料：平成 29(2017)年度学校基本調査)

(4) 障がい児の就学状況

平成 29(2017)年 5 月 1 日現在、市内の小・中学校に在籍している障がい児は、小学生 107 人、中学生 39 人、合計で 146 人です。市内在住者で県内の特別支援学校小学部、中学部に通学している児童・生徒は、平成 29(2017)年 5 月 1 日現在、小学部 26 人、中学部 20 人、合計で 46 人です。

< 小・中学校特別支援学級と学級児童生徒数・学級数 >

(平成 29(2017)年 5 月 1 日現在) (単位：人)

	上欄：特別支援学級児童生徒数 中欄：普通学級児童生徒数 カッコ内：普通学級数						上欄：総児童生徒数 カッコ内：総学級数					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	普通学級	特別支援学級				合計
								知的障がい	情緒障がい	言語障がい	計	
小学校	5	19	23	19	18	23	3,744 (138)	38 (9)	56 (13)	13 (5)	107 (27)	3,851 (165)
	599	590	590	665	650	650						
	(24)	(23)	(22)	(24)	(22)	(23)						
中学校	13	12	14	/			2,033 (62)	22 (5)	17 (5)	0 (0)	39 (10)	2,072 (72)
	684	651	698									
	(21)	(21)	(20)									
合 計							5,777 (200)	60 (14)	73 (18)	13 (5)	146 (37)	5,923 (237)

(資料：龍ヶ崎市教育委員会)

< 市内在住者の県内特別支援学校の在籍状況 >

(平成 29(2017)年 5 月 1 日現在) (単位：人)

学年	小学部							中学部				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	
在籍者数	1	5	0	9	6	5	26	6	5	9	20	46

(資料：龍ヶ崎市教育委員会)

また、市内の小・中学校に在籍している障がい児に対して、学校における教育活動を援助し、教育効果の充実を図るため、障がい児支援員を派遣する事業を実施しています。平成 29(2017)年度は 30 人の児童・生徒が本制度を利用しています。

< 小・中学校の障がい児支援員派遣状況 >

(平成 29(2017)年 5 月 1 日現在) (単位：人)

	平成 25 (2013)年度		平成 26 (2014)年度		平成 27 (2015)年度		平成 28 (2016)年度		平成 29 (2017)年度	
	小学校	中学校								
支援員を利用した児童・生徒数 (人)	20	1	21	1	26	1	29	0	29	1
委託団体数	3	1	3	1	3	1	3	0	3	1

(資料：龍ヶ崎市教育委員会)

第2節 障がい福祉に求められていること

(1) アンケート調査結果の概要

①調査の目的

このアンケート調査は、障がい者の実情やニーズを把握するとともに、市民や事業所からのご意見やご要望を伺い、「龍ヶ崎市障がい者プラン・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」に反映させることを目的に実施しました。

②調査の対象及びサンプル数

調査種類	調査対象者	配布対象者数
障がい者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療のうち精神通院医療受給者	1,908人
一般市民	18歳以上の男女	300人
事業所	市内在住の障がい者の利用事業所	85件

③調査方法及び調査実施期間

調査方法	調査実施期間
郵送による配布・回収	平成29(2017)年5月1日～5月29日

④回収状況

調査種類	配布数	回収数	回収率(%)
障がい者	1,908	927	48.6
一般市民	300	122	40.7
事業所	85	41	48.2
合計	2,293	1,090	47.5

⑤分析・表示について

- 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100.0%とならないこともあります。
- 複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
- 報告書中の文章やグラフにおいて、設問や選択肢の一部を省略して記載している場合があります。
- グラフは、見やすさを確保するため、構成比3.0%未満の数値は割愛している部分があります。
- グラフの(n=〇〇)という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- クロス集計については、集計の都合上、無回答者を除いた集計となっている部分があり、単純集計の結果と合致するとは限りません。

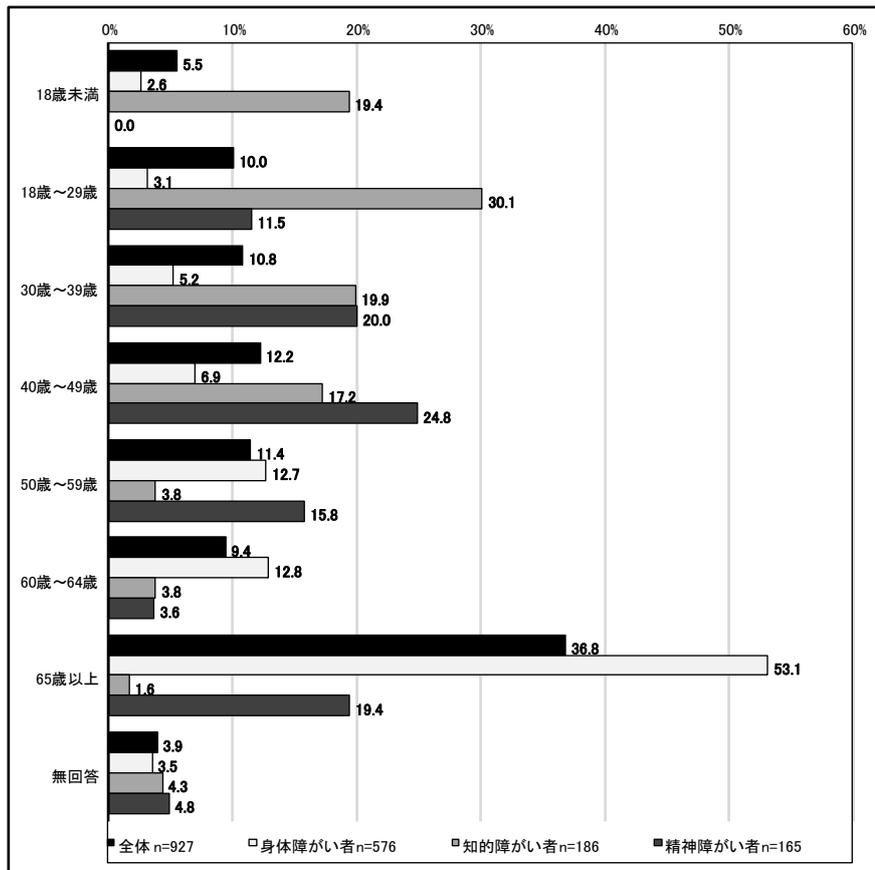
(2) 調査結果

障がい者対象調査結果

■【本人の状況について】

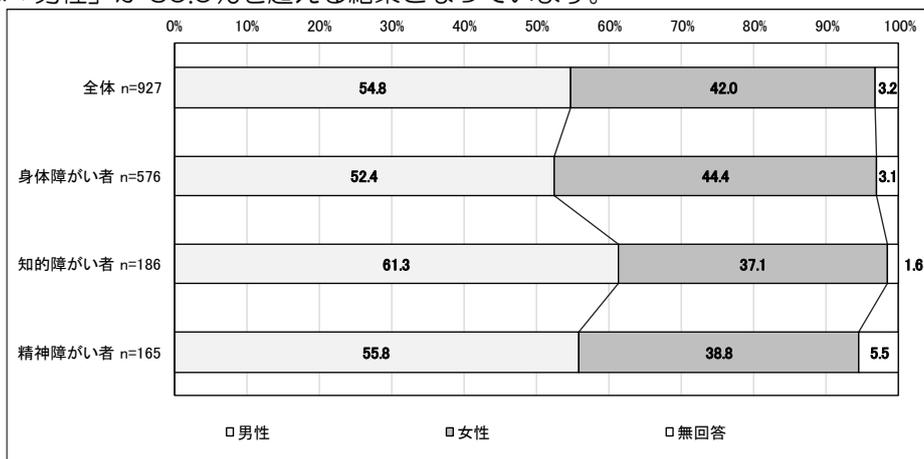
回答者の年齢については、「65歳以上」が36.8%と最も高くなっています。次いで、「40歳～49歳」が12.2%、「50歳～59歳」が11.4%となっています。

障がい種別に見ると、身体障がい者は「65歳以上（53.1%）」が、知的障がい者は「18歳～29歳（30.1%）」が、精神障がい者は「40歳～49歳（24.8%）」がそれぞれ最も高くなっています。



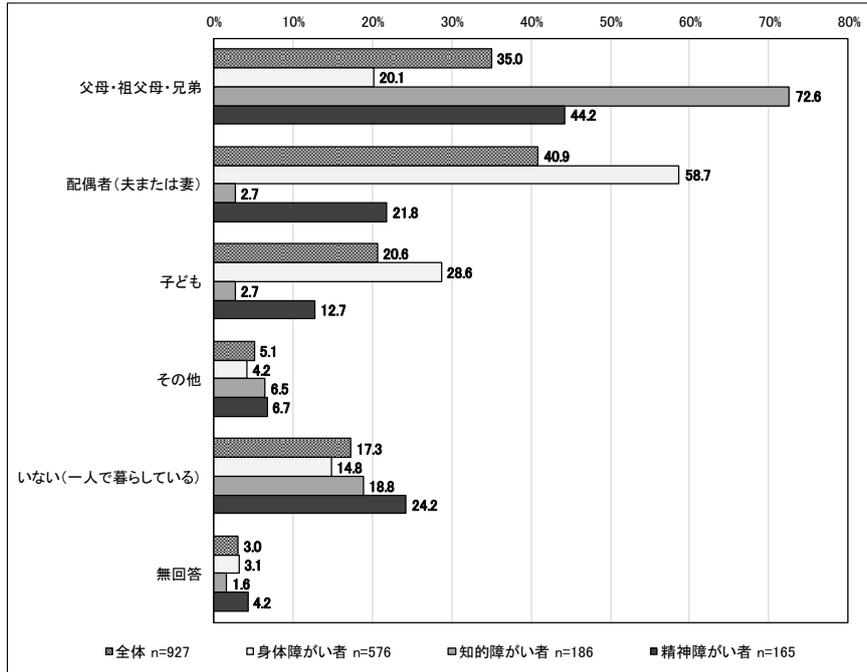
回答者の性別については、「男性」が54.8%、「女性」は42.0%となっています。

障がい種別に見ると、全障がい種別で「男性」が50.0%以上となっており、特に知的障がい者では「男性」が60.0%を超える結果となっています。

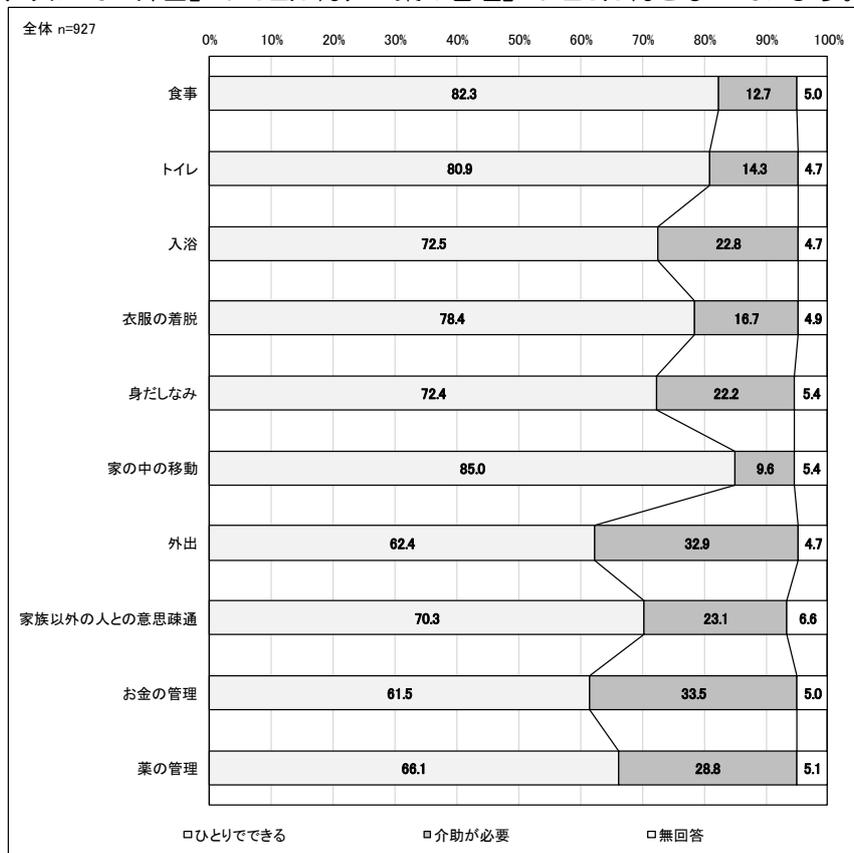


同居者については、「配偶者（夫または妻）」が40.9%と最も高くなっています。次いで「父母・祖父母・兄弟」が35.0%、「子ども」が20.6%となっています。

障がい種別にみると、身体障がい者では「配偶者（夫または妻）」が、知的障がい者・精神障がい者では「父母・祖父母・兄弟」が最も高くなっています。

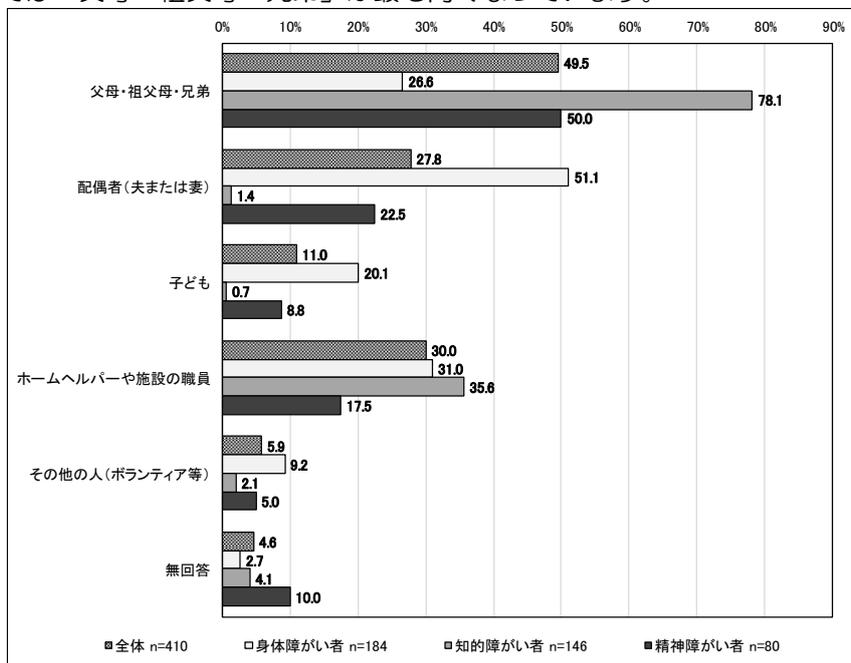


介助の状況について「介助が必要」の割合をみると、「お金の管理」が33.5%と最も高くっており、次いで「外出」が32.9%、「薬の管理」が28.8%となっています。



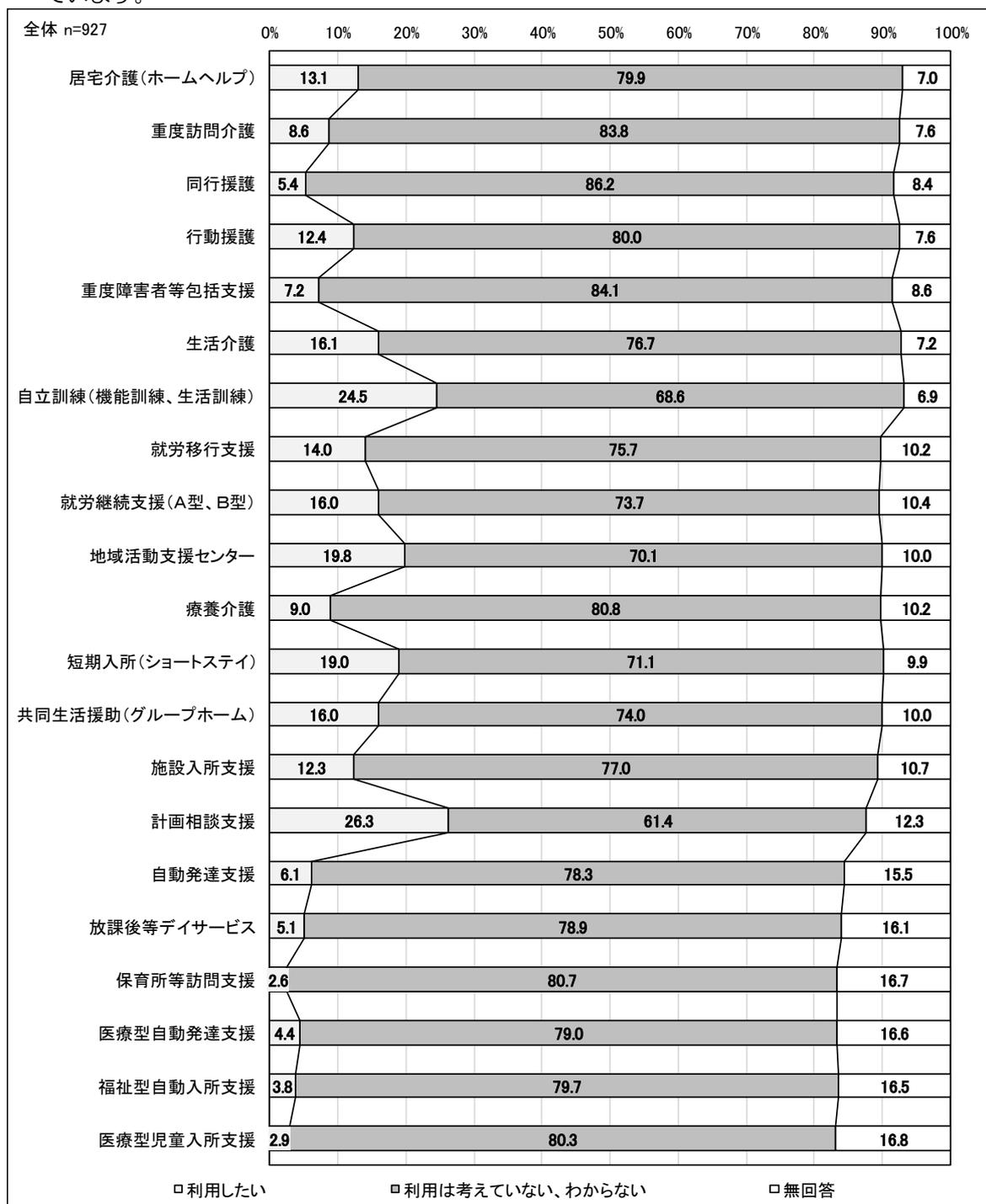
主な介護者については、「父母・祖父母・兄弟」が49.5%と最も高くなっています。次いで、「ホームヘルパーや施設の職員」が30.0%、「配偶者（夫または妻）」が27.8%となっています。

障がい種別にみると、身体障がい者では「配偶者（夫または妻）」が、知的障がい者・精神障がい者では「父母・祖父母・兄弟」が最も高くなっています。



■【障がい福祉サービス等の利用について】

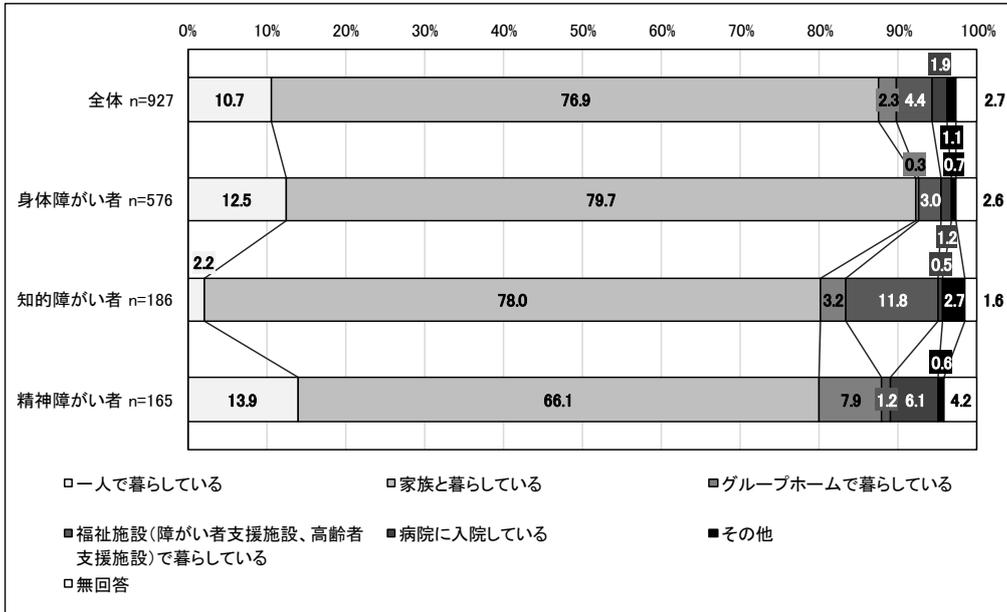
サービスの利用意向については、全項目で「利用は考えていない、わからない」が高くなっています。「利用したい」の割合をみると、「計画相談支援」が26.3%と最も高く、次いで、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」が24.5%、「地域活動支援センター」が19.8%となっています。



■【住まいや暮らしについて】

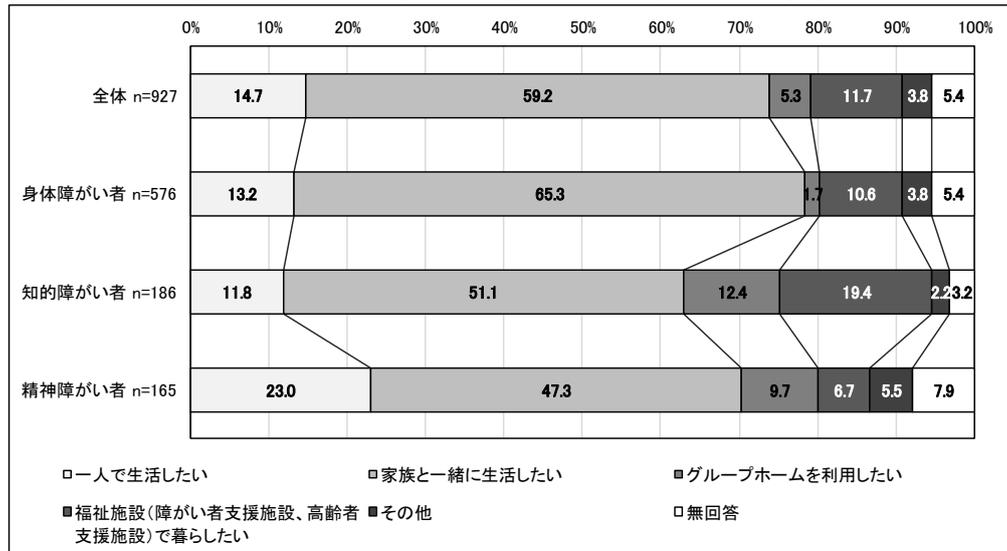
暮らしの状況については、「家族と暮らしている」が76.9%と最も高くなっています。次いで、「一人で暮らしている」が10.7%、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が4.4%となっています。

障がい種別に見ると、全障がい種別で「家族と暮らしている」が60.0%を超えています。「一人で暮らしている」の割合をみると、精神障がい者が13.9%で最も高く、次いで、身体障がい者が12.5%、知的障がい者が2.2%となっています。

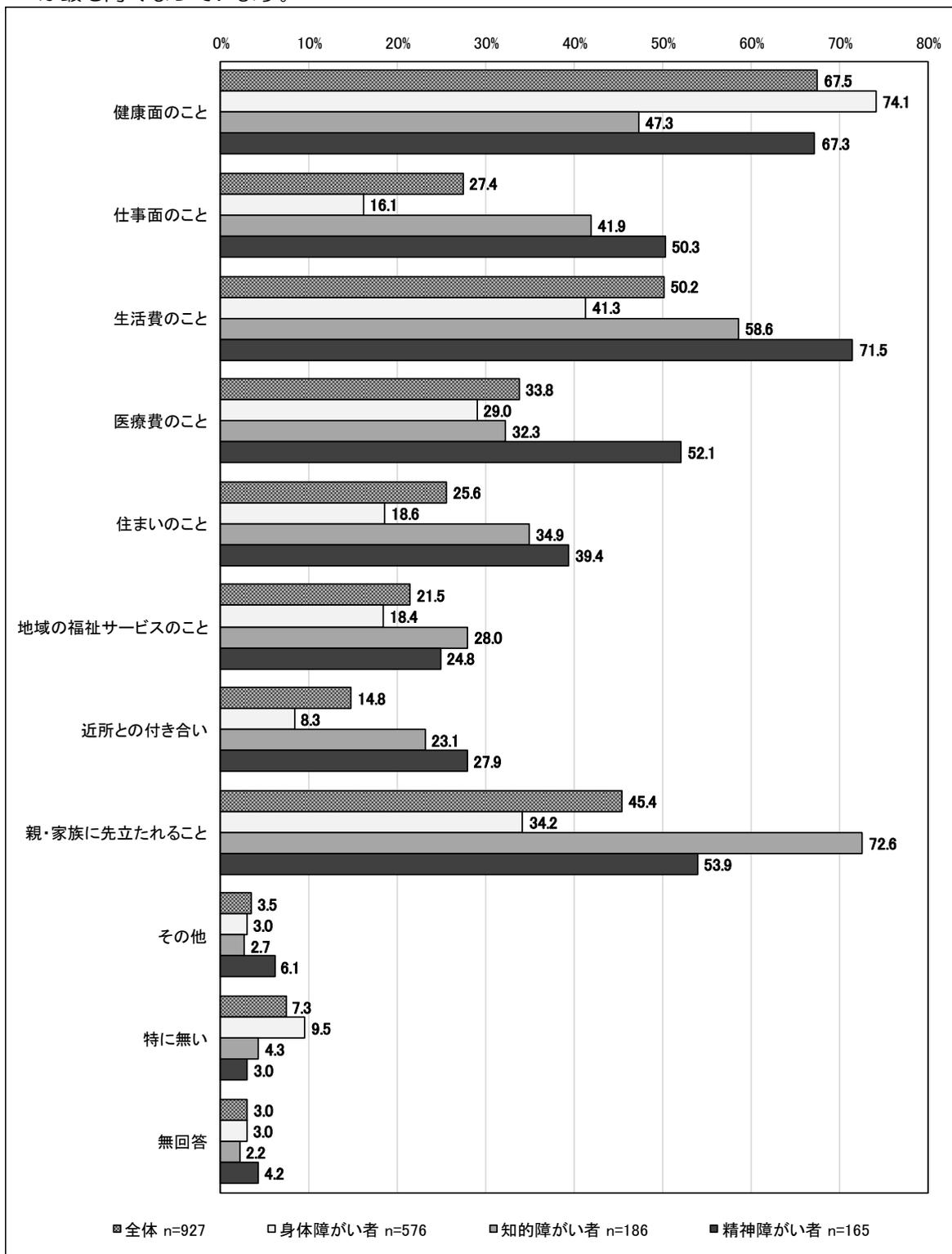


今後の生活については、「家族と一緒に生活したい」が59.2%と最も高くなっています。次いで、「一人で生活したい」が14.7%、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」が11.7%となっています。

障がい種別に見ると、全障がい種別で「家族と一緒に暮らしたい」が40.0%以上と最も高くなっています。「一人で生活したい」の割合をみると、精神障がい者が23.0%で最も高く、次いで、身体障がい者が13.2%、知的障がい者が11.8%となっています。

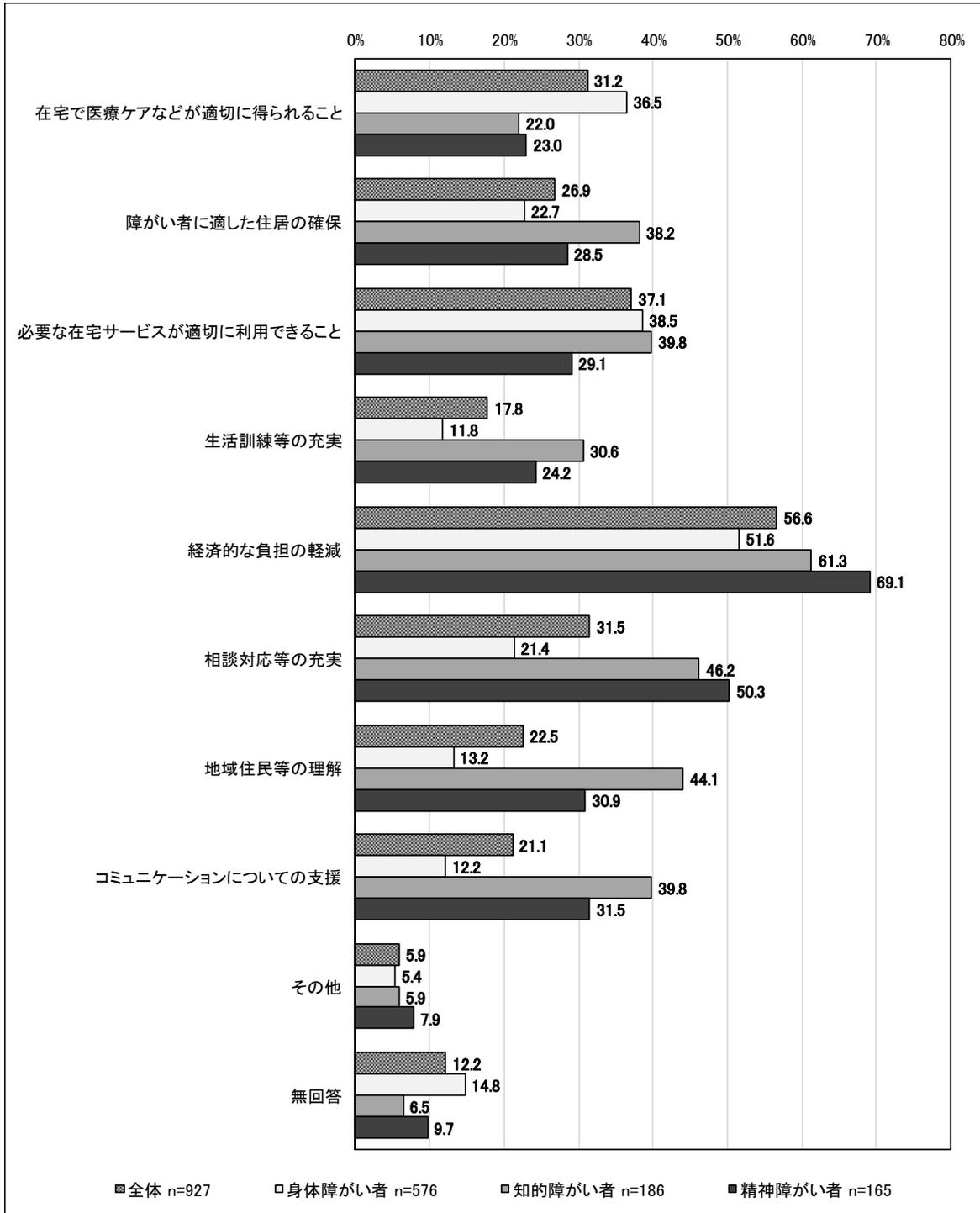


将来の心配事については、「健康面のこと」が67.5%と最も高くなっています。次いで、「生活費のこと」が50.2%、「親・家族に先立たれること」が45.4%となっています。
 障がい種別に見ると、身体障がい者では「健康面のこと（74.1%）」が、知的障がい者では「親・家族に先立たれること（72.6%）」が、精神障がい者では「生活費のこと（71.5%）」が最も高くなっています。



地域で生活するために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が56.6%と最も高くなっています。次いで、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が37.1%、「相談対応等の充実」が31.5%となっています。

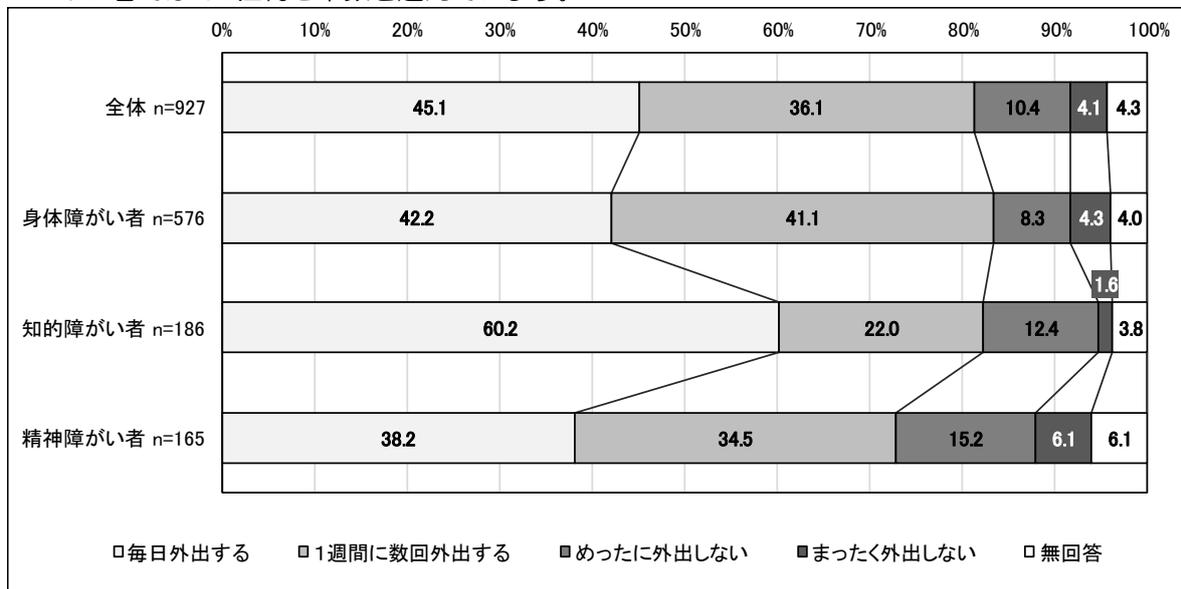
障がい種別にみると、全障がい種別で「経済的な負担の軽減」が50.0%以上と最も高くなっています。



■【日中活動や就労について】

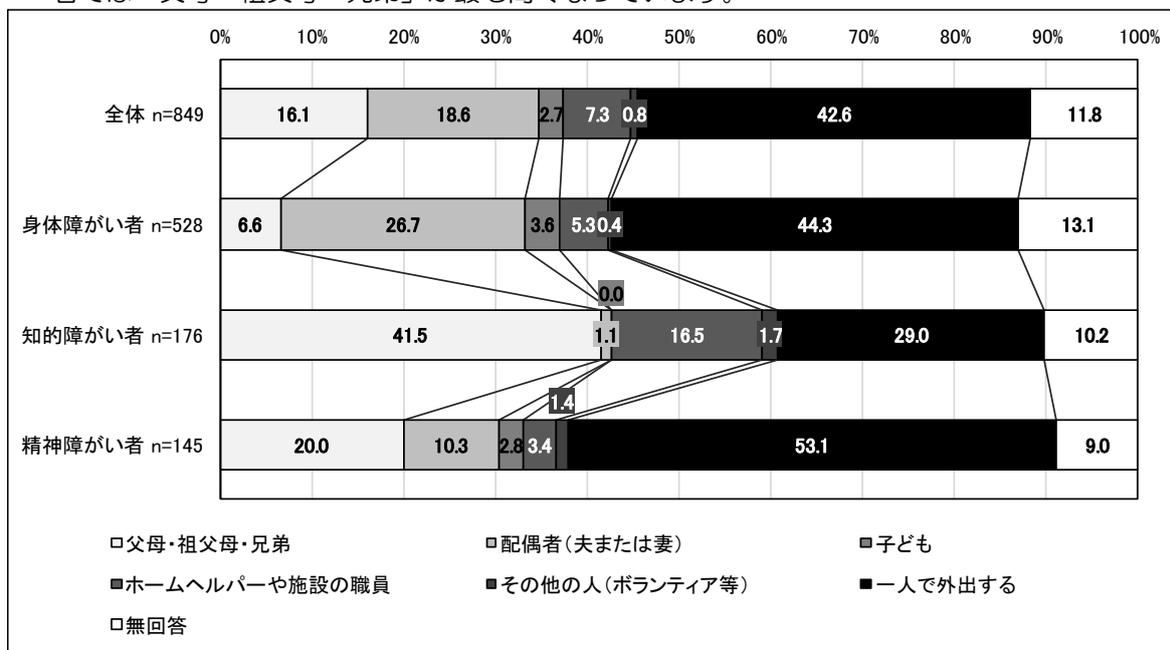
外出頻度については、「毎日外出する」が45.1%と最も高くなっています。次いで、「1週間に数回外出する」が36.1%、「めったに外出しない」が10.4%となっています。

障がい種別にみると、全障がい種別で「毎日外出する」が最も高くなっており、特に知的障がい者では60.2%と半数を超えています。



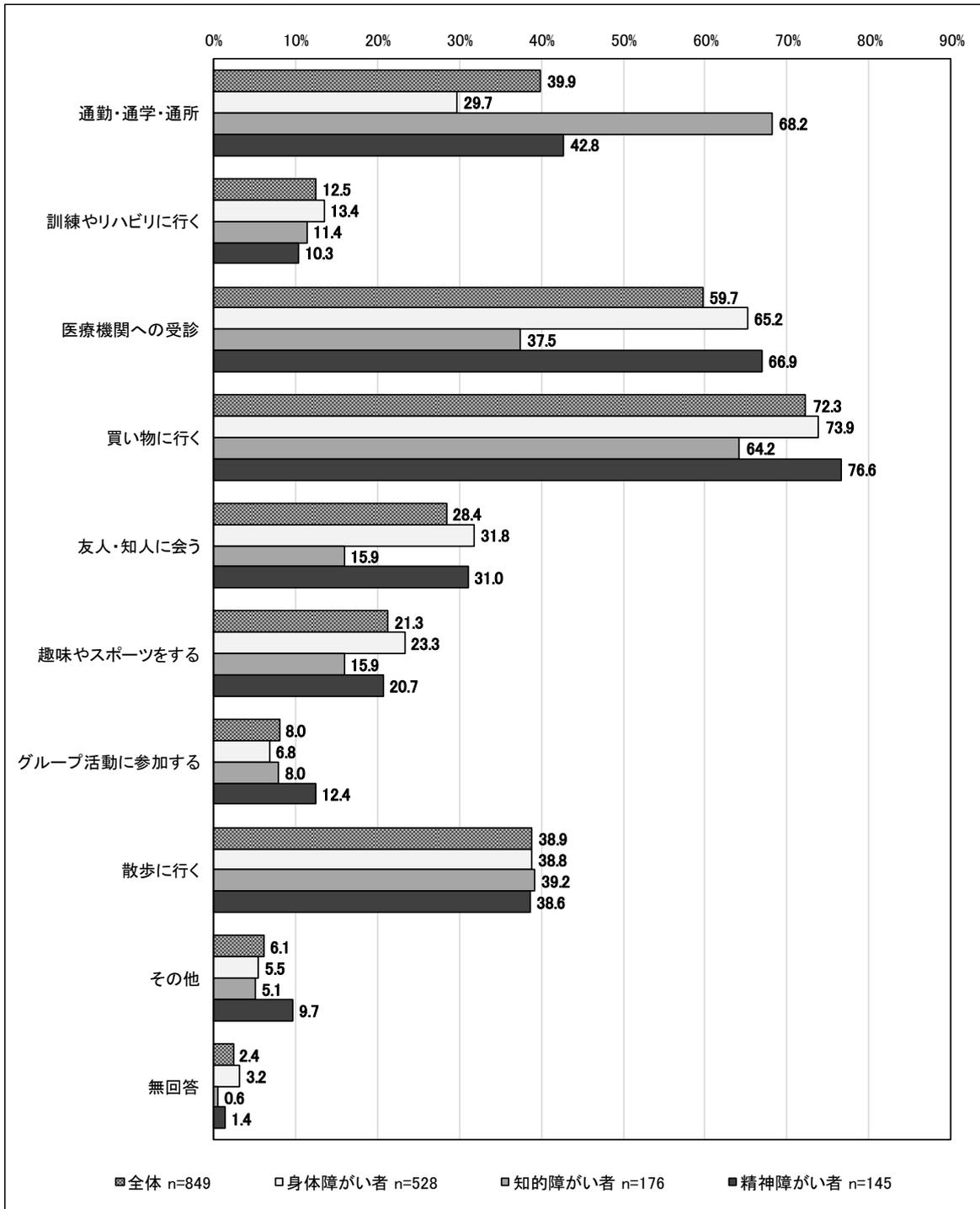
外出する際の主な同伴者については、「一人で外出する」が42.6%と最も高くなっています。次いで、「配偶者（夫または妻）」が18.6%、「父母・祖父母・兄弟」が16.1%となっています。

障がい種別にみると、身体障がい者・精神障がい者では「一人で外出する」が、知的障がい者では「父母・祖父母・兄弟」が最も高くなっています。



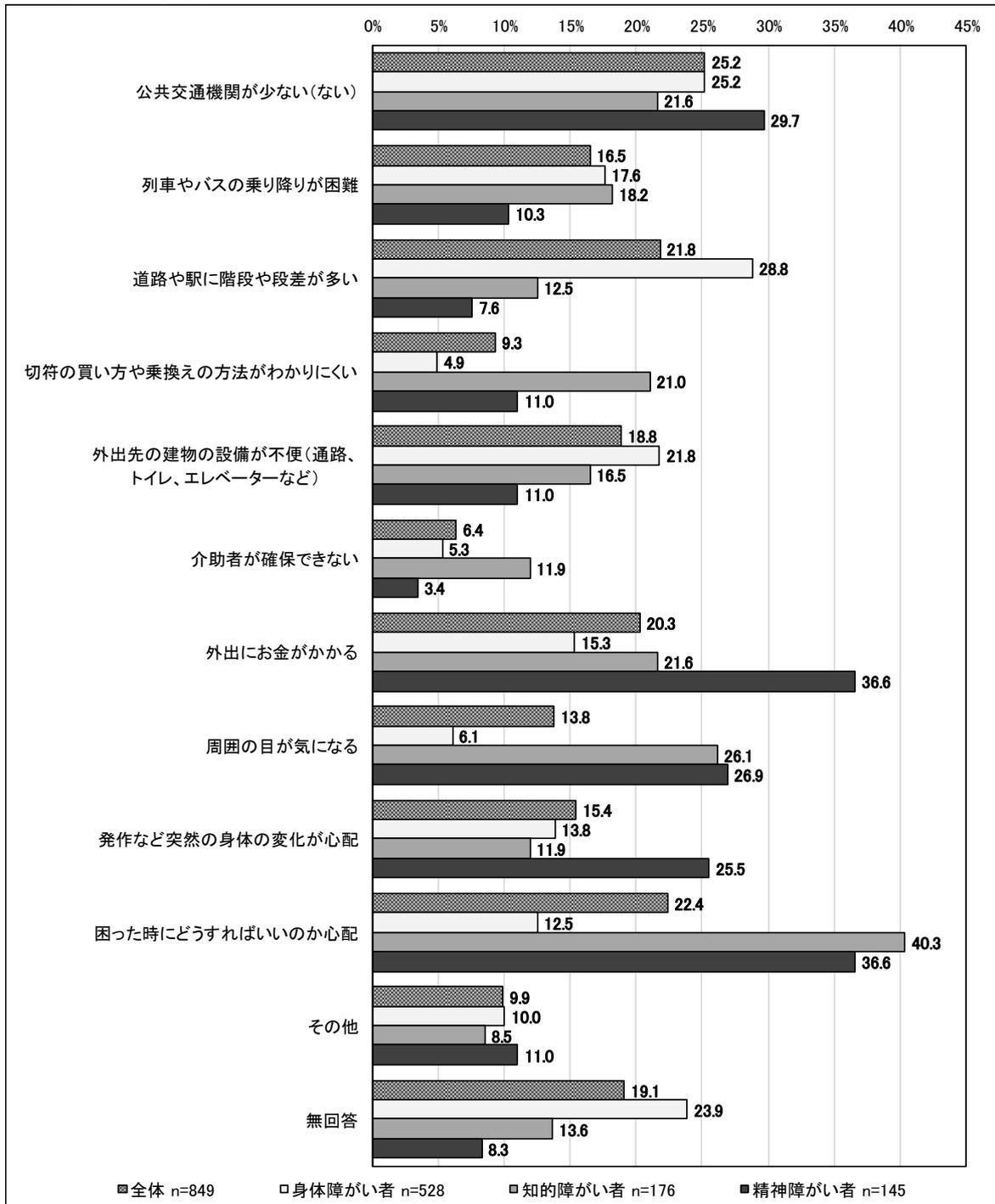
外出の目的については、「買い物に行く」が72.3%と最も高くなっています。次いで、「医療機関への受診」が59.7%、「通勤・通学・通所」が39.9%となっています。

障がい種別にみると、身体障がい者・精神障がい者では「買い物に行く」が、知的障がい者では「通勤・通学・通所」が最も高くなっています。



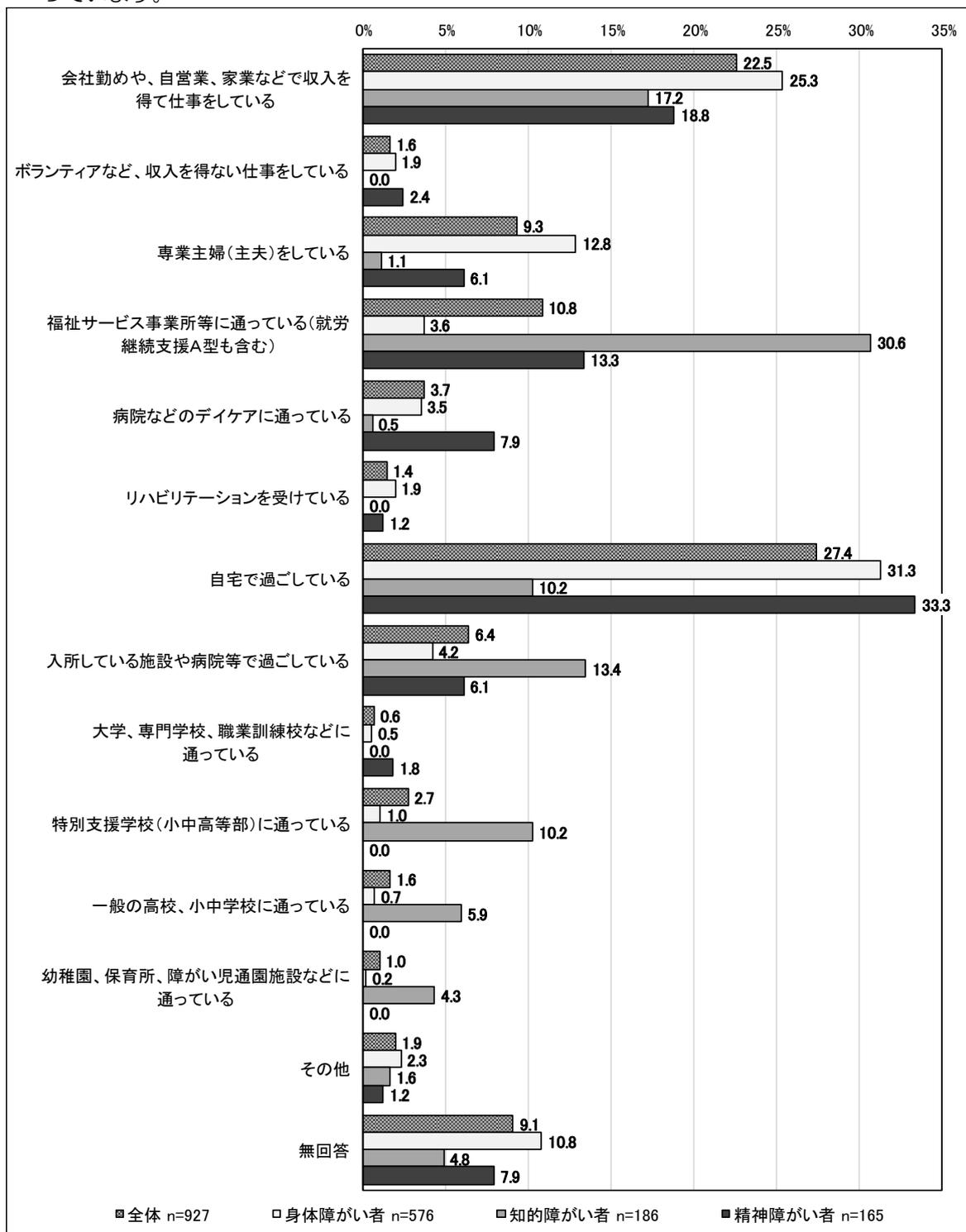
外出時に困ることについては、「公共交通機関が少ない(ない)」が25.2%と最も高くなっています。次いで、「困った時にどうすればいいのか心配」が22.4%、「道路や駅に階段や段差が多い」が21.8%となっています。

障がい種別にみると、身体障がい者では「道路や駅に階段や段差が多い(28.8%)」が、知的障がい者では「困った時にどうすればいいのか心配(40.3%)」が、精神障がい者では「外出にお金がかかる(36.6%)」、「困った時にどうすればいいのか心配(36.6%)」が最も高くなっています。



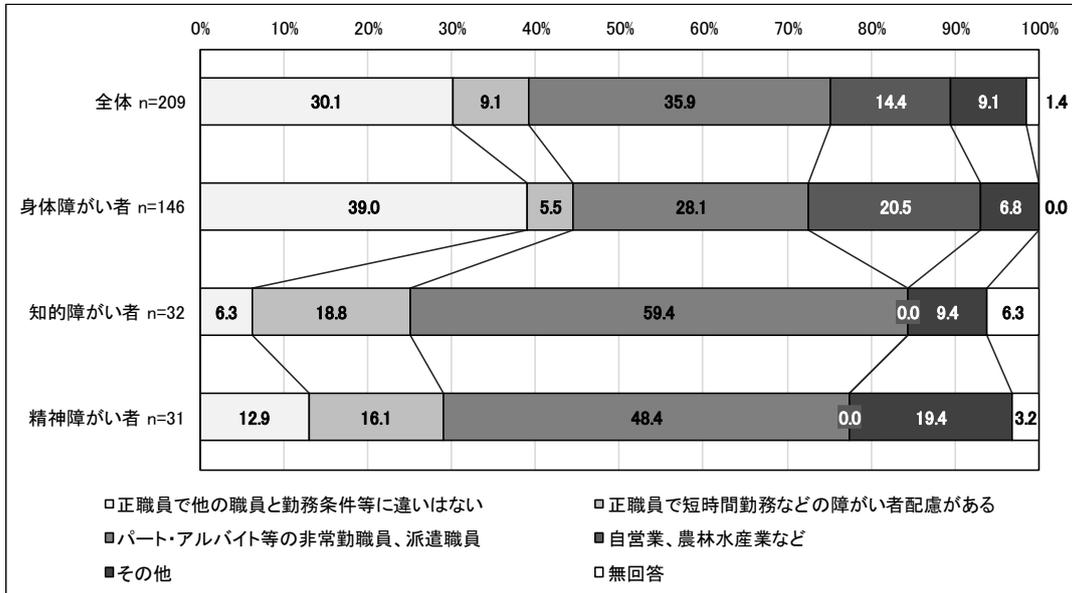
平日の日中の過ごし方については、「自宅で過ごしている」が27.4%と最も高くなっています。次いで、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が22.5%、「福祉サービス事業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」が10.8%となっています。

障がい種別にみると、身体障がい者・精神障がい者では「自宅で過ごしている」が、知的障がい者では「福祉サービス事業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」が最も高くなっています。



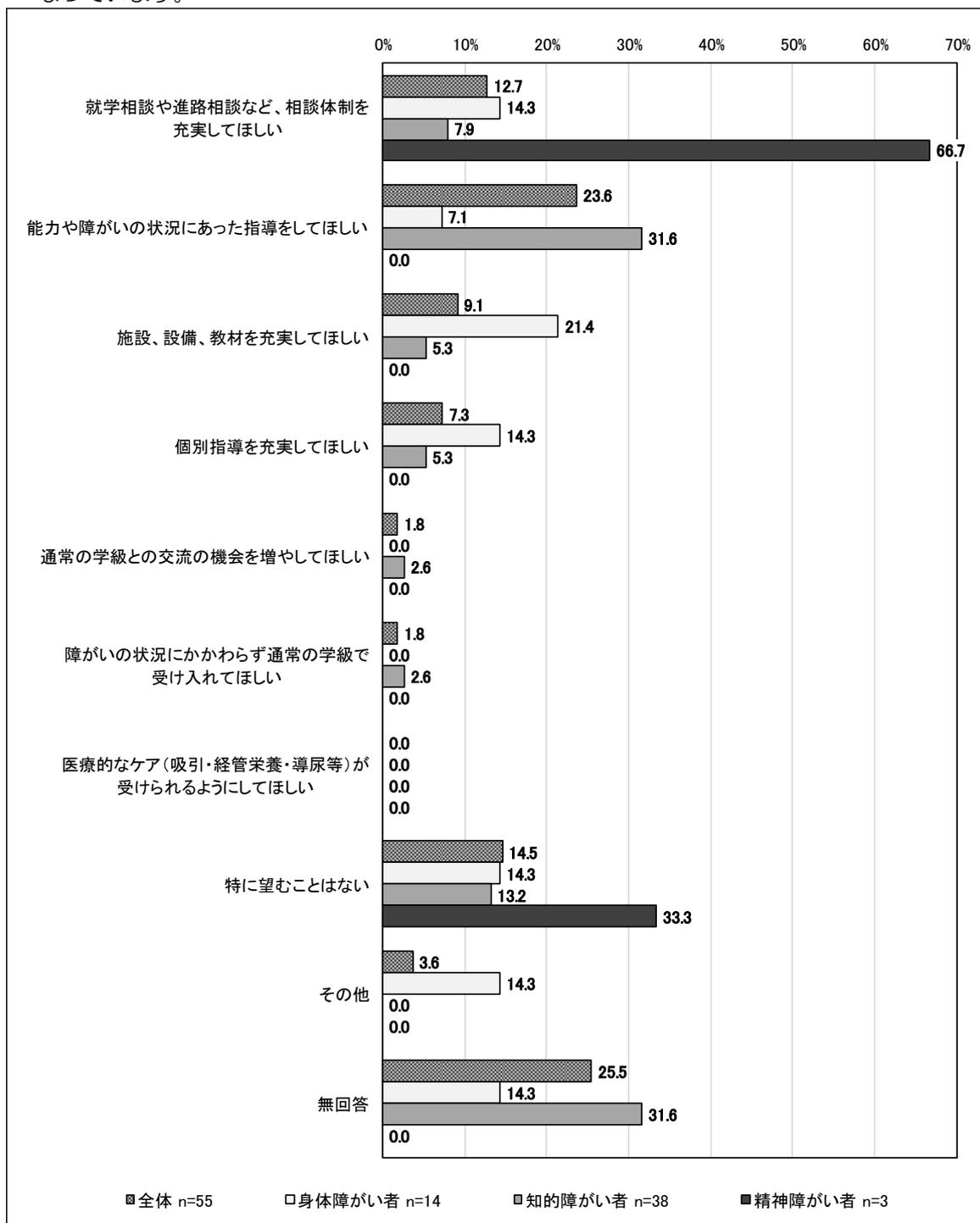
勤務形態については、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が35.9%と最も高くなっています。次いで、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が30.1%、「自営業、農林水産業など」が14.4%となっています。

障がい種別に見ると、身体障がい者では「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が、知的障がい者・精神障がい者では「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が最も高くなっています。



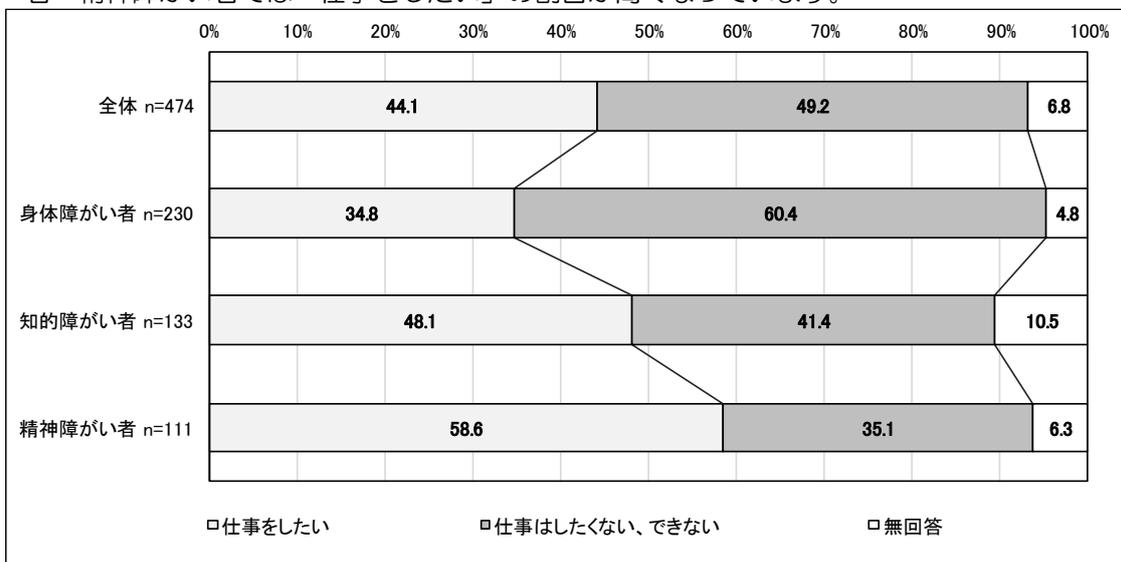
幼稚園・学校などに望むことについては、「能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい」が23.6%と最も高くなっています。次いで、「特に望むことはない」が14.5%、「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」が12.7%となっています。

障がい種別にみると、身体障がい者では「施設、設備、教材を充実してほしい（21.4%）」が、知的障がい者では「能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい（31.6%）」が、精神障がい者では「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい（66.7%）」が最も高くなっています。



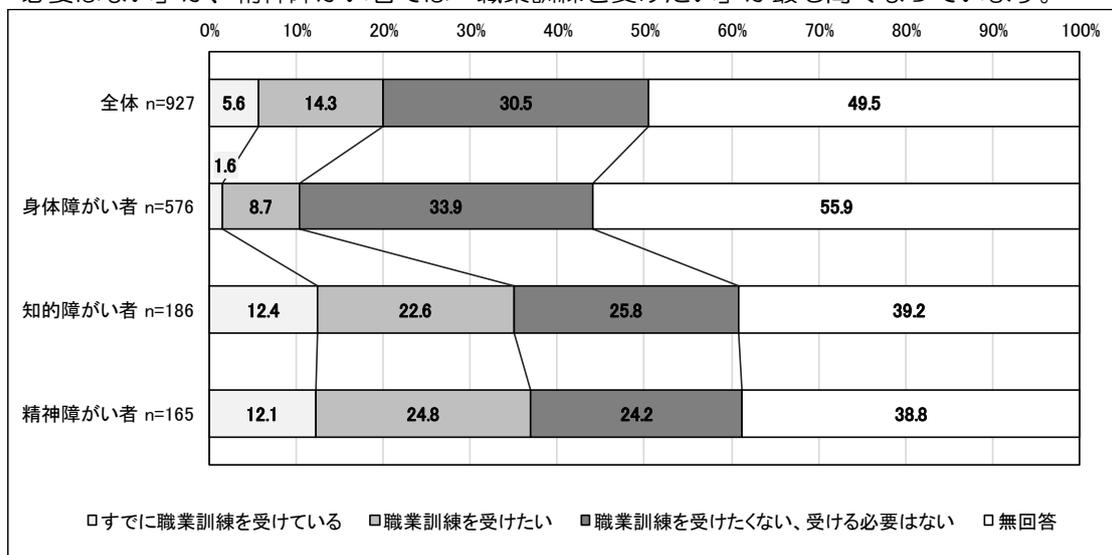
就労意向については、「仕事はしたくない、できない」が49.2%を占めており、「仕事をしたい」が44.1%となっています。

障がい種別にみると、身体障がい者では「仕事はしたくない、できない」が、知的障がい者・精神障がい者では「仕事をしたい」の割合が高くなっています。



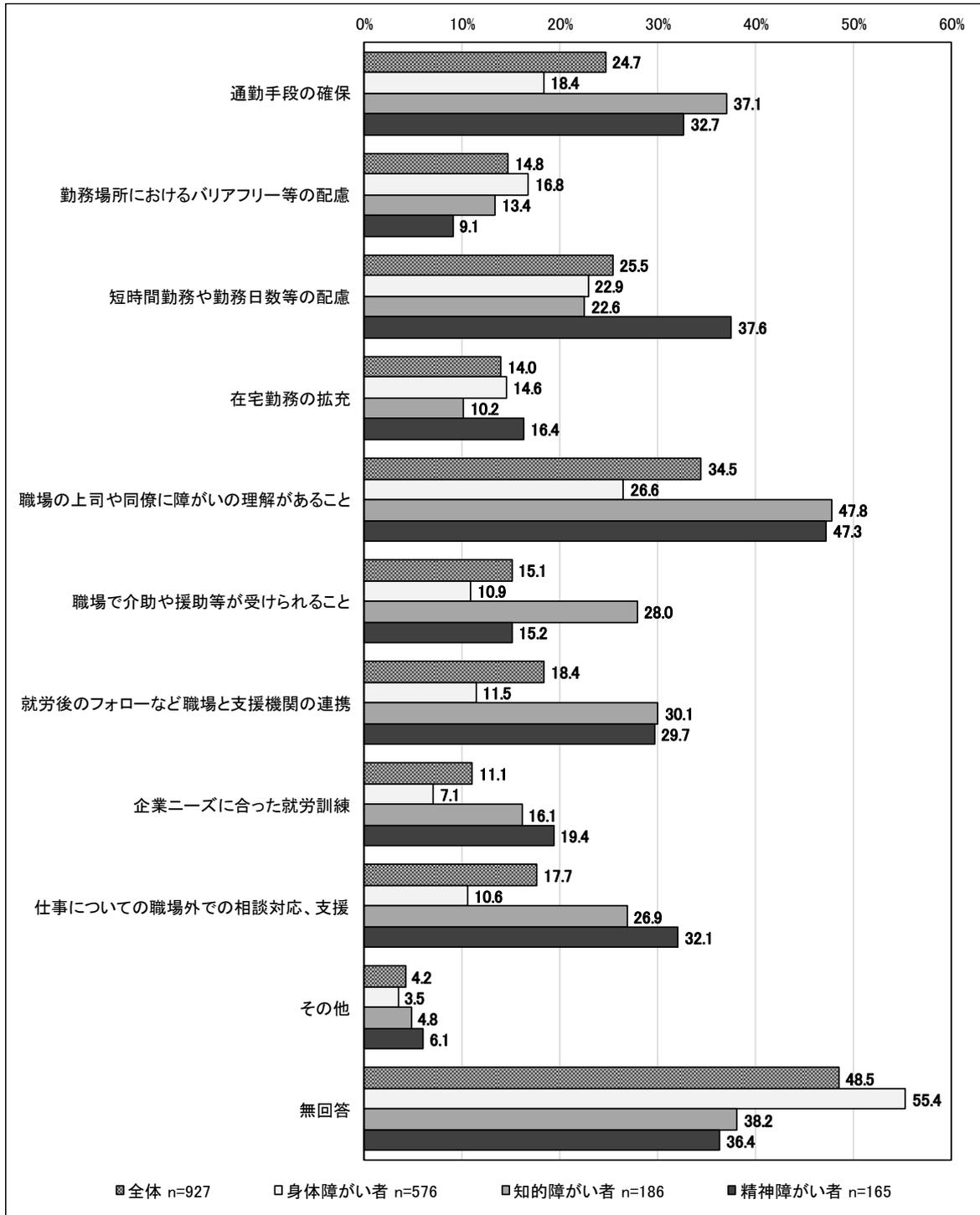
職業訓練などの受講意向については、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が30.5%と最も高くなっています。次いで、「職業訓練を受けたい」が14.3%、「すでに職業訓練を受けている」が5.6%となっています。

障がい種別にみると、身体障がい者・知的障がい者では「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が、精神障がい者では「職業訓練を受けたい」が最も高くなっています。



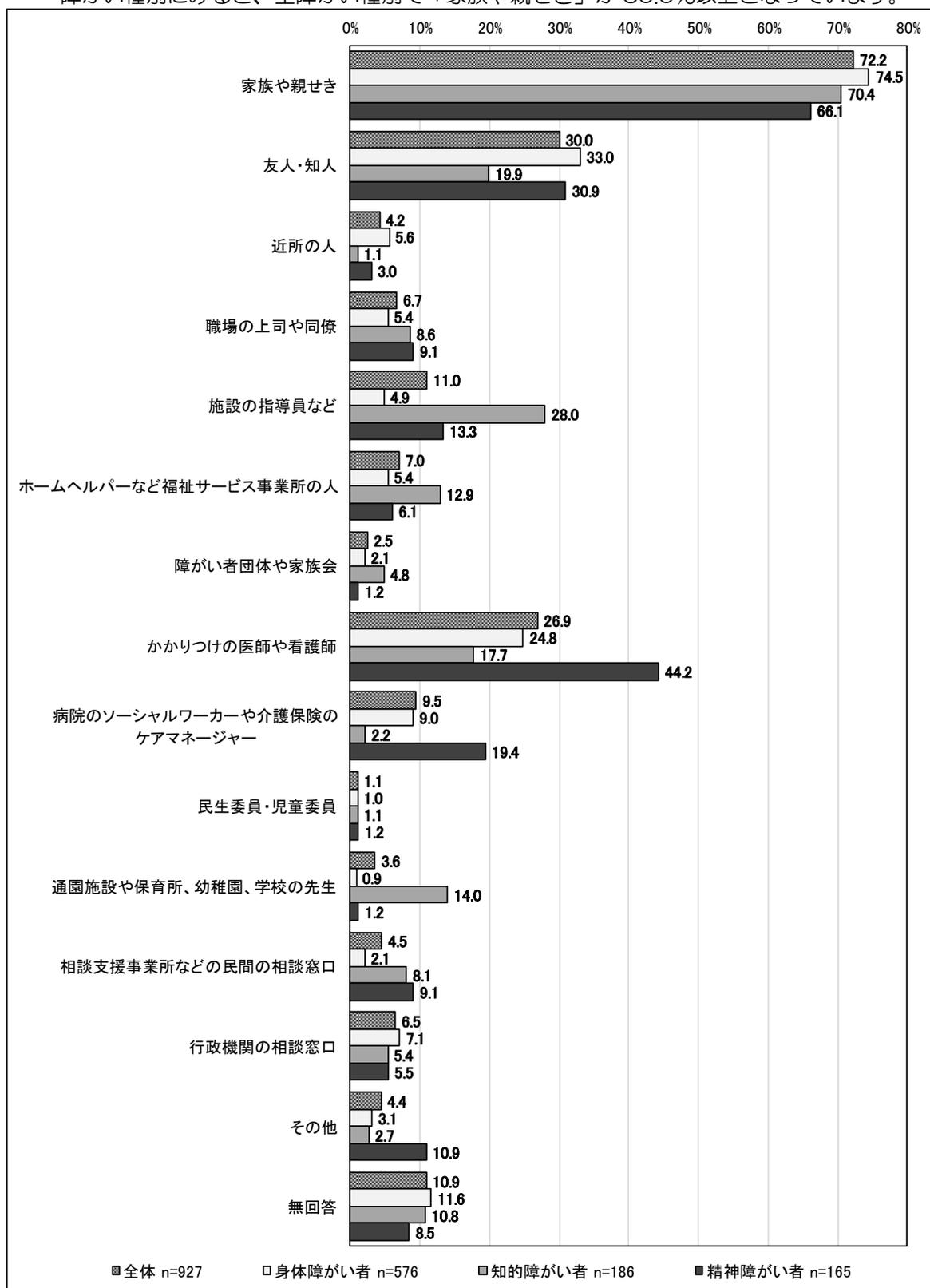
障がい者の就労支援として必要なことについては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が34.5%と最も高くなっています。次いで、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が25.5%、「通勤手段の確保」が24.7%となっています。

障がい種別にみると、全障がい種別で「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が最も高くなっています。特に、知的障がい者・精神障がい者では半数近い方が「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」と回答しています。



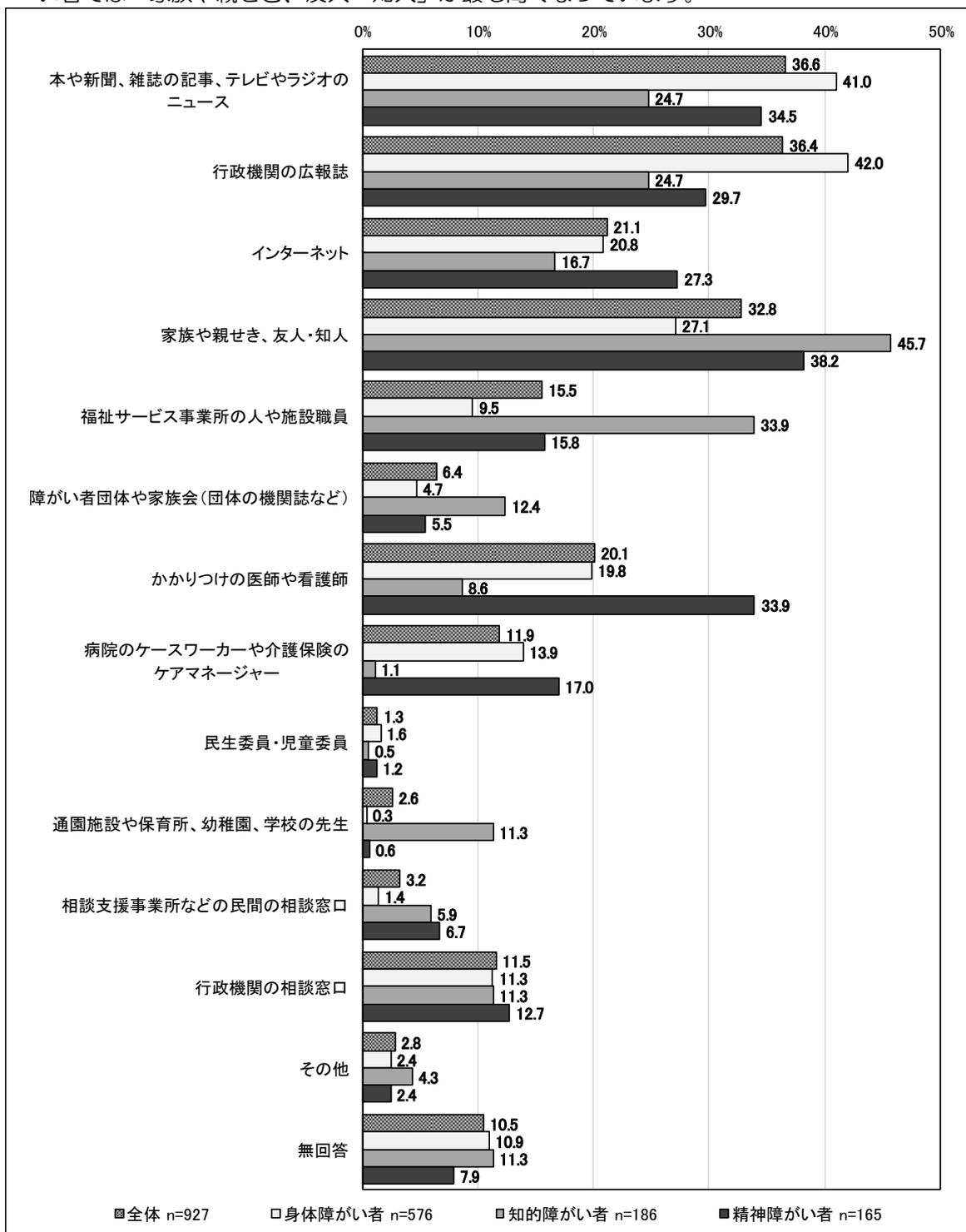
悩みや困ったことの相談相手については、「家族や親せき」が72.2%と最も高くなっています。次いで、「友人・知人」が30.0%、「かかりつけの医師や看護師」が26.9%となっています。

障がい種別に見ると、全障がい種別で「家族や親せき」が60.0%以上となっています。



障がいのことや福祉サービスなどの情報源については、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が36.6%と最も高くなっています。次いで、「行政機関の広報誌」が36.4%、「家族や親せき、友人・知人」が32.8%となっています。

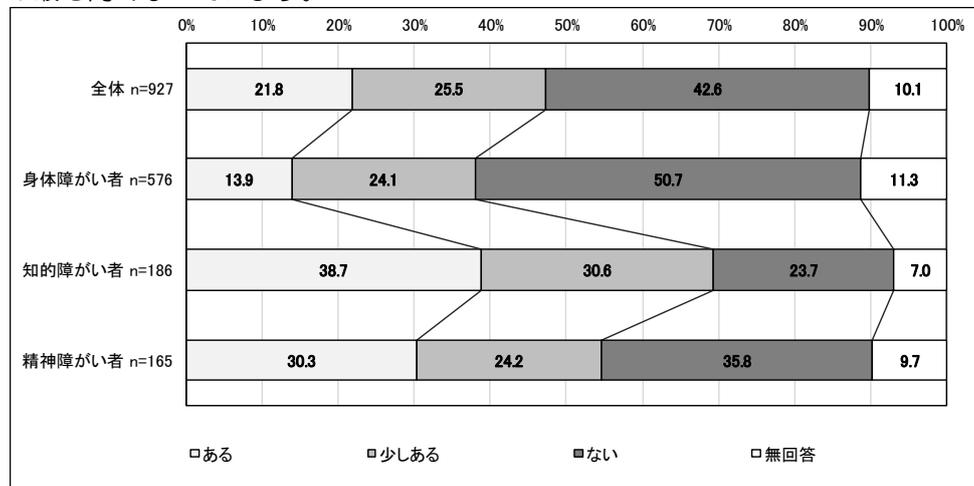
障がい種別にみると、身体障がい者では「行政機関の広報誌」が、知的障がい者・精神障がい者では「家族や親せき、友人・知人」が最も高くなっています。



■【権利擁護について】

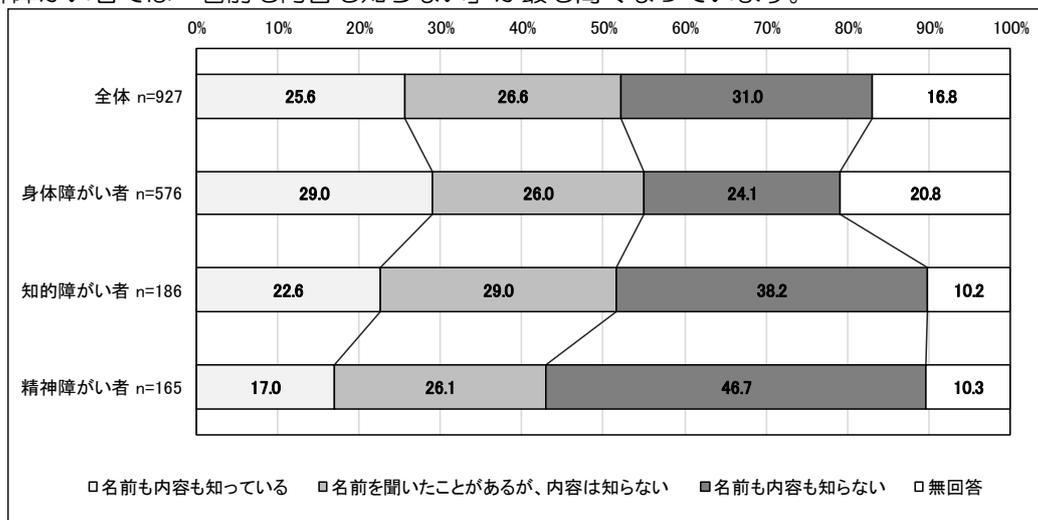
差別などを受けた経験については、「ない」が42.6%と最も高くなっています。次いで、「少しある」が25.5%、「ある」が21.8%となっています。

障がい種別にみると、身体障がい者・精神障がい者では「ない」が、知的障がい者では「ある」が最も高くなっています。



成年後見制度の認知状況については、「名前も内容も知らない」が31.0%と最も高くなっています。次いで、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が26.6%、「名前も内容も知っている」が25.6%となっています。

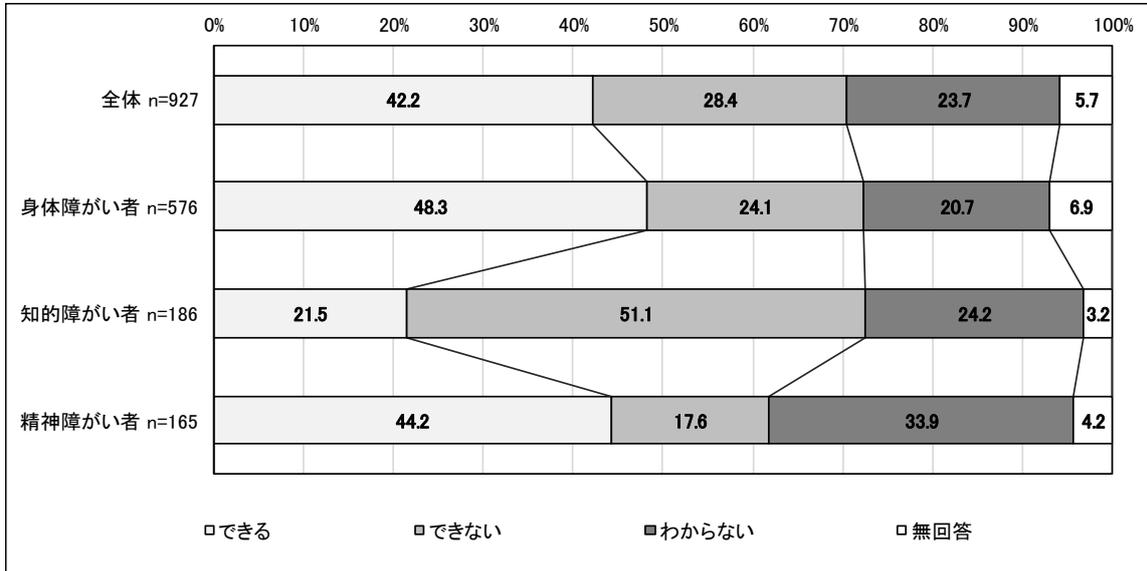
障がい種別にみると、身体障がい者では「名前も内容も知っている」が、知的障がい者・精神障がい者では「名前も内容も知らない」が最も高くなっています。



■【災害時の避難等について】

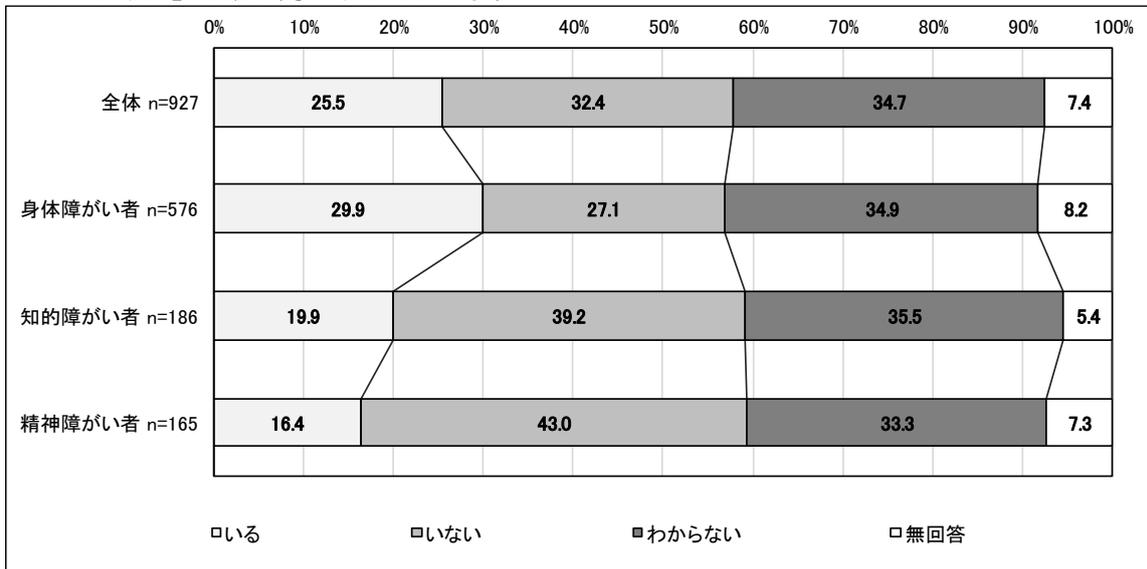
災害時の一人での避難については、「できる」が42.2%と最も高くなっています。次いで、「できない」が28.4%、「わからない」が23.7%となっています。

障がい種別にみると、身体障がい者・精神障がい者では「できる」が、知的障がい者では「できない」が最も高くなっています。



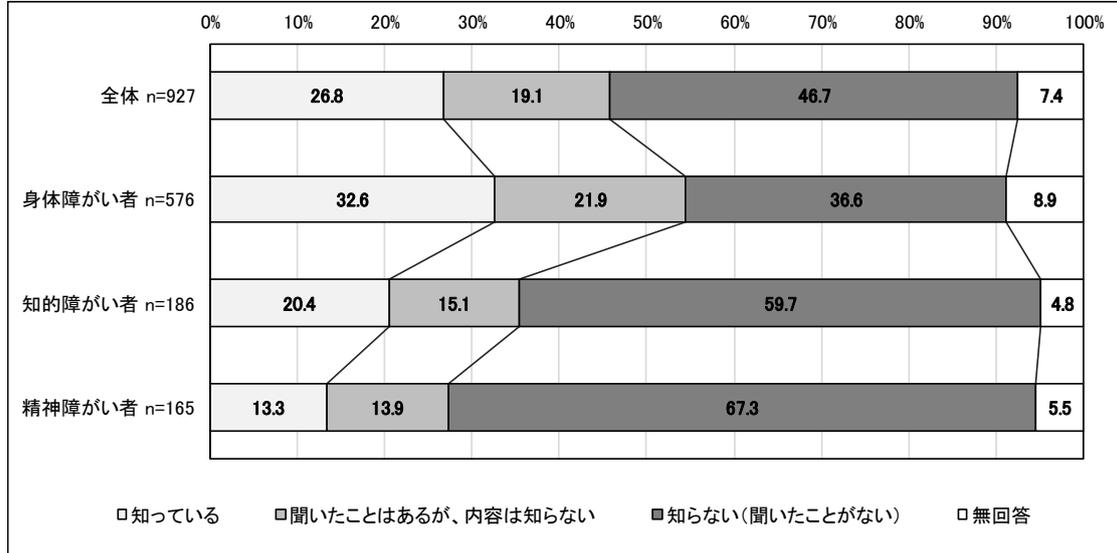
近所で助けてくれる人の有無については、「わからない」が34.7%と最も高くなっています。次いで、「いない」が32.4%、「いる」が25.5%となっています。

障がい種別にみると、身体障がい者では「わからない」が、知的障がい者・精神障がい者では「いない」が最も高くなっています。



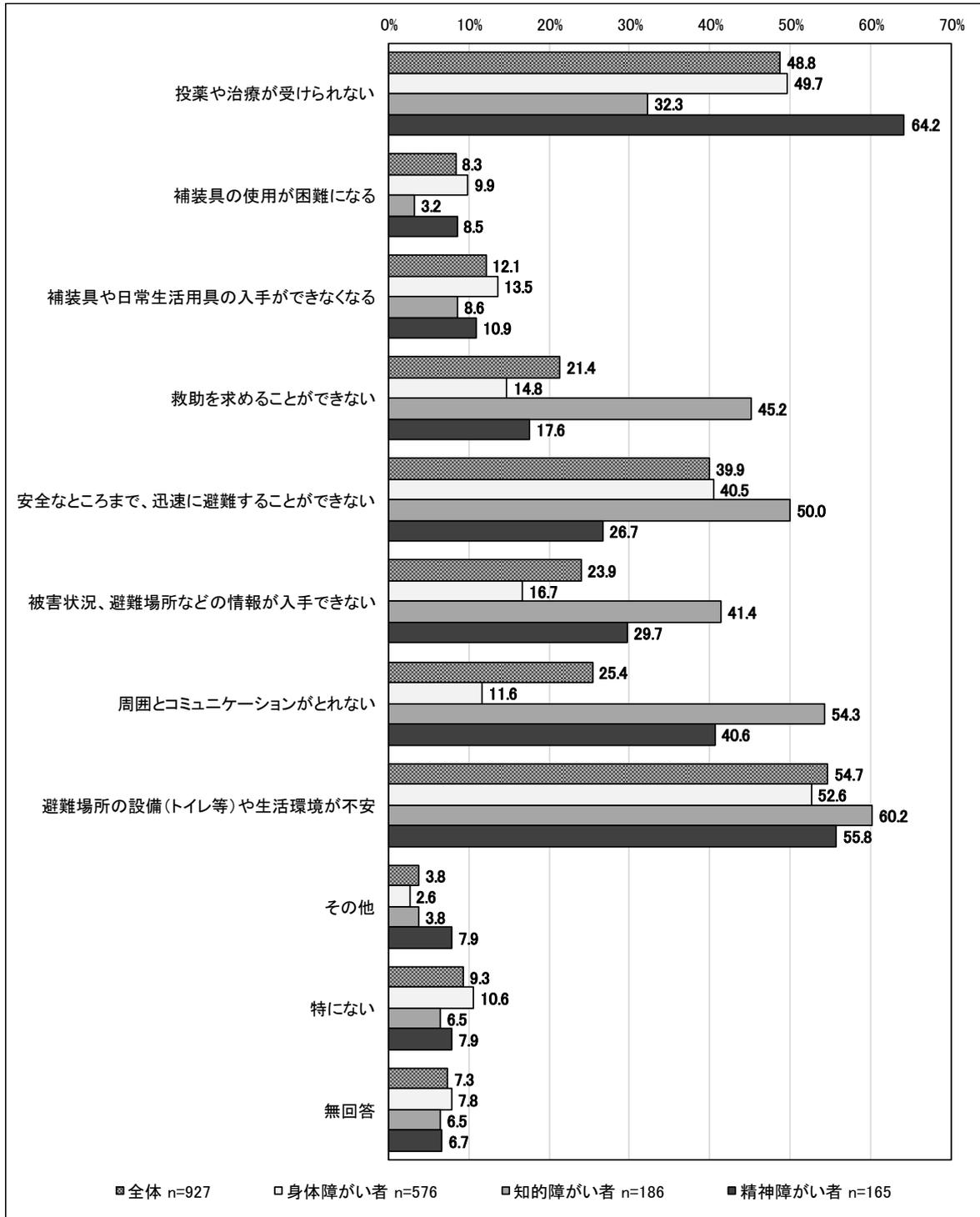
「災害時避難行動要支援者避難支援プラン（以下、災害時避難支援プラン）」の認知状況については、「知らない（聞いたことがない）」が46.7%と最も高くなっています。次いで、「知っている」が26.8%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が19.1%となっています。

障がい種別にみると、全障がい種別で「知らない（聞いたことがない）」が最も高くなっています。特に、知的障がい者・精神障がい者では半数以上の方が「知らない（聞いたことがない）」と回答しています。



災害時に困ることについては、「避難所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が54.7%と最も高くなっています。次いで、「投薬や治療が受けられない」が48.8%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が39.9%となっています。

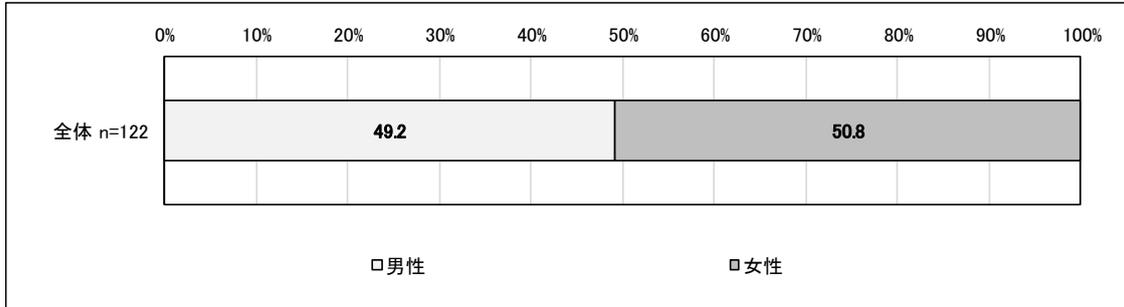
障がい種別にみると、身体障がい者・知的障がい者では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が、精神障がい者では「投薬や治療が受けられない」が最も高くなっています。



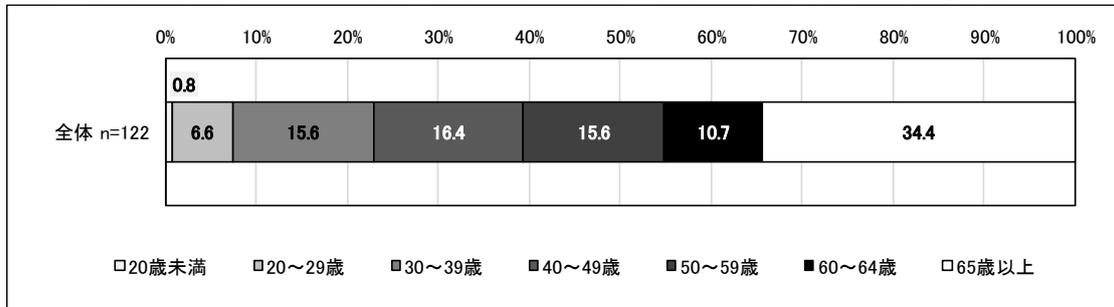
一般市民対象調査結果

■【本人の状況について】

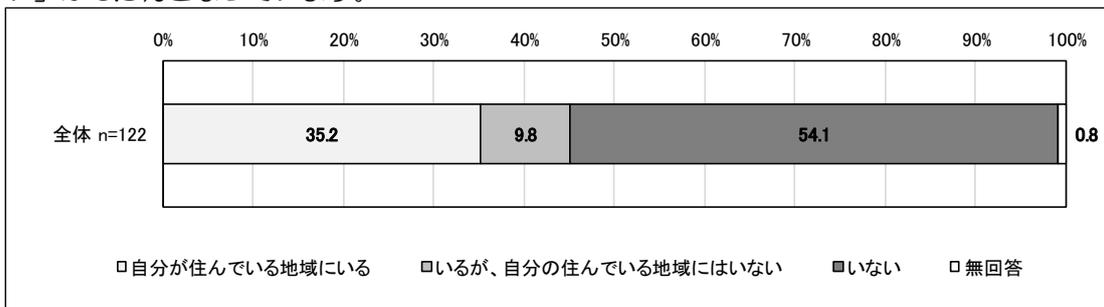
回答者の性別については、「男性」が49.2%、「女性」が50.8%となっています。



回答者の年齢については、「65歳以上」が34.4%と最も高くなっています。次いで、「40～49歳」が16.4%、「30～39歳」、「50～59歳」が15.6%となっています。

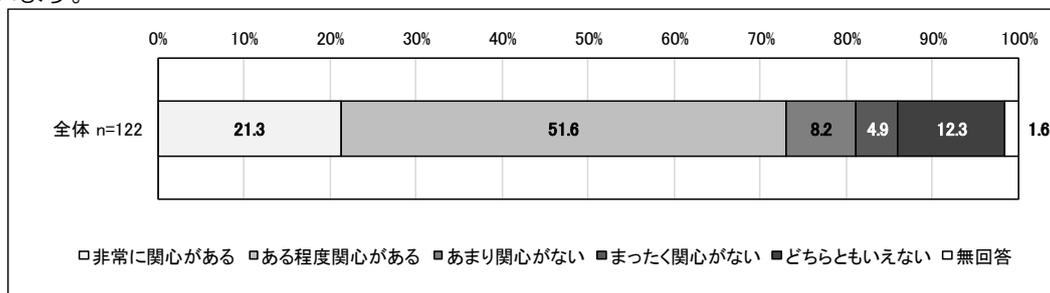


身近に障がい者がいるかについては、「いない」が54.1%と最も高くなっています。次いで、「自分が住んでいる地域にいる」が35.2%、「いるが、自分の住んでいる地域にはいない」が9.8%となっています。

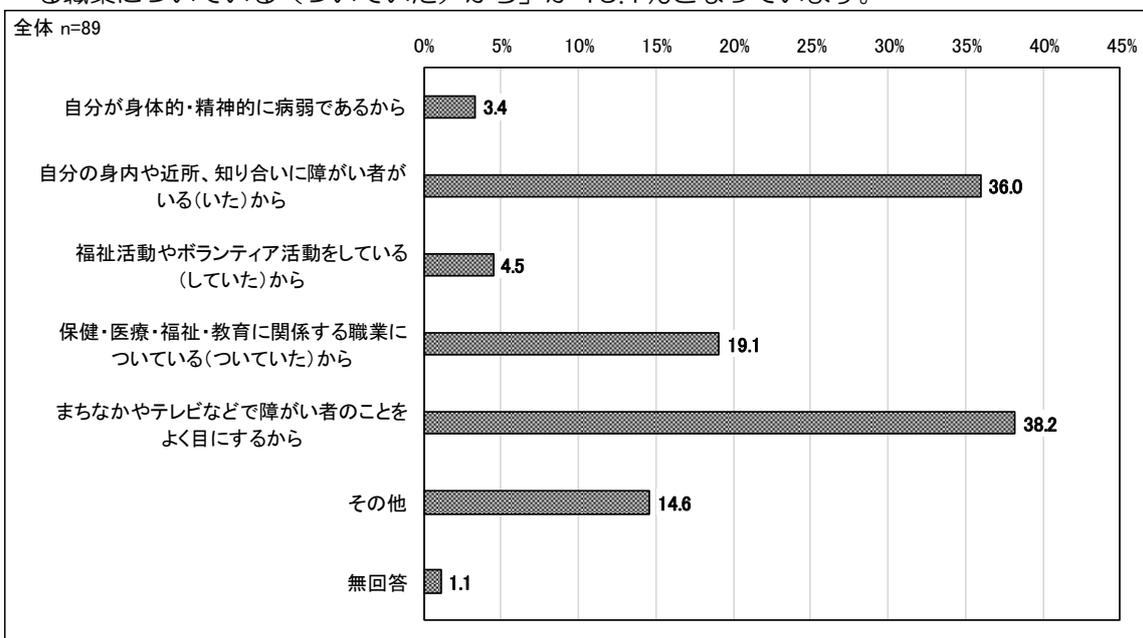


■【障がい者福祉への関心について】

障がい者の福祉への関心については、「ある程度関心がある」が51.6%と最も高くなっています。次いで、「非常に関心がある」が21.3%、「どちらともいえない」が12.3%となっています。

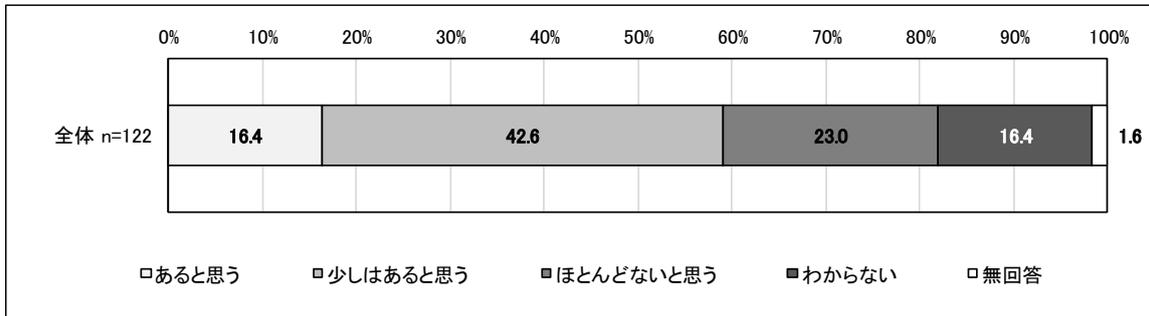


障がい者の福祉への関心を持っている理由については、「まちなかやテレビなどで障がい者のことをよく目にするから」が38.2%と最も高くなっています。次いで、「自分の身内や近所、知り合いに障がい者がいる(いた)から」が36.0%、「保健・医療・福祉・教育に関係する職業についている(ついていた)から」が19.1%となっています。

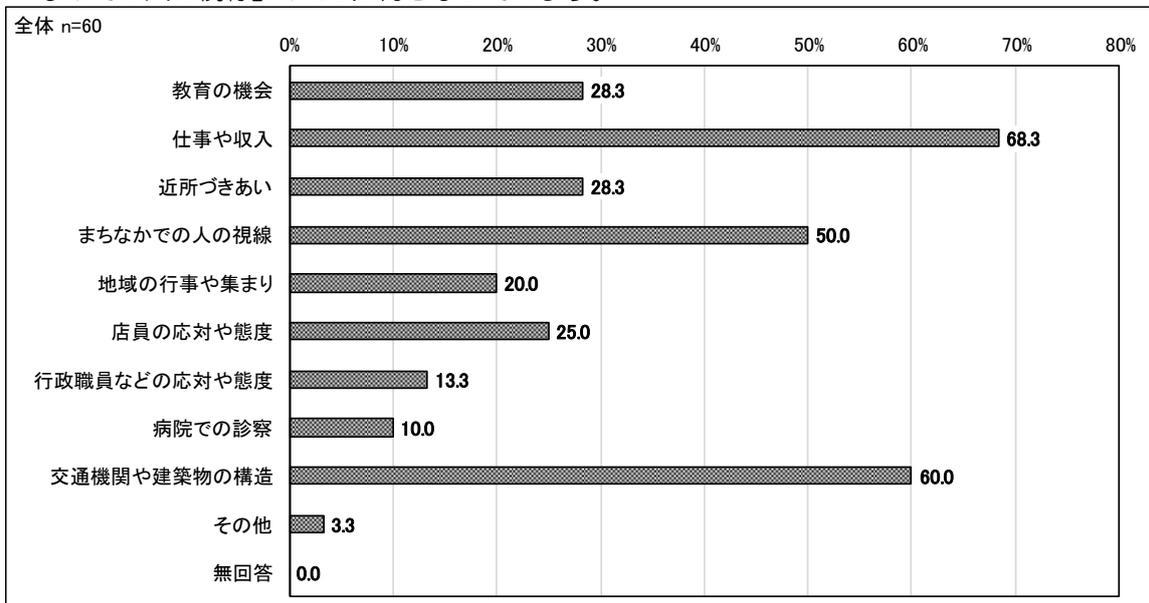


■【障がい者に対する理解について】

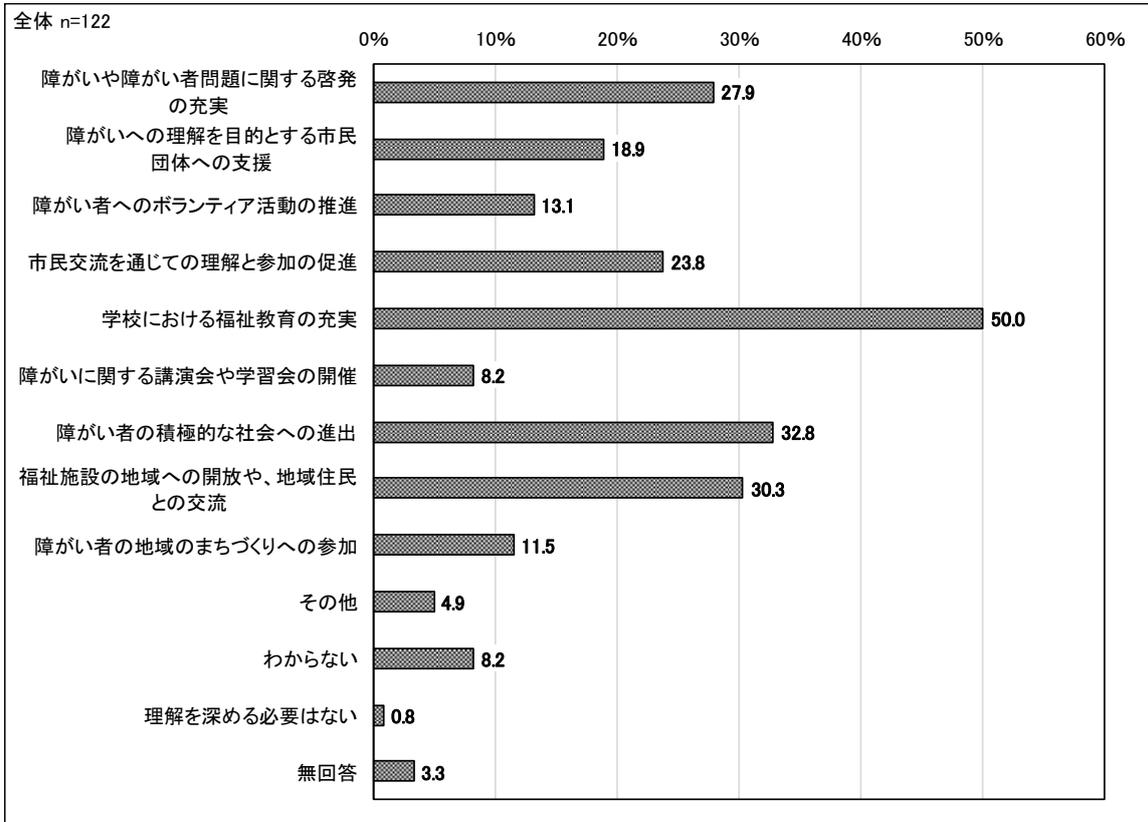
障がいを理由とする差別や偏見の有無については、「少しはあると思う」が42.6%と最も高くなっています。次いで、「ほとんどないと思う」が23.0%、「あると思う」、「わからない」が16.4%となっています。



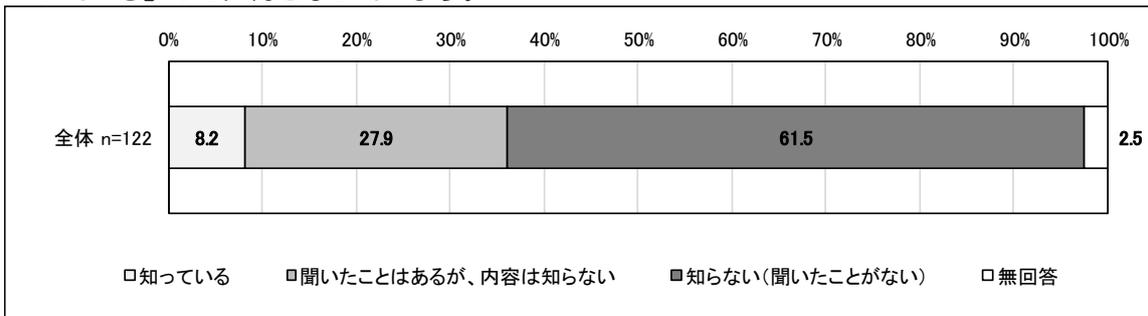
居住地域での障がい者への対応や理解が足りないと感じる場面については、「仕事や収入」が68.3%と最も高くなっています。次いで、「交通機関や建築物の構造」が60.0%、「まちなかでの人の視線」が50.0%となっています。



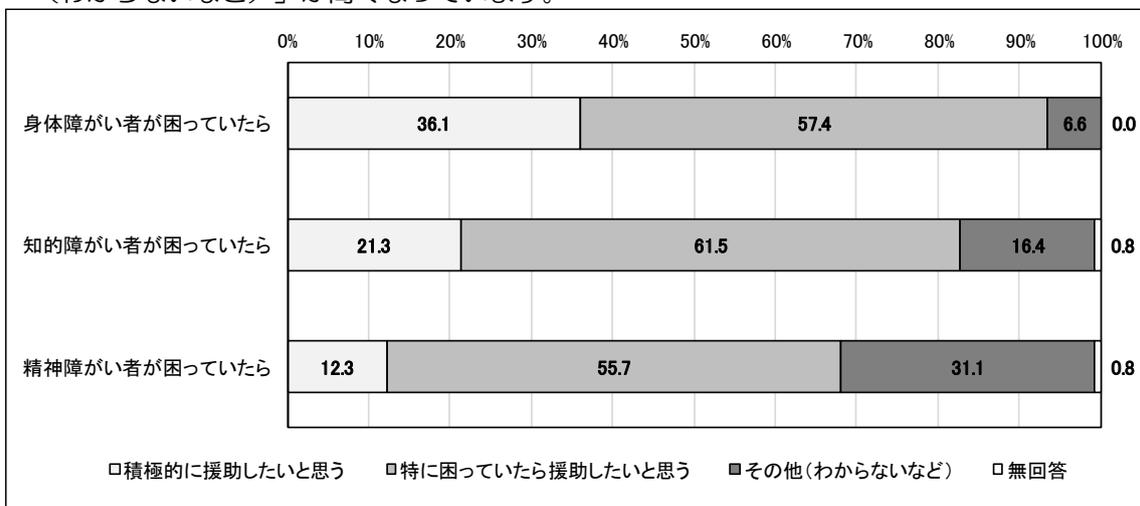
障がい者への理解を深めるために必要なことについては、「学校における福祉教育の充実」が50.0%と最も高くなっています。次いで、「障がい者の積極的な社会への進出」が32.8%、「福祉施設の地域への開放や、地域住民との交流」が30.3%となっています。



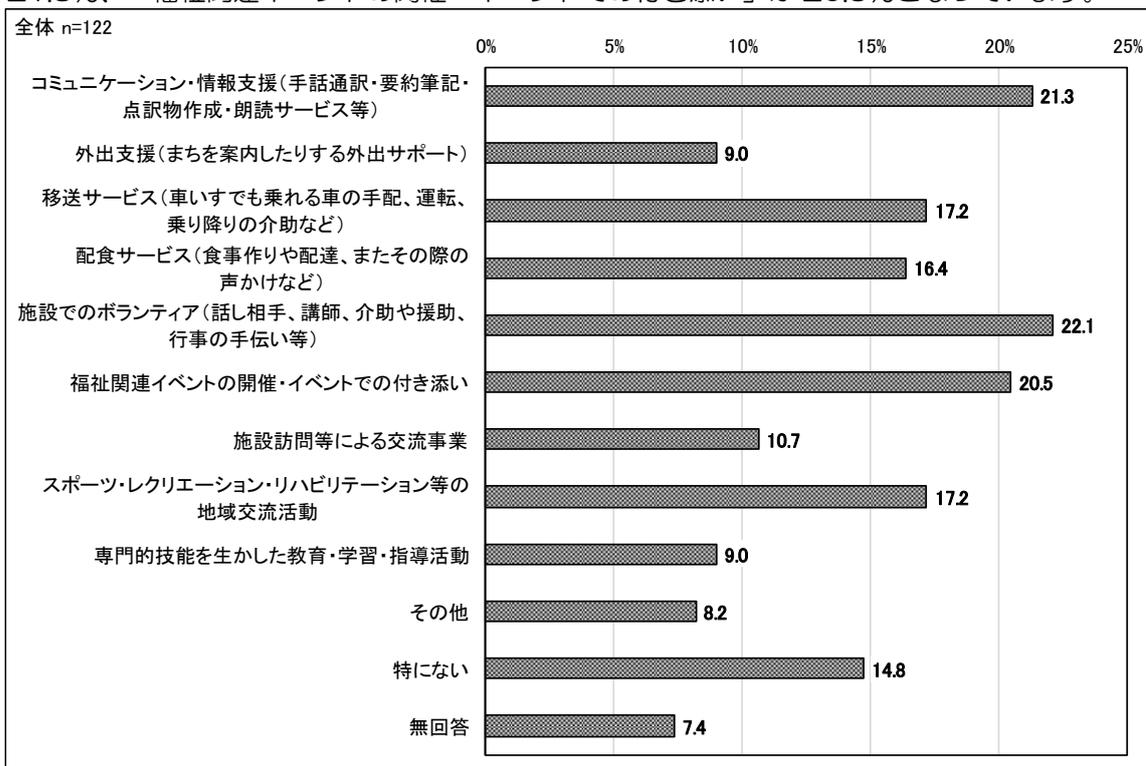
「障害者差別解消法」の認知状況については、「知らない(聞いたことがない)」が61.5%と最も高くなっています。次いで、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が27.9%、「知っている」が8.2%となっています。



障がい者が困っていた場合の対応については、全ての項目で「特に困っていたら援助したいと思う」が50.0%以上と最も高くなっています。次いで、身体障がい者・知的障がい者が困っている場合には「積極的に援助したい」が高く、精神障がい者が困っている場合には「その他（わからないなど）」が高くなっています。

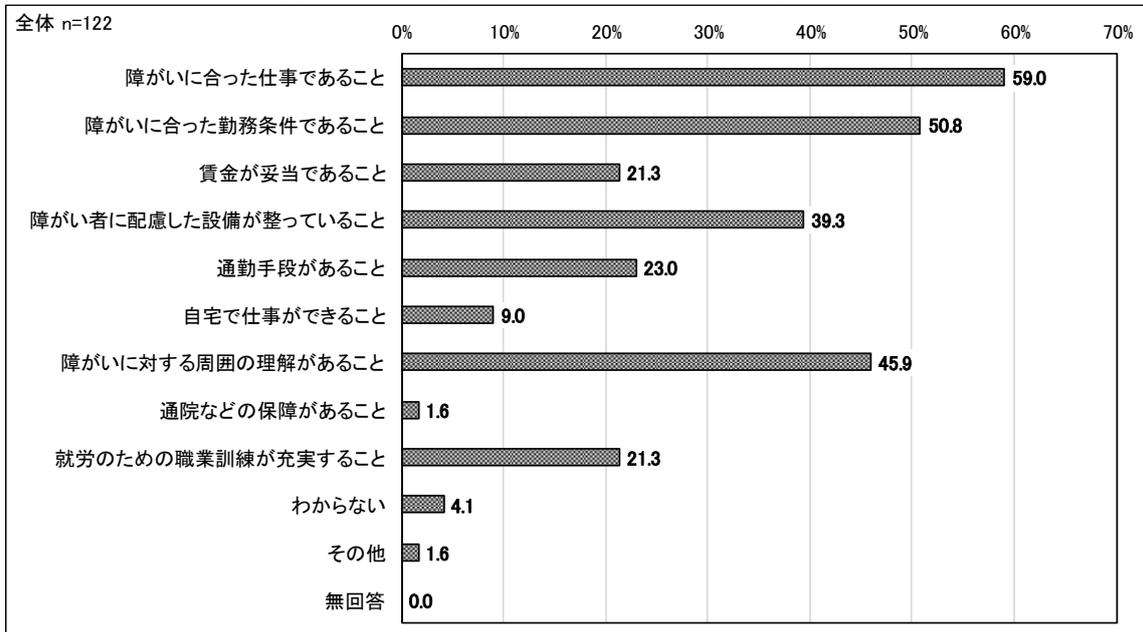


障がい者に対して行ってみたい支援や活動については、「施設でのボランティア（話し相手、講師、介助や援助、行事の手伝い等）」が22.1%と最も高くなっています。次いで、「コミュニケーション・情報支援（手話通訳・要約筆記・点訳物作成・朗読サービス等）」が21.3%、「福祉関連イベントの開催・イベントでの付き添い」が20.5%となっています。

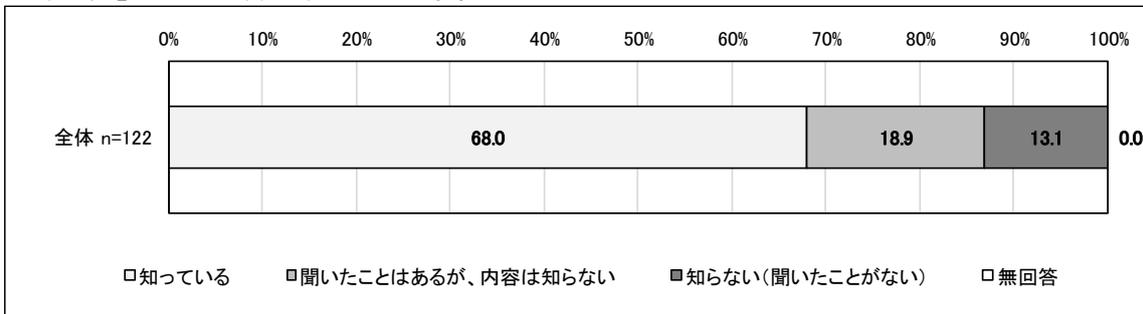


■【障がい者の就労・教育について】

障がい者が働くために必要な条件については、「障がいにあった仕事であること」が59.0%と最も高くなっています。次いで、「障がいにあった勤務条件であること」が50.8%、「障がいに対する周囲の理解があること」が45.9%となっています。

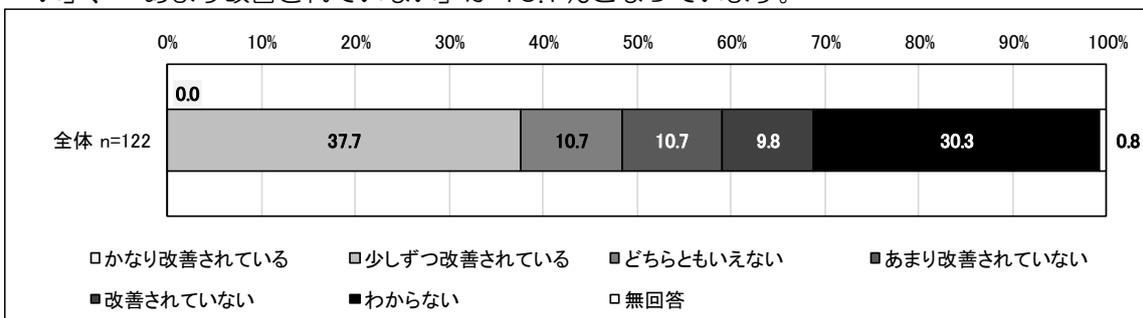


障害者雇用促進法の認知状況については、「知っている」が68.0%と最も高くなっています。次いで、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が18.9%、「知らない(聞いたことがない)」が13.1%となっています。

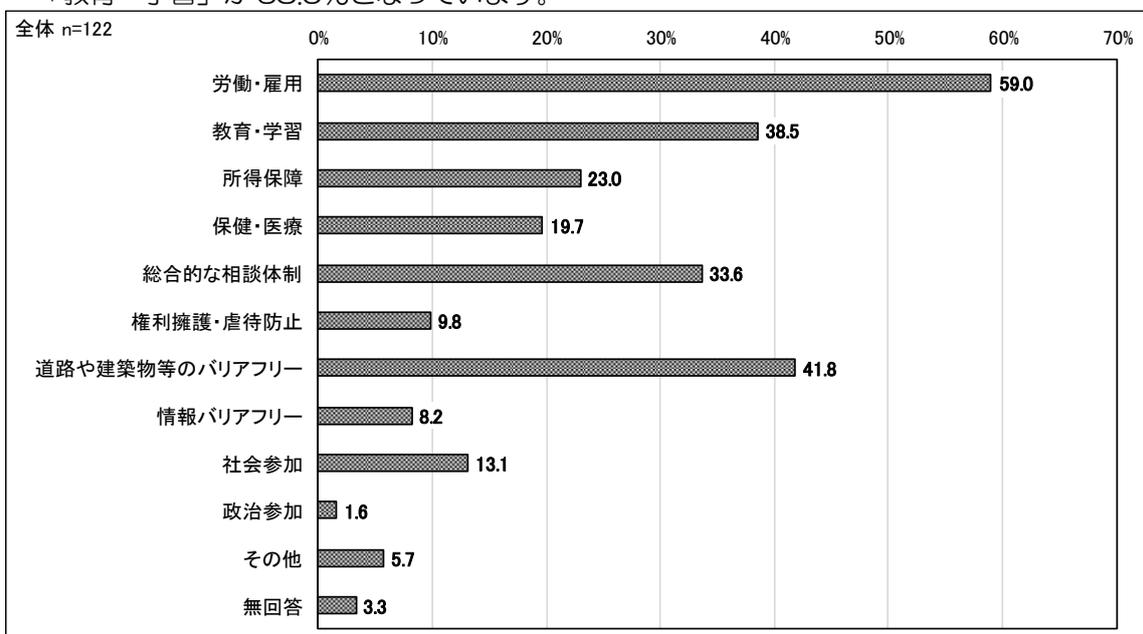


■【福祉のまちづくり・本市の障がい者施策について】

障がい者が外出しやすい環境への改善状況については、「少しずつ改善されている」が37.7%と最も高くなっています。次いで、「わからない」が30.3%、「どちらともいえない」、「あまり改善されていない」が10.7%となっています。

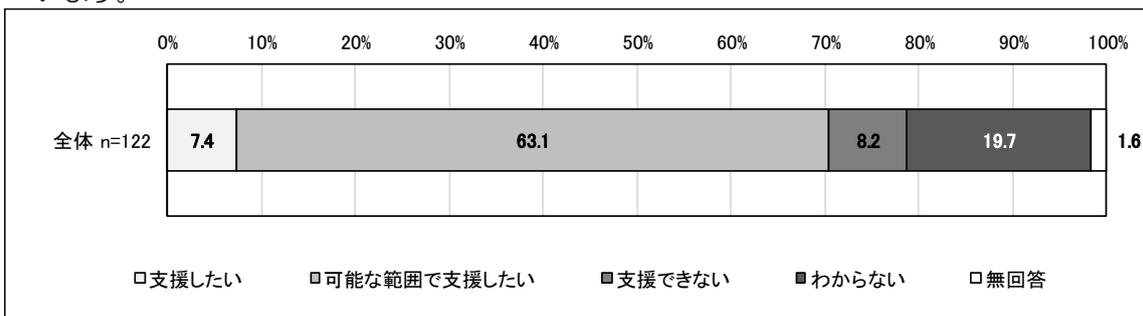


本市の障がい者施策において強化することが望ましい分野については、「労働・雇用」が59.0%と最も高くなっています。次いで、「道路や建築物等のバリアフリー」が41.8%、「教育・学習」が38.5%となっています。



■【災害時の対応について】

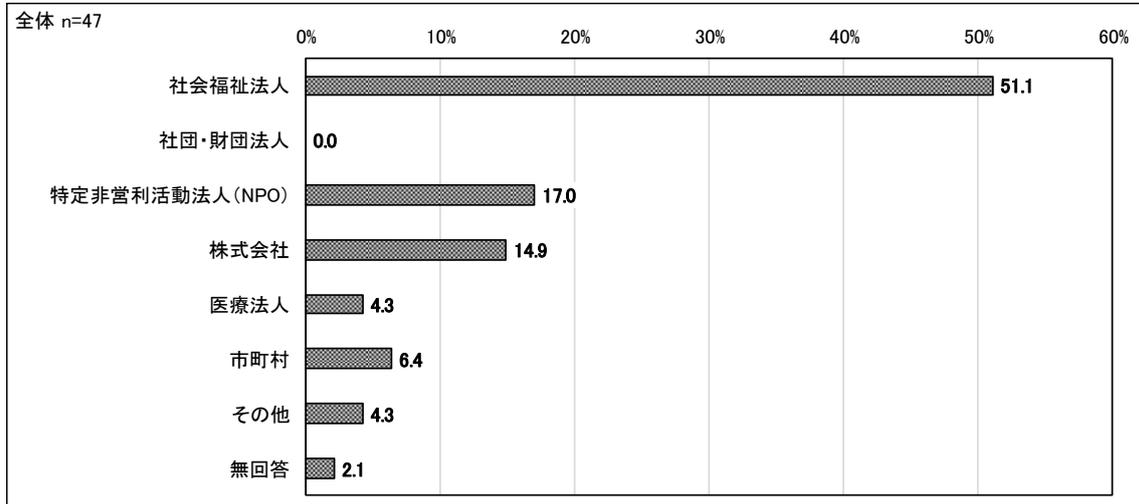
災害発生時の要支援者への避難支援については、「可能な範囲で支援したい」が63.1%と最も高くなっています。次いで、「わからない」が19.7%、「支援できない」が8.2%となっています。



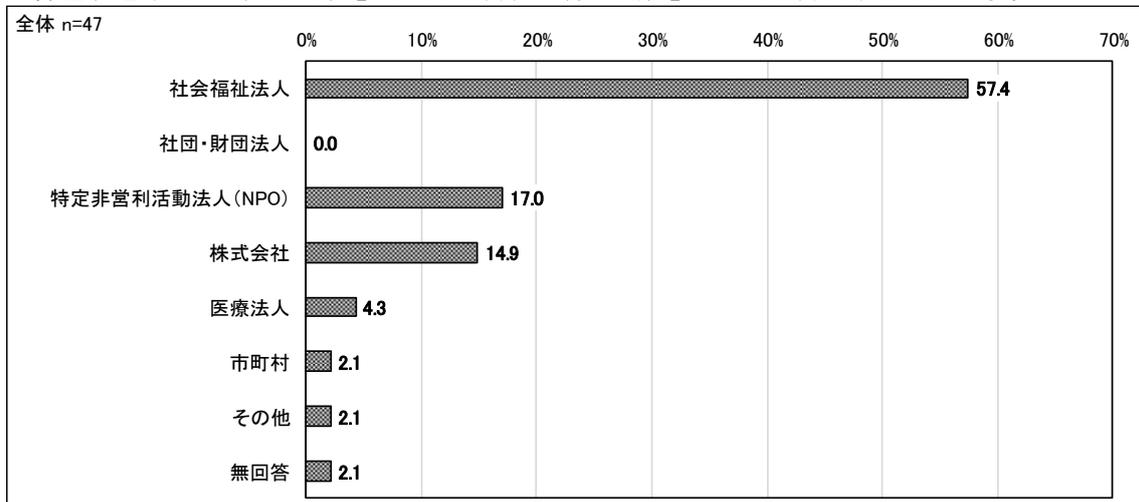
事業所対象調査結果

■【事業所の概要について】

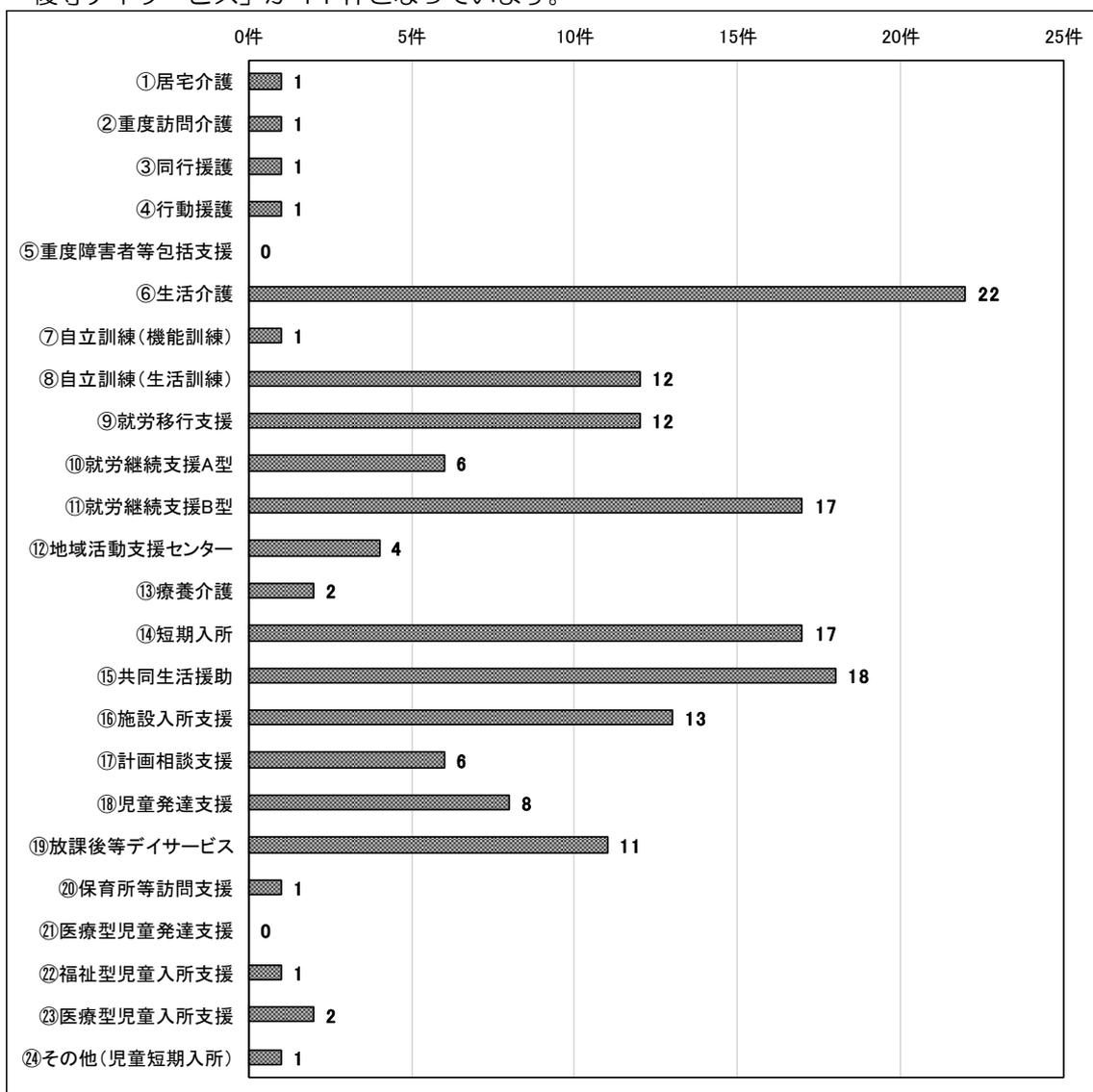
設立主体については、「社会福祉法人」が51.1%と最も高くなっています。次いで、「特定非営利活動法人（NPO）」が17.0%、「株式会社」が14.9%となっています。



運営主体については、「社会福祉法人」が57.4%と最も高くなっています。次いで、「特定非営利活動法人（NPO）」が17.0%、「株式会社」が14.9%となっています。

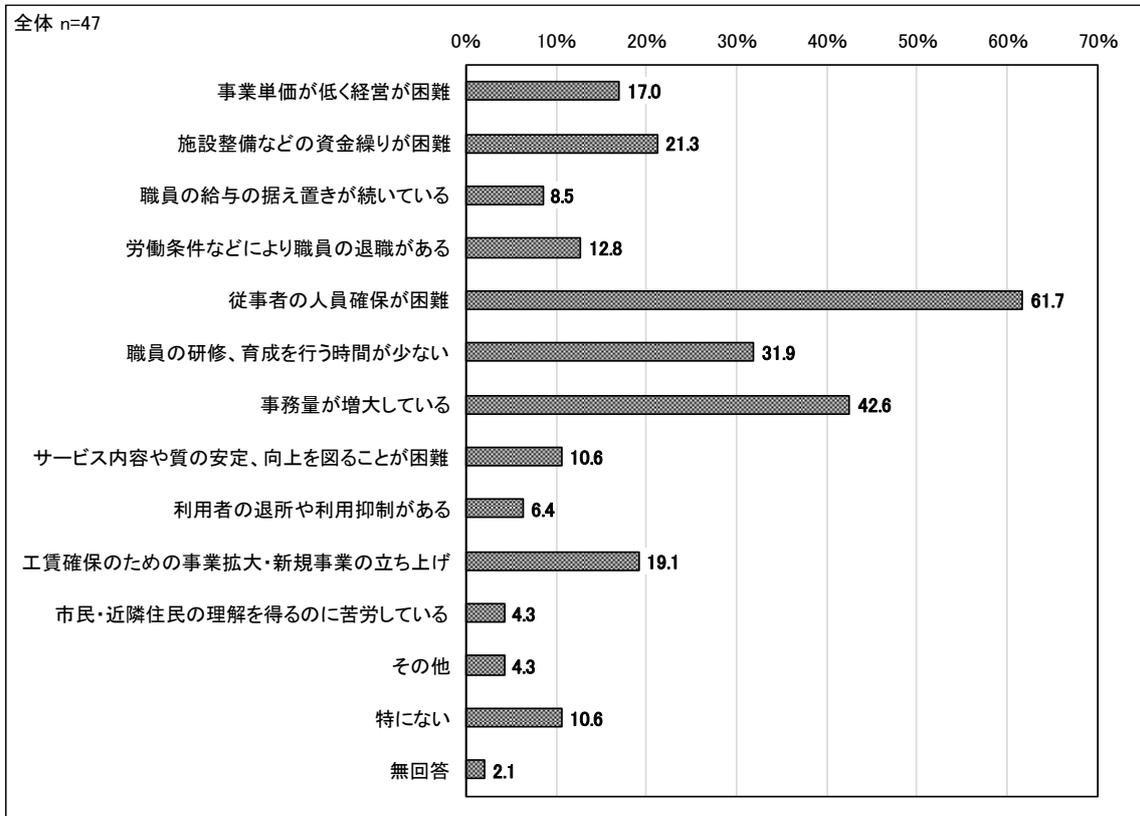


現在実施しているサービスの種類については、「生活介護」が22件と最も多くなっています。次いで、「共同生活援助」が18件、「就労継続支援B型」、「短期入所」が17件、「施設入所支援」が13件、「自立訓練（生活訓練）」、「就労移行支援」が12件、「放課後等デイサービス」が11件となっています。

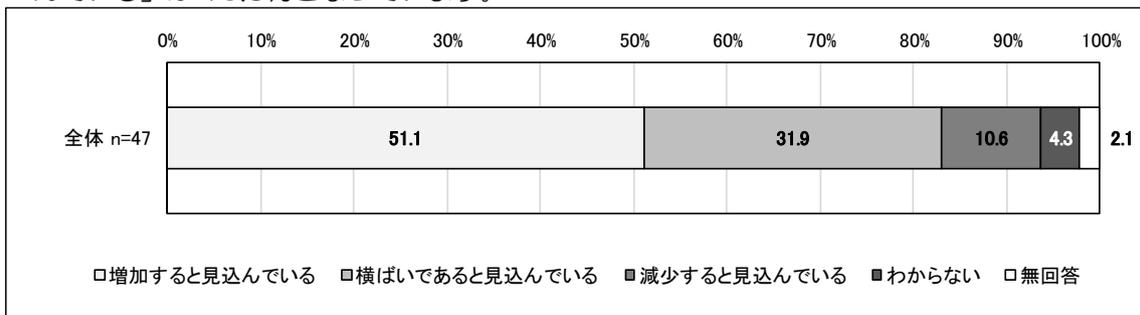


■【事業所の運営について】

施設・事業所の経営については、「従事者の人員確保が困難」が61.7%と最も高くなっています。次いで、「事務量が増大している」が42.6%、「職員の研修、育成を行う時間が少ない」が31.9%となっています。

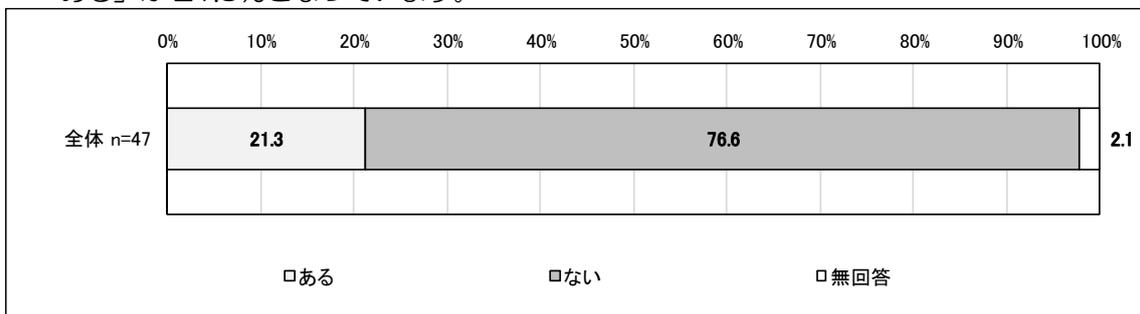


今後のサービス利用希望者の見込みについては、「増加すると見込んでいる」が51.1%と最も高くなっています。次いで、「横ばいであると見込んでいる」が31.9%、「減少すると見込んでいる」が10.6%となっています。

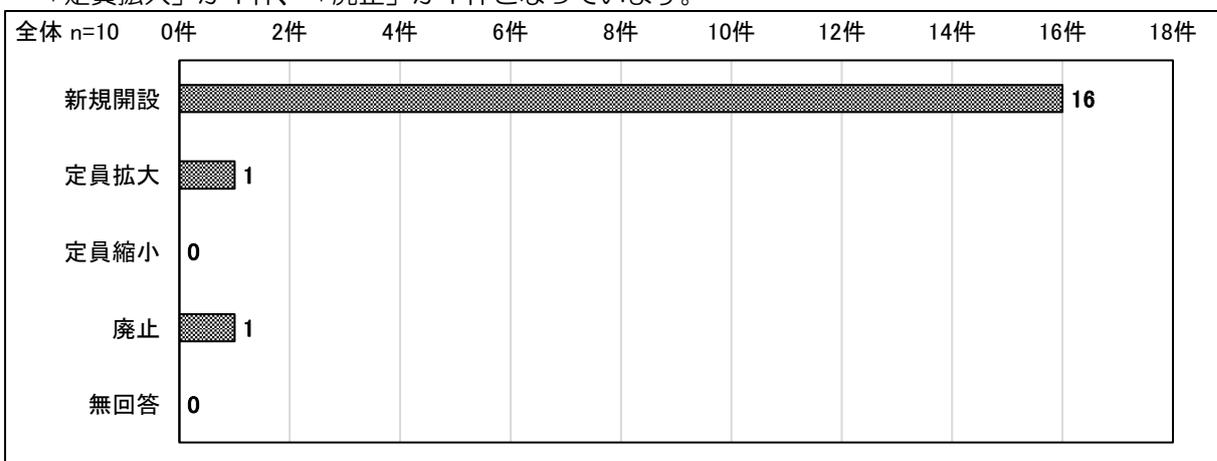


■【サービスの提供について】

サービスの定員の拡大・新規開設などの予定については、「ない」が76.6%を占めており、「ある」が21.3%となっています。

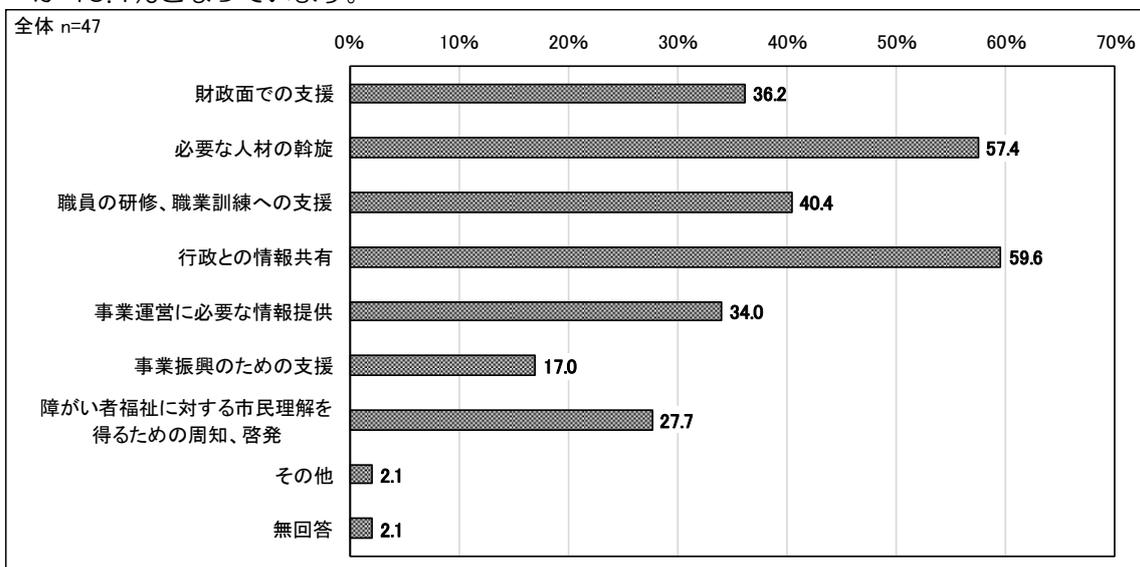


サービスの定員の拡大・新規開設などの予定の内訳については、「新規開設」が16件、「定員拡大」が1件、「廃止」が1件となっています。



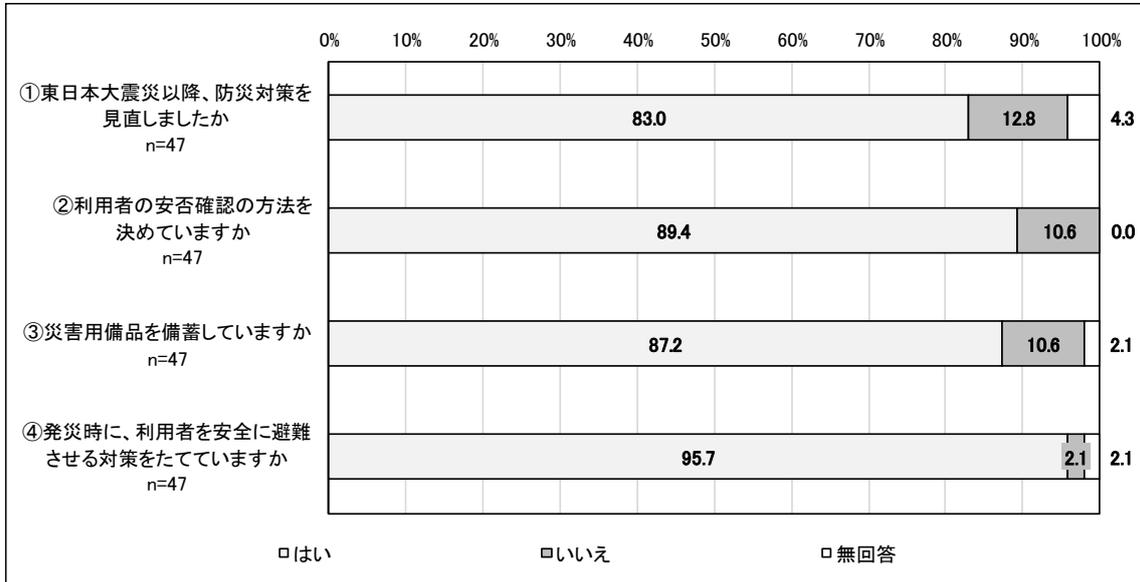
■【事業運営の支援について】

今後の事業運営において必要な支援については、「行政との情報共有」が59.6%と最も高くなっています。次いで、「必要な人材の斡旋」が57.4%、「職員の研修、職業訓練への支援」が40.4%となっています。



■【防災対策について】

防災対策については、すべての項目で「はい」が80%以上を占めています。「はい」の割合を比べると、「④発災時に、利用者を安全に避難させる対策をたてていますか」が95.7%と最も高くなっているのに対し、「①東日本大震災以降、防災対策を見直しましたか」が83.0%と最も低くなっています。



第3節 本市の現状と課題

(1) 自立した生活の支援について

家族から介助を受けている障がい者が約半数を占めています。自立した生活を送るため、さらに各種サービスの充実を図り、その情報提供と相談支援に取り組む必要があります。

(2) 障がい者への理解について

アンケート調査によると、半数近くの障がい者が差別を受けたり嫌な思いをした経験があると答えており、同時に一般市民の多くが、障がい者に対する社会の理解が不足していると感じています。障がいを理由とする差別や偏見をなくすため、「心のバリア」を取り除く対策が必要です。

(3) 経済的自立の支援について

「障害者雇用促進法」に基づく法定雇用率が向上しています。今後さらに、対象事業主の範囲が拡大しようとする中、障がい者の生活を支えるための経済的な安定だけではなく、社会参加、自己実現のためにも支援の充実が必要です。

(4) 保健・医療の推進について

自立支援医療のうち、精神通院医療受給者が増加傾向にあります。ライフステージに応じて、うつ・自殺予防を含めた病気や障がいの予防と適切な医療を確保する必要があります。

(5) 文化芸術活動・スポーツ等を通じた健幸づくりの推進について

障がい者の文化芸術・スポーツイベントなどへの参加が少ない状況です。これらの活動のための環境を整え、障がい者の生活能力や生活の質の向上を図る必要があります。

(6) 安心安全な生活環境の整備について

アンケート調査によると、ひとり暮らしの方や家族が不在の場合などに近所に助けてくれる人がいる割合は32.4%となっています。災害時に備えた避難支援体制の推進とともに、移動しやすい環境、手段の拡充に努める必要があります。

(7) 障がい児への支援について

障がい児通所支援事業所の拡充に伴い、サービスを利用する障がい児が増加しています。居場所の確保に留まらず、さらに発達支援の質を向上させるため、児童発達支援センターの重要性が増しています。

(8) インクルーシブ教育システム^{※1}の推進について

発達障害など特別な支援を必要とする児童・生徒が増加しています。障がいの種類や程度に応じた適切な対応が求められています。

※1 インクルーシブ教育システム… 障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、1人ひとりの教育的ニーズに合った適正な教育的支援を行うこと。

第3章 障がい者プランの基本理念と基本目標

第1節 基本理念

本市では、障がいの有無にかかわらず、すべての人がいきいきと安心して生活し、自らの意思と選択により、自分らしい生活を送ることができる共生社会を目指しています。この実現のためには、障がい者やその家族だけではなく、すべての人が平等に人権を享有することを、共通の考え方として認識することが重要です。

すべての障がい者は、人間としての尊厳が尊重される権利を生まれながらに有しており、社会を構成する一員として、経済、文化、その他社会のあらゆる分野の活動に参加する機会が保障されなければならないとの考え方を踏まえ、地域に暮らす人々がお互いに支えあい、そしてお互いを尊重しあいながら生活していくことが大切です。

このような考え方を踏まえ、「龍ヶ崎市障がい者プラン」の基本理念を、次のように定めます。

基本理念

**障がいのある人もない人も、
ともにいきいきと安心して生活できるまち**

第2節 基本目標

『障がいのある人もない人も、ともにいきいきと安心して生活できるまち』という基本理念のもと、次の三つの基本目標を掲げて、障がい者施策を展開していきます。

基本目標1 障がい理解の啓発と自立・社会参加の促進

障がい者が地域社会の一員として分け隔てられることなく生活するためには、すべての人が、障がいがあることによる「生きにくさ」や「暮らしにくさ」を理解することが大切です。等しく生きる社会の実現のため、基本理念の普及・啓発に重点を置いた施策に取り組みます。

また、障がい者がその適性に依じて能力を発揮できるよう、就労や自立に向けた支援、文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動などを行えるようにするための策を講じ、積極的な社会活動への参加を支援します。

基本目標2 地域生活支援の充実

障がい者が地域社会で自立した生活を送るため、在宅サービスやグループホームなどの環境充実に努めます。また同時に、効果的な経済的支援を行うことにより、障がい者の地域生活を支援します。

併せて、気軽に相談できる窓口の設置、必要な情報提供を円滑に実施し、障がい者の意思決定の支援にも配慮しながら、個々の状態像や障がい特性に応じた支援体制の充実に努めます。

基本目標3 暮らしやすい生活環境の拡充

障がい者が安心して生活し、積極的に社会参加するためには、誰にとっても住みやすく快適なまちづくりが必要です。このため、障がい特性に配慮し、あらゆる社会的障壁を取り除いていくことができるよう、「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づくハード・ソフト両面での事業の推進に努めます。

また、緊急時における支援体制、災害時における避難支援対策に取り組むことにより、安心して生活できる環境の構築に努めます。

第3節 重点的に取り組む施策

「龍ヶ崎市障がい者プラン」においては、障がい者を取り巻く状況に応じて、多様な障がい者施策を効果的に実施するため、以下の施策を重点的に推進していきます。

■全庁的な取組の推進

障がいに関する施策は、福祉、保健、医療、教育、就労、生活環境など、幅広い分野にわたっています。そのため、庁内の関係各課などの連携を強化するとともに、全庁的な支援・協力体制のもと、障がい者施策を推進します。

■相談体制の充実

障がい者が適切な支援を受けるためには、サービス事業者などの情報提供や相談支援が重要です。そのため、社会福祉課に社会福祉士、精神保健福祉士、保健師などを配置し相談体制の充実を図る外、増加する発達障害などへの相談にも応じられるよう、臨床心理士などの配置についても検討します。また、障害福祉サービスを中心とした重層的な支援を行うため、相談支援事業者との連携強化に努めます。

■就労支援

障がい者がいきいきと自立した生活を送るため、就労は大切な要素です。障がい者の就労には、相談や訓練といった本人への支援と、その一方で、雇用者側の理解や職場環境の整備が必要となります。そのため、龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会と連携を図りながら、サービス事業者、ハローワークなどの支援機関と協力して、障がい者就労を促進します。

■居住支援

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、住まいの確保が重要となります。また、介助者がいなくなったあとの生活が不安であるといった声も多いことから、グループホームをはじめ、サービス事業者の参入を促進し、障がい者とその家族が安心して生活できる環境づくりに努めます。

■障がい児への支援【新規】

通所により日常生活における基本的動作の指導や、集団生活への適応訓練などを実施する児童発達支援センターを中心とした支援体制の構築が求められています。そのため、龍ヶ崎市障がい児通所支援事業所つぼみ園の機能強化を図るとともに、保健、医療、福祉、教育、就労支援などの関係機関と連携して、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の推進に努めます。

第2編 障がい者福祉施策の推進

第1章 施策体系と施策展開

第1節 施策体系

基本目標1 障がい理解の啓発と自立・社会参加の促進

施策

1 差別の解消、権利擁護
及び支えあい活動の推進

施策の展開

- (1) 障がいを理由とする差別の解消の推進
- (2) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (3) 心のバリアフリーと地域の支えあい活動

2 雇用・就業、経済的
自立の支援

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 福祉的就労の底上げ【新規】

3 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備

4 文化芸術活動・
スポーツ等を通じた
健幸づくりの推進

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、競技スポーツに係る取組の推進【新規】

基本目標2 地域生活支援の充実

施策

5 情報アクセシビリティ
の向上及び意思疎通
支援の充実

施策の展開

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

6 自立した生活の支援・
意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障害福祉サービスの質の向上等
- (5) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進
- (6) 障がい福祉を支える人材の育成・確保

7 障がい児への支援

- (1) 早期療育の提供
- (2) 保育環境及び保育内容の充実
- (3) 家族支援の充実

8 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健医療の充実等【新規】
- (3) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (4) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (5) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療【新規】

基本目標3 暮らしやすい生活環境の拡充

施策

9 安心安全な生活
環境の整備

施策の展開

- (1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

10 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

11 行政等における
配慮の充実

- (1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
【新規】
- (2) 選挙等における配慮
- (3) 司法手続き等における配慮

第2節 施策の展開

基本目標1 障がい理解の啓発と自立・社会参加の促進

施策1 差別の解消、権利擁護及び支えあい活動の推進

【現状と課題】

アンケート調査（P30 参照）によると、差別を受けたり、嫌な思いをしたりした経験が「ある」または「少しある」と答えた人の割合は、身体障がい者で38.0%、知的障がい者で

69.3%、精神障がい者で54.5%、全体で47.3%となっています。

一方、一般市民調査では、障がいを理由とする差別や偏見の有無について、「ある」、「少しはある」と答えた人の割合は59%に上っています。また、障害者差別解消法の認知状況については、「知らない（聞いたことがない）」が61.5%と最も高くなっています。

障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活するためには、個人の尊厳を重んじ、人間として生まれながらに持っている基本的な人権が尊重される社会でなければなりません。

【施策の方向性】

市民一人ひとりが障がいに対する理解を深め、誤解や偏見に基づく「心のバリア」を取り払うことが重要です。こうした意識の醸成が、社会的障壁の除去につながっていくことから、障がいへの理解・普及の推進に努めます。

【数値目標】

指標名	現状値	目標値
	平成29（2017）年度	平成35（2023）年度
差別を受けた経験のある障がい者の割合	47.3%	40.0%
成年後見制度の認知度	25.6%	35.0%

施策の展開（1）障がいを理由とする差別の解消の推進

<p>① 広報・広聴活動の充実 【社会福祉課・社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 市広報紙『りゅうぼー』、社会福祉協議会の広報紙『しゃきょうだより』や、市、社会福祉協議会のホームページなど多様な媒体を通じて広報活動を推進します。 □ 行事・講座などの案内や障がい者の生活環境の向上のため活動している市民団体の様子など、情報の収集・広報に努めます。 □ 障がい福祉施策やまちづくりに関して、障がい者や市民の参加機会を拡大し、広く意見を反映できるよう、相談時のニーズの聞き取りやパブリックコメント^{※1}など広聴活動の充実に努めます。

※1 パブリックコメント… 市が基本的な政策等の策定を行う場合に、その案を公表して市民からの意見を募集し、寄せられた意見を考慮して市が最終的な意思決定を行う一連の手続きです。

② 啓発活動の充実 【社会福祉課・市民協働課・スポーツ・国体推進課・生涯学習課・社会福祉協議会】

- 障がい特性や障がい者について、正しい理解と認識を深めるため、ボランティア講座などの学習機会を提供します。
- 障害者差別解消法の施行に伴い、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の実施について、理解・普及に努めます。
- 障がい者と市民が、ともに参加できる行事や活動を企画・実施します。
- 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の受入れに関して、店舗・施設などへの周知を図ります。
- 障がい者団体の自主的な活動支援を行うとともに連携の強化を図り、ともに啓発活動の充実に取り組みます。

③ 学校での福祉教育の推進 【指導課・教育センター・社会福祉協議会】

- 障がいのない児童・生徒が障がい児に対する正しい理解と互いに認め合う豊かな人間関係を育めるよう、特別支援学級や特別支援学校との交流機会の拡充に努めます。
- 思春期から発症がみられる精神疾患については、正しい理解により、早期の発見・治療につなげることが重要です。すべての児童・生徒の理解を深めるために教職員の意識を高めるための研修を実施します。
- 学校教育で、点訳教室・手話教室・車いす体験学習・盲導犬体験学習などの体験活動の外、知的障害や発達障害などの目に見えない障がいに対する理解・普及のための活動を実施し、児童・生徒一人ひとりの「豊かなこころ」を育む福祉教育を展開します。

④ 地域での福祉教育の推進 【社会福祉課】

- 龍ヶ崎市（まいど！My do!）出前講座^{※1}を周知し活用してもらうなど、地域や職場での福祉教育の機会を拡充します。
- 福祉情報や資料について広く市民に提供します。
- 障がい者への理解を深め、より福祉的配慮のある行政サービスを提供できるよう、市職員の研修や講習会などへの参加を進めます。

施策の展開（2）権利擁護の推進、虐待の防止

① 権利擁護の推進、虐待の防止 【社会福祉課・高齢福祉課・社会福祉協議会】

- 茨城県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の周知と利用促進に努めます。
- 成年後見制度^{※2}の周知と利用促進を図るとともに、成年後見制度利用支援事業の活用にも努めます。
- 障害者虐待防止法に基づき、虐待を受けた障がい者の保護及び養護者に対する支援などを行い、障がい者の人権や各種権利の保護を図ります。

※1 龍ヶ崎市（My! do!）出前講座… 市で用意した講座メニューの中から「知りたい・聴きたい」内容の講座を選び担当職員が地域や学校に出向いてその内容を説明する講座です。

※2 成年後見制度… 認知症の方や知的障害や精神障害のある方の預貯金や不動産などの財産管理、介護、施設への入退所など生活に配慮する身上監護などを、本人に代わって法的に権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、支援する制度です。

施策の展開（3）心のバリアフリーと地域の支えあい活動

① ボランティア活動参加の促進 【社会福祉課・社会福祉協議会】

- 多くの市民が気軽に、より広くボランティア活動に参加できるよう、NPO（特定非営利活動法人）^{※1}・ボランティア団体の紹介や情報提供を推進します。
- 広報活動、福祉教育などと連動し、子どもから大人まで年齢を問わず多くの市民がボランティア活動に参加できる施策を推進します。
- 障がい者自身がボランティア活動に参加できるよう支援します。

② ボランティア活動の振興 【社会福祉課・社会福祉協議会】

- ボランティア活動の情報提供やボランティア登録など、情報のデータベース化を進め、参加機会の拡大や派遣体制の充実を図ります。
- 情報交換の場や活動拠点の拡大などを支援します。
- NPO・ボランティア団体の活動の育成や振興を支援します。



^{※1}NPO（特定非営利活動法人）… 民間の営利を目的とせず社会的活動を行う団体。

施策2 雇用・就業、経済的自立の支援

【現状と課題】

アンケート調査（P27参照）によると、障がい者の就労支援に必要なこととして、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が34.5%と最も高くなっており、次いで、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が25.5%となっています。また、一般市民調査においても、「障がいに対する周囲の理解があること」が、45.9%と最も高くなっています。

障がいの有無にかかわらず、自らの能力に応じて働くことは、経済的な安定を図るだけでなく、社会参加、自己実現の面においても非常に重要です。

【施策の方向性】

ハローワークや特別支援学校などとの連携を強化するとともに、企業などへの啓発、情報提供を行い、障がい者が個々の特性や希望に応じて、福祉的就労を含めた多様な就労を目指すことができるよう、継続的に支援します。

【数値目標】

指標名	現状値 平成29（2017）年度	目標値 平成35（2023）年度
ハローワーク龍ヶ崎管内の障害者雇用率	2.2%	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率

施策の展開（1）総合的な就労支援

① 就労継続支援 【社会福祉課】
<input type="checkbox"/> 職業訓練情報や合同就職説明会の開催周知など、障がい者の求職活動などに関する情報提供に努めます。
<input type="checkbox"/> 事業者に対し、試行雇用（トライアル雇用）や生徒のインターンシップ（職場実習）への取組の促進を図ります。
<input type="checkbox"/> 就労を希望している障がい者への職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業を周知するなど、職場適応の向上と職場定着に努めます。
<input type="checkbox"/> 障がい者を雇用している事業所や関係機関と連携し、職場での障がい者への理解と協力を促すとともに職場環境の向上を図ります。
<input type="checkbox"/> ハローワークなどの関係機関と連携して、職業相談・指導を行い、就労の支援に努めます。

② 就労に向けた環境の整備 【社会福祉課・社会福祉協議会】
<input type="checkbox"/> 福祉の店（障がい者自立化支援事業）において福祉的就労の場を確保し、一般事業所などへの就労を目指します。
<input type="checkbox"/> 職親委託制度※1を事業者にも周知し、茨城県福祉相談センターや保健所などと連携を図りながら、知的障がい者の生活指導・技能訓練を行い、就労に向けて支援します。

※1 職親委託制度… 知的障がい者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間（原則1年）職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって福祉の向上を図ることを目的としています。

施策の展開（２）経済的自立の支援

① 経済的自立に向けた支援 【社会福祉課・社会福祉協議会】

- 生活福祉資金貸付事業により、障がい者世帯・低所得世帯・高齢者世帯のうち利用条件を満たす該当者に対して一時的な資金貸付を行います。
- 「生活困窮者自立支援法」による自立相談支援事業や、住宅確保給付金の支給を行います。

施策の展開（３）障害者雇用の促進

① 障害者雇用の促進 【社会福祉課】

- ハローワークや商工会などの関係機関と連携して、障害者雇用に関する事業者の意識の啓発を促進します。
- 関係機関と連携して、法定雇用率未達成の事業所を対象に、障害者雇用に関する情報提供を行い、早期に雇用率を達成するよう働きかけを行います。
- 障がい者を雇用した事業者に対する助成金の交付制度の活用について、事業者への周知に努めます。
- 精神障がい者の雇用や職業訓練について、茨城障害者職業センターや保健所と連携して、情報提供や雇用促進を支援します。

施策の展開（４）福祉的就労の底上げ【新規】

① 福祉的就労の底上げに向けた環境の整備 【社会福祉課・社会福祉協議会】

- 「龍ヶ崎市障がい者優先調達推進方針」に基づき、庁内の受注可能な業務において、市内の福祉的就労事業所などへの積極的な発注を促進します。
- 市内の福祉的就労事業所などへの積極的な発注を促進するために、情報の収集・広報に努めます。



施策3 教育の振興

【現状と課題】

市内小中学校における特別支援学級の数が年々増加しており、何らかの支援を必要とする児童・生徒が増えていることが分かります。特に、発達障害はそれぞれに必要なとされる支援が異なることから、個々の状態に応じた対応が課題となっています。

市内の小中学校や特別支援学校、茨城県発達障害者支援センターなどの関係機関が連携して個々の障がい特性に応じた教育を振興していくことが必要です。

【施策の方向性】

障がいの種類・程度に応じた適切な学校選択などの就学指導に努めます、障がい児の将来の可能性を広げるため、その能力を伸ばし、充実した学校生活や社会生活が送れるように、生涯を通じた多様な学習活動の充実を図ります。

【数値目標】

指標名	現状値	目標値
	平成29(2017)年度	平成35(2023)年度
教職員の資質向上のための研修会参加人数	40人	50人

施策の展開(1) インクルーシブ教育システムの推進

① 就学指導の充実 【指導課】

- 保健・福祉・教育などの関係機関の連携を図り、障がいの状況を踏まえ、本人と保護者の意向を尊重した就学指導に努めます。

② 交流教育の充実 【指導課】

- 障がいのない児童・生徒が障がい児に対する正しい理解と互いに認め合う豊かな人間関係を育めるよう、特別支援学級や特別支援学校との交流機会の拡充に努めます。

③ 教職員の資質向上 【指導課】

- 障がいの種類・程度に応じた指導方法、指導内容など、障がいに対する教職員の知識の向上を図るため、研修の充実に努めます。

施策の展開(2) 教育環境の整備

① 教育環境の充実 【教育総務課・指導課】

- 障がい児に適した施設や設備の整備を推進します。
- 学校に障がい児支援員を派遣するとともに、学校・保護者・支援員の連携を図ります。



施策4 文化芸術活動・スポーツ等を通じた健幸づくりの推進

【現状と課題】

障がい者スポーツ大会や障がい者イベントなどにおける市民の参加状況は一部の人に限定されており、文化芸術活動への参加も少ない状況です。

障がい者にとってスポーツ活動や文化芸術活動は、障がい者同士あるいは健常者との相互の交流を広げ、社会とのつながりを強くします。本人の意識向上や生活能力の向上など、エンパワメント^{※1}の効果も期待できることから、これらの活動のための環境を整え、周知を強化し、参加のための支援をしていくことが必要です。

【施策の方向性】

スポーツ・文化芸術活動などを通じてより多くの社会参加の機会を提供できるよう努めることで、障がい者同士あるいは健常者との親交を深め、障がい者の生活能力や質（QOL）の向上を図れるよう、健幸^{※2}づくりを支援します。

【数値目標】

指標名	現状値	目標値
	平成29（2017）年度	平成35（2023）年度
趣味やスポーツを目的に外出する人の割合	21.3%	25.0%

施策の展開（1）文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動に向けた社会環境の整備

① 文化芸術活動機会の拡充 【社会福祉課・生涯学習課】

- さまざまな文化活動の開催などの情報提供を行い、障がい者の参加促進を図ります。
- 県の「ふれあい福祉の作品展」のほか、障がい者の作品の展示機会の充実を図ります。

② 余暇・レクリエーション活動の充実 【社会福祉課・生涯学習課】

- 介助者や手話通訳者の配置など、参加のための条件整備に努めます。
- 録音テープ・CDの貸し出しなどの利用促進に努めます。
- 点字図書の郵送サービスの利用を周知します。

施策の展開（2）スポーツに親しめる環境の整備、競技スポーツに係る取組の推進【新規】

① スポーツ活動の推進 【社会福祉課・スポーツ・国体推進課・社会福祉協議会】

- 市が実施するイベントなどでは、高齢者・障がい者に配慮し、スポーツ・レクリエーション活動への一層の参加促進に努めます。
- 障がい者のレクリエーションや健幸づくりとして、身体障がい者スポーツ大会や集いに関する情報提供や周知を行い、参加を促進します。
- 障がい者の交流機会を広く確保するため、全国大会などの行事への参加を支援します。
- スポーツ推進委員などの研修機会を拡充し、資質の向上を図ります。
- 平成31(2019)年度の「第19回全国障害者スポーツ大会」（茨城県開催）においてスポーツ吹き矢(オープン競技)が本市で開催されることを広く周知し、障がい者スポーツへの関心を高めます。

※1 エンパワメント…障がいのある人、あるいはその家族がより内発的な力を持ち、自らの生活や環境をよりコントロールできるようにしていくこと

※2 健幸…本市の最上位計画「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」では重点目標として「スポーツ健幸日本一」を掲げ、この「健幸」について「健康かつ生き甲斐を持ち、安全安心に豊かで幸せな生活を営むこと」と定義しています。

② 施設整備と利用促進 【生涯学習課・スポーツ・国体推進課】

- 文化・スポーツ・レクリエーション活動のための施設のバリアフリー化を推進し、障がい者の利用に配慮した施設の整備・運営に努めます。
- 施設の利用方法や空き情報など、情報提供のための方法の拡充を図ります。



基本目標2 地域生活支援の充実

施策5 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【現状と課題】

アンケート調査（P29参照）によると、障がいのことや福祉サービスなどの情報源については、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が36.6%と最も高く、次いで、「行政機関の広報紙」が36.4%となっています。

障がい者が必要な情報に円滑にアクセスできることは、より支援やサービスを受けやすくさせ、障がい者の社会生活にも好影響を与えます。障がいのない人と同様にさまざまな情報が得られるよう環境を整える必要があります。

【施策の方向性】

障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がい者に配慮した情報提供を行うとともに、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図ります。

【数値目標】

指標名	現状値 平成29（2017）年度	目標値 平成35（2023）年度
障がいのことや福祉サービス等に関する情報を行政機関の広報紙から知ることが多い人の割合	36.4%	40.0%
障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をインターネットから知ることが多い人の割合	21.1%	25.0%

施策の展開（1）情報通信における情報アクセシビリティの向上

① 「市公式ホームページ」における情報アクセシビリティの向上 【広報広聴課】

- 障がい者にも容易に利用できるよう、市ホームページに、音声読みあげ、色の変更、文字表示サイズの変更、ふりがなを付ける機能などを導入します。

施策の展開（2）情報提供の充実等

① 情報提供機能の充実 【社会福祉課】

- 市広報紙、市ホームページの外、パンフレットや冊子などを活用し、各種手当や助成制度、サービスに関する情報提供を推進します。
- 制度やサービスの利用方法や手続きの周知を図るため、ガイドブック「龍ヶ崎市の障がい福祉サービス」や「社会資源マップ」の内容の充実を図ります。
- 県の障害者ITサポートセンター※2の利用促進に努めます。

※1 障害者ITサポートセンター…IT活用によって障がい者の自立支援を図るため、利用相談やパソコンボランティアの養成・派遣、パソコンセミナーの開催を実施する施設です。

施策の展開（３）意思疎通支援の充実

① 意思疎通支援の充実 【社会福祉課】

- 手話通訳者、要約筆記者の派遣事業を実施します。
- 市ホームページの質問・相談メールを利用し、意思疎通を図ります。
- 市の窓口において簡易型磁気誘導ループ^{※1}や手話の利用などを積極的に行い、意思疎通支援の充実を図ります。
- 弱視・視覚障がい者の方が読書をしたり、書き物をしたりすることを補助する拡大読書器など、日常生活用具費給付事業の周知と利用促進に努めます。

施策の展開（４）行政情報のアクセシビリティの向上

① 情報提供方法の充実 【社会福祉協議会】

- ボランティアによる点訳広報紙や音訳広報紙の製作・郵送を支援し、情報提供を行います。



※1 磁気誘導ループ…聴覚障がい者用の補聴器を補助する放送設備のこと。通称「磁器ループ」と呼ばれる。

施策6 自立した生活の支援・意志決定支援の推進

【現状と課題】

アンケート調査（P15参照）によると、介助を行っている方は、「父母、祖父母、兄弟」が49.5%と最も高くなっており、将来「一人で生活したい」と思う人の割合は14.7%となっています。今後、介助者の高齢化に伴い、障害福祉サービスをはじめとする保健福祉施策の必要性がますます高まってくるものと考えられます。

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、様々な保健福祉サービスを利用していくことが重要です。

【施策の方向性】

ライフステージに応じた保健福祉サービスの充実に努めるとともに、サービスの主体的な利用に不可欠な相談支援、情報提供を図ります。

なお、具体的な障害福祉サービスなどの見込量については、「第3編 障害福祉サービスに関する計画」に掲載しています。

【数値目標】

指標名	現状値 平成29（2017）年度	目標値 平成35（2023）年度
将来一人で生活したいと思う人の割合	14.7%	20.0%

施策の展開（1）意思決定支援の推進

① 日常生活自立支援事業の利用推進 【社会福祉協議会】

- 親族などの援助が得られない判断能力が不十分な障がい者に、サービスの利用手続きや日常生活の金銭管理の援助、書類の預かりなどのサービスを行い、日常生活の自立を支援します。

施策の展開（2）相談支援体制の構築

① 発達障がい者の支援の充実 【社会福祉課】

- 保育指導員の研修機会を拡充し、発達障害に対する正しい理解や支援の知識取得を促進し、資質の向上を図ります。
- 茨城県発達障害者支援センターをはじめ、保健・福祉などの関係機関が連携し、利用可能なサービスの情報を提供するなど、就学期以降の生涯一貫した相談・指導・助言など、きめ細やかな対応に努めます。

施策の展開（3）地域移行支援、在宅サービス等の充実

① 自立生活への支援 【社会福祉課・社会福祉協議会】

- 保健・福祉などの関係機関が連携し、障がい者一人ひとりに必要なサービスが総合的に利用できるよう、地域ケアシステム^{※1}の充実に努めます。
- 障害福祉サービスを利用していない障がい者に宿泊体験の機会を提供するため、居室確保事業を実施し、障がい者の自立生活を促進します。

※1 地域ケアシステム…高齢者等がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されること。

施策の展開（４）障害福祉サービスの質の向上等

- ① 社会資源の充実 【社会福祉課】
- 地域活動支援センターを設置し、創作的活動や生産活動、社会との交流などの日中活動を通じて、障がい者が地域において自立した生活を営めるよう支援します。
 - 龍ケ崎市障がい福祉サービス事業所連絡協議会の活動を通じて、サービス事業所間の連携を図るとともに、障害福祉サービスの円滑・適切な提供に努めます。
 - 龍ケ崎市障がい者自立支援協議会の各専門部会において、地域社会における資源の開発や改善などについて協議・検討し、サービスの向上や地域生活の充実に努めます。

施策の展開（５）福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器等の普及促進

- ① 福祉機器の活用促進 【社会福祉課】
- 車いす、義足などの交付・修理など、補装具給付事業の周知と利用促進に努めます。
 - 特殊寝台、ストマ用装具^{*1}、拡大読書器などの日常生活用具費給付事業の周知と利用促進に努めます。
 - ガイドブックやパンフレット、市ホームページなどを活用して事業の概要や申請手続きの方法などの周知を図ります。

施策の展開（６）障がい福祉を支える人材の育成・確保

- ① 福祉人材の育成・確保 【社会福祉課・社会福祉協議会】
- 福祉サービスの質的向上と福祉人材の確保に向けて、障がい者の正しい理解や、障がい別の対応方法についての基礎ボランティア講座を毎年度開設します。
 - 点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話奉仕員、要約筆記者、傾聴ボランティアなどの育成・確保のため、各種養成講座などの情報提供や参加促進に努めます。



^{*1} ストマ用装具… 膀胱又は直腸の機能障がいのため、膀胱又は直腸を切除したことに伴うストマ（人工膀胱・人工肛門）からの排泄物を入れる袋です。

施策7 障がい児への支援

【現状と課題】

障がい児が利用できる事業所は近年着実に増加しており、これに伴い、利用児童数も大幅に増加しています。しかしながら、これらの事業所のうち、保育所等訪問支援などの地域支援を行い、障がい児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターの整備は、必ずしも進んでいない状況にあります。

今後は事業所の量的な拡大に留まらず、発達支援にかかる支援の質をさらに向上させていくことが求められています。

【施策の方向性】

障がい児については、対象となる児童・生徒とその保護者に対し、可能な限り早期から適切な支援を行うことができるよう、支援体制の強化を図ります。

また、障がい児が住み慣れた地域で、心身ともに健やかに育つことができるよう、障がい児支援の充実に努めます。

【数値目標】

指標名	現状値	目標値
	平成29（2017）年度	平成35（2023）年度
能力や障がいの状況にあった指導をしてほしいと思う人の割合	23.6%	モニタリング

施策の展開（1）早期療育の提供

① 早期療育支援体制の充実 【社会福祉課・教育センター】

- 龍ヶ崎市障がい児療育指導連絡協議会を開催し、保健・福祉・教育などの関係機関が連携して、障がい児の早期発見、障がい児の健全育成並びに保護者の負担軽減に資することを目的とした療育支援体制の確立を図ります。
- 龍ヶ崎市教育センターの教育相談員を活用し、相談体制のより一層の充実に努めます。
- 龍ヶ崎市障がい児通所支援事業所つぼみ園で、ことばや発達の遅れが気になる児童に対して、言語療法などの専門療法士によるコミュニケーションの取り方の指導や、機能改善などの支援を行います。

施策の展開（2）保育環境及び保育内容の充実

① 障がい児保育の充実 【社会福祉課・こども課・生涯学習課】

- 障がい児の受入れに対応できるよう、保育環境の充実に努めます。
- 障がい児保育に携わる保育士の資質向上と保育内容の充実に努めます。
- 放課後児童健全育成事業（学童保育）への障がい児の受入れに努めます。

施策の展開（3）家族支援の充実

① 介助者や家族への支援の充実 【社会福祉課】

- 家族の疾病時や休息のために、短期入所サービスの利用拡大に努めます。
- 障がいのある中高生の放課後や長期休暇期間中の活動の場の拡大に努めます。
- 保健・福祉・教育などの関係機関が連携して、保護者に対する適切な相談支援の実施に努めます。
- 障がい者相談員の相談活動を周知し、利用促進に努めます。

施策8 保健・医療の推進

【現状と課題】

市民の心身の健康保持と増進のため、健康診査や健康教育などの保健事業に取り組んでいますが、特に、精神保健の分野においては、自立支援医療（精神通院医療）受給者が大幅に増加しています。なかでも、うつ病などの治療だけでなく社会環境的なアプローチも重要とされる疾患の罹患者が多く見られる状況にあります。

今後さらに、保健・福祉・医療などの関係機関が連携し、それぞれのライフステージに応じた体系的な施策に取り組み、病気や障がいを予防していく必要があります。

【施策の方向性】

医療機関などとの連携の下、病気や障がいに対する正しい知識の普及を行い、市民の関心と理解を深めるため、広報・啓発活動などを強化します。また、精神保健施策の一層の推進に努め、健やかな心を支える社会づくりを目指します。

【数値目標】

指標名	現状値	目標値
	平成29（2017）年度	平成35（2023）年度
悩みや困ったことを家族や親せき以外の人に相談する割合	9.1%	15.0%

施策の展開（1）精神保健・医療の適切な提供等

① 精神保健福祉対策の推進 【社会福祉課】

- 医療機関や保健所、関係機関との連携を図りながら、精神障害に対する正しい知識の普及を図り、市民の関心と理解を深めるよう、広報・啓発活動に取り組みます。
- 窓口における精神保健相談の周知や利用促進、また訪問看護ステーションによる訪問指導などの周知に努めます。

② 心の健康対策 【社会福祉課・健康増進課・社会福祉協議会】

- 生活困窮者への相談を行い、就労や住居などの問題解決に向けた支援を行います。
- ゲートキーパー^{※1}の養成を行います。
- 自死遺族の心の支援のために「ゆったりカフェ龍の会」などの周知を行います。
- 自殺対策基本法に基づき、自殺予防週間や自殺対策強化月間をPRするとともに、県が設置する「茨城いのちの電話」やその他の相談機関の周知を図ります。
- ピアカウンセリング^{※2}ができる場所の設定や機会の提供の支援に努めます。
- 出産後に家族などからの家事・育児支援を受けられない母親や、心身のケアが必要な母親に対して、安心して子育てができる支援体制を確保し、産後うつの予防に努めます。
- 産後健診費助成（産後2週間、産後1か月の健診費助成）により、健診受診を促し、産後うつの早期発見に努めます。
- 子育て世代包括支援センターにて妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目なく親子の支援を行います。
- 睡眠に関する健康教育の実施、睡眠に関連した相談や助言を行います。

※1 ゲートキーパー… 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

※2 ピアカウンセリング… お互いに平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートによって、地域での自立生活を実現する手助けをすること。

施策の展開（2）保健医療の充実等【新規】

① 医療サービスの充実 【社会福祉課】

- 精神障がい者が適切な医療を安心して必要なときに受けられるよう、医療機関や保健所と連携し、医療サービスの情報提供や緊急医療体制の充実を県に働きかけます。

② 各種手当の支給や医療費の助成 【社会福祉課・保険年金課】

- 特別障害者手当や特別児童扶養手当など、各種手当の周知に努めます。
- 受給要件に該当する重度心身障がい者に対し、医療費の自己負担分の助成（マル福）を行います。
- ガイドブックやパンフレット、市ホームページなどを活用して制度の概要や申請手続きの周知を図ります。

③ 乳幼児の健康の保持・増進 【健康増進課】

- 乳幼児の健康診査【3～4 か月児、1 歳 6 か月児、2 歳 6 か月児（歯科）、3 歳 5 か月児、4 歳児（眼）】の受診率の向上、障がいの早期発見に努めます。
- 健康診査後の要観察児のフォロー体制の充実を図ります。

施策の展開（3）保健・医療を支える人材の育成・確保

① 相談体制の充実 【社会福祉課・健康増進課】

- 身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の研修会への参加を促進して資質の向上を図ります。
- サービス事業者、保健・医療機関、学校などの関連機関との相互の情報交換や連携強化を図ります。
- 指定相談支援事業への事業者の参入を促進します。
- 県の福祉相談センターが実施する巡回相談の周知、利用促進を図ります。

施策の展開（4）難病に関する保健・医療施策の推進

① 難病対策の推進 【社会福祉課】

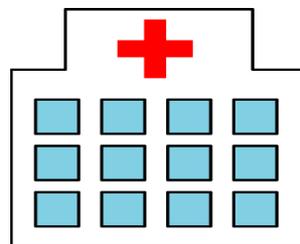
- 市民が難病に対する正しい理解と認識を持てるよう、保健所と連携して保健活動を推進します。
- 難病患者福祉見舞金の周知に努めます。
- 「障害者総合支援法」の対象となる疾病を周知し、障害福祉サービスと相談支援などの利用促進に努めます。



施策の展開（5）障がいの原因となる疾病等の予防【新規】

- ① 成人保健対策の推進 【健康増進課】
- 疾病を予防するため、正しい知識の普及や生活習慣病の予防に努めます。
 - 健診結果やレセプトデータに基づき、保健指導を実施します。

- ② 疾病の重症化予防 【健康増進課】
- 障がいを予防するために医療機関と連携し、糖尿病などの生活習慣病の重症化を予防します。



基本目標3 暮らしやすい生活環境の拡充

施策9 安心安全な生活環境の整備

【現状と課題】

アンケート調査（P20参照）によると、外出の頻度については、「ほぼ毎日」の方が45.1%と最も高くなっています。また、外出支援が必要な方の支援者については、同居の家族と外出している方が最も多く、介助なし（単独）で外出している方とあわせると大部分を占めています。このことから、安全、快適に外出できる環境を整えることが必要になるものと考えられます。

障がい者が自立して生活し、積極的に社会参加していくためには、まち全体を障がい者にとって安全かつ快適に利用できるものにしていく必要があります。

【施策の方向性】

日常生活を安心安全に送るための支援を充実させるとともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例^{※1}」などの関係法令に加え、「龍ヶ崎市都市計画マスタープラン」などの個別計画に基づき、福祉的に配慮した街づくりを推進します。

【数値目標】

指標名	現状値 平成29（2017）年度	目標値 平成35（2023）年度
1人で外出する障がい者の割合	42.6%	45.0%

施策の展開（1）住宅の確保

① 居住環境の整備 【社会福祉課・都市計画課】

- 重度身体障がい者の日常生活をより円滑にするため、住宅リフォームへの支援を行うとともに、事業の周知に努めます。
- 障がいなどにより住宅を失った方、また失う恐れの高い方に、就職に向けた活動することなどを条件に一定期間、住居確保給付金の支給を行います。
- 住宅に困窮する障がい者などに対して、健康で文化的な生活を営むために、公営住宅などの提供や、その情報提供に努めます。
- 市営住宅の良質な居住水準を維持し、老朽化している住宅については適切に修繕を行います。

施策の展開（2）移動しやすい環境の整備等

① 外出支援対策の充実 【社会福祉課】

- 障害福祉サービスにおける行動援護や同行援護、地域生活支援事業における移動支援の利用促進を図ります。
- 有料道路の障がい者割引制度や自動車税・自動車取得税の減免など、各種制度の周知と利用の促進を図ります。

※1 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例……高齢者や障がい者を含むすべての人が安心して快適に暮らせるまちづくりを目指し、茨城県が平成8年3月に制定しました。

※2 龍ヶ崎市都市計画マスタープラン……龍ヶ崎市のまちの将来像や都市づくりの目標を定めるとともに、土地利用・道路整備・防災対策など、分野別、地域別のまちづくり方針を定めた計画です。

② 移動手段の拡充 【社会福祉課・交通防犯課・社会福祉協議会】

- 障がい者の移動手段を確保するため、福祉有償運送制度^{※1}の周知を図るとともに、制度の利用促進に努めます。
- さまざまな社会参加のため、自動車運転免許の取得費用や自動車改造を行う場合の費用の一部助成を行います。
- コミュニティバスの運行ルートの再編など、より一層の充実を図ります。また、バス事業者と連携し、バリアフリーに努めます。
- 高齢者や障がい者などの移動手段として乗合タクシーの周知に努め、移動が困難な方の利便性の向上を図ります。
- 車いすや福祉車両の貸出を行います。
- 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬など）の給付制度を周知し、利用促進を図ります。

施策の展開（3）障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

① ユニバーサルデザインの推進 【社会福祉課・都市計画課】

- まちづくりや施設整備はユニバーサルデザインの考え方を基本に行います。
- ユニバーサルデザインの考え方の、普及・情報提供に努めます。

② 福祉のまちづくりの推進 【社会福祉課・都市計画課】

- 「龍ヶ崎市都市計画マスタープラン」との整合性を保ち、福祉的配慮をしながら、都市基盤の整備を進めます。
- 障がいのない方による障害者用駐車場の利用や、歩道上への放置自転車、不法看板の設置などに対し、マナー改善の啓発を推進します。
- いばらき身障者等用駐車場利用証制度^{※2}の周知活動に努めます。

③ 生活環境の整備 【施設整備課】

- 地域と密着した公園の管理体制を推進することにより、障がい者を含めたすべての人が安心して利用できる環境の維持に努めます。

④ 道路・交通施設の整備 【施設整備課・交通防犯課・都市計画課】

- 安全性のある道路整備に努め、歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロック、音の出る信号機の設置などについて、緊急性や重要性を考慮し、計画的に整備します。
- 車いす利用を考慮して、歩道に必要な幅員の確保、段差解消などの整備を推進します。
- 違法駐車防止のため、需要に応じた駐車場の整備や、警察などの関係機関と連携して、市内の主要道路での指導、市民への啓発を強化します。
- JR 佐貫駅等の周辺や歩道上の放置自転車を減らすため、利用者への啓発に努めます。
- 道路において障害物となっている広告物や、自動販売機などの撤去や改善の指導を強化します。

※1 福祉有償運送制度…福祉有償運送とは、NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスのことをいいます。

※2 いばらき身障者等用駐車場利用証制度……車いすマークの駐車場を本当に必要としている人が利用しやすい環境を整備するため、障がい者、高齢者、難病患者及び妊産婦などの方の申し出により利用証を発行する制度です。

施策10 防災、防犯等の推進

【現状と課題】

アンケート調査（P31 参照）によると、災害時における一人での避難について「できる」が42.2%となっています。障がい者は、災害時の避難行動が困難であるなど、いわゆる避難行動要支援者になる可能性が高いものと考えられます。

今後の発災に備え、さらに災害時避難支援プラン^{※1}の周知に努め、適切な行動をとれるようにしていくことが重要です。

【施策の方向性】

災害時避難支援プランや災害による避難に関する周知を徹底し、災害に対する不安の軽減に努めるとともに、地域住民や民生委員、警察署、消防署などの関係機関との連携を強化します。

また、地域での避難訓練などを通じて、市民の防災意識の向上に努め、緊急時の安全確保や迅速に対応できる避難支援体制の整備を図ります。

【数値目標】

指標名	現状値 平成29（2017）年度	目標値 平成35（2023）年度
家族が不在の場合や一人暮らしの場合に近所に助けてくれる人がいる割合	25.5%	30.0%

施策の展開（1）防災対策の推進

① 防災対策の充実 【社会福祉課・危機管理課】

- 災害時避難支援プランの周知に努め、本制度への加入を促進します。
- 緊急時における対応や支援体制、災害時の避難所などの周知を徹底します。
- 避難訓練への参加を促進し、避難体制の強化と防災知識の普及を図ります。
- 障がい者が必要な介護用品や生活必需品などの備蓄を促進します。
- ストマ使用者に対して、災害時に備えたストマ用装具預かり事業を推進します。

② 要支援者の把握と避難支援プラン個別計画の作成 【社会福祉課】【高齢福祉課】

- 支援が必要と考えられる障がい者の情報を基に、災害時避難行動要支援者全体リストを作成し適正に管理します。
- 避難支援プランの登録希望者について、地域と連携しながら避難支援プラン個別計画を作成します。

③ 避難支援体制の整備 【社会福祉課・高齢福祉課・危機管理課・社会福祉協議会】

- 民間福祉避難所の拡充を図ります。
- 避難所の設置にあたり、障がい特性に応じた合理的な配慮に努めます。
- 災害時に必要となるボランティアや医療体制の整備に努めます。

^{※1} 災害時避難支援プラン…災害が起きたときに手助けを必要とする方に対して、住民自治組織や民生委員児童委員、近所の方など、地域が連携して支援していく制度です。

④ 緊急時の安全性の確保 【社会福祉課・高齢福祉課】

- 重度身体障がい者などと消防署を結ぶ緊急通報システムの普及を図ります。
- 周囲の方に支援を求めやすくするためのヘルプカードの周知に努めます。
- 救急時に必要な情報（緊急連絡先、かかりつけ医療機関など）を自宅に保管しておくための救急医療情報安心キットの普及を図ります。
- 音声による意思疎通が困難な方の緊急時の連絡手段を確保するため、NET119緊急通報システムの導入を稲敷広域消防本部に働きかけます。

施策の展開（2）防犯対策の推進

① 防犯対策に係る整備 【社会福祉課】

- 障害者施設に対して防犯対策の強化を啓発し、外構などの修繕や非常用通報装置の設置などの安全対策を働きかけます。

施策の展開（3）消費者トラブルの防止及び被害からの救済

② 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 【商工観光課】

- 龍ヶ崎市消費生活センターを周知し、消費生活相談を充実させます。
- 多様化する消費生活被害を未然に防ぎ、被害からの救済をするなど消費者保護に努めます。



施策11 行政等における配慮の充実

【現状と課題】

平成28(2016)年4月に施行された「障害者差別解消法」により、個々の障がいに合わせて合理的配慮の提供が行政や事業所に義務付けられました。これに伴い、市では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する龍ヶ崎市職員対応要領（以下、龍ヶ崎市職員対応要領）」を作成しました。

障がいのある人も障がいのない人と平等に人格を享受し、行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がいや困難さを取り除くため、個別の調整や変更をする必要があります。

【施策の方向性】

市職員は、「龍ヶ崎市職員対応要領」に基づき、市庁舎内外を問わず、多様な場面において、市民に対する合理的配慮の提供に努めます。

【数値目標】

指標名	現状値	目標値
	平成29(2017)年度	平成35(2023)年度
手話通訳者などの配置	0人	2人

施策の展開(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等【新規】

① 市職員における障害者差別解消の推進【人事行政課】

- 「龍ヶ崎市職員対応要領」に基づき、障がい者に対して合理的な配慮を提供します。
- 差別解消の推進を図るため、職員に対して必要な研修および啓発を行います。

施策の展開(2) 選挙等における配慮

① 多様な選挙方法の対応【人事行政課】

- 郵便などによる不在者投票や代理記載の周知を行い、障がい者の投票に配慮します。
- 障がい者に配慮をした投票所を設営し、適切な対応に努めます。

施策の展開(3) 司法手続き等における配慮

① 裁判所における意思疎通支援の対応【社会福祉課】

- 障がいのある当事者に対する点訳サービス・手話通訳者派遣サービスなどの意思疎通支援事業を充実させ、合理的な配慮を行います。



第3編 障害福祉サービスに関する計画

【第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画】
〔平成30(2018)年度～平成32(2020)年度〕

第1章 基本指針による成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

地域生活への移行を進める観点から、平成28(2016)年度末時点において、福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32(2020)年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。

当該数値目標の設定に当たっては、平成28(2016)年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成32(2020)年度末の施設入所者数を、平成28(2016)年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。

目標値の設定

項目	現状値 平成28(2016)年度	目標値 平成32(2020)年度
施設入所者数(2%の削減)	56人	54人
施設入所からグループホーム等へ移行する者の数 (平成28(2016)年度末の施設入所者9%)		6人

2 地域生活支援拠点の整備

【国の基本指針】

障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約を行う地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成32(2020)年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する。

地域生活支援拠点については、国の基本指針に示されている機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点整備と、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的な体制整備の2通りの考え方が示されています。

当市においてはこれまで、体験の機会や緊急時の受入れ体制について整備を進めてきましたが、その他の機能についても今後、サービス事業所や近隣市町村と協議しながら、目標とする平成32(2020)年度末までの整備を推進します。

目標値の設定

項目	現状値 平成28(2016)年度	目標値 平成32(2020)年度
地域生活支援拠点	0箇所 (一部機能は整備済)	1箇所

3 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所をいう。）を通じて、平成32(2020)年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成28(2016)年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

また、目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数については、平成32(2020)年度末における利用者数が平成28(2016)年度末における利用者の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを旨とする。

目標値の設定

項目	現状値 平成28(2016)年度	目標値 平成32(2020)年度
福祉施設を退所し、一般就労した者の数 (平成28(2016)年度実績人数の1.5倍)	5人	8人
就労移行支援事業を利用する者の数 (平成28(2016)年度末の利用者の2割増加)	30人	36人
(市内の就労移行支援事業所数1箇所) 上記のうち、就労移行率が3割以上の就労 移行支援事業所の数 (5割以上の増加)	0箇所	1箇所

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】

【国の基本指針】

市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成32(2020)年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定する。

本市では、茨城県が推進している地域ケアシステム事業を実施しています。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、既存の地域ケアシステムの活用などを含めて、目標とする平成32(2020)年度末までの整備を推進します。

目標値の設定

項目	現状値 平成28(2016)年度	目標値 平成32(2020)年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場	未設置	設置済

5 障がい児支援の提供体制の整備等【新規】

【国の基本指針】	
□ 重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問指導の充実を図ります。	
・平成32(2020)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に1箇所以上設置することを基本とします。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとします。	
・平成32(2020)年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。	
□ 重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるように、平成32(2020)年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1箇所以上設置することを基本とします。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとします。	
□ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30(2018)年度末までに、各都道府県・各圏域・各市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。	

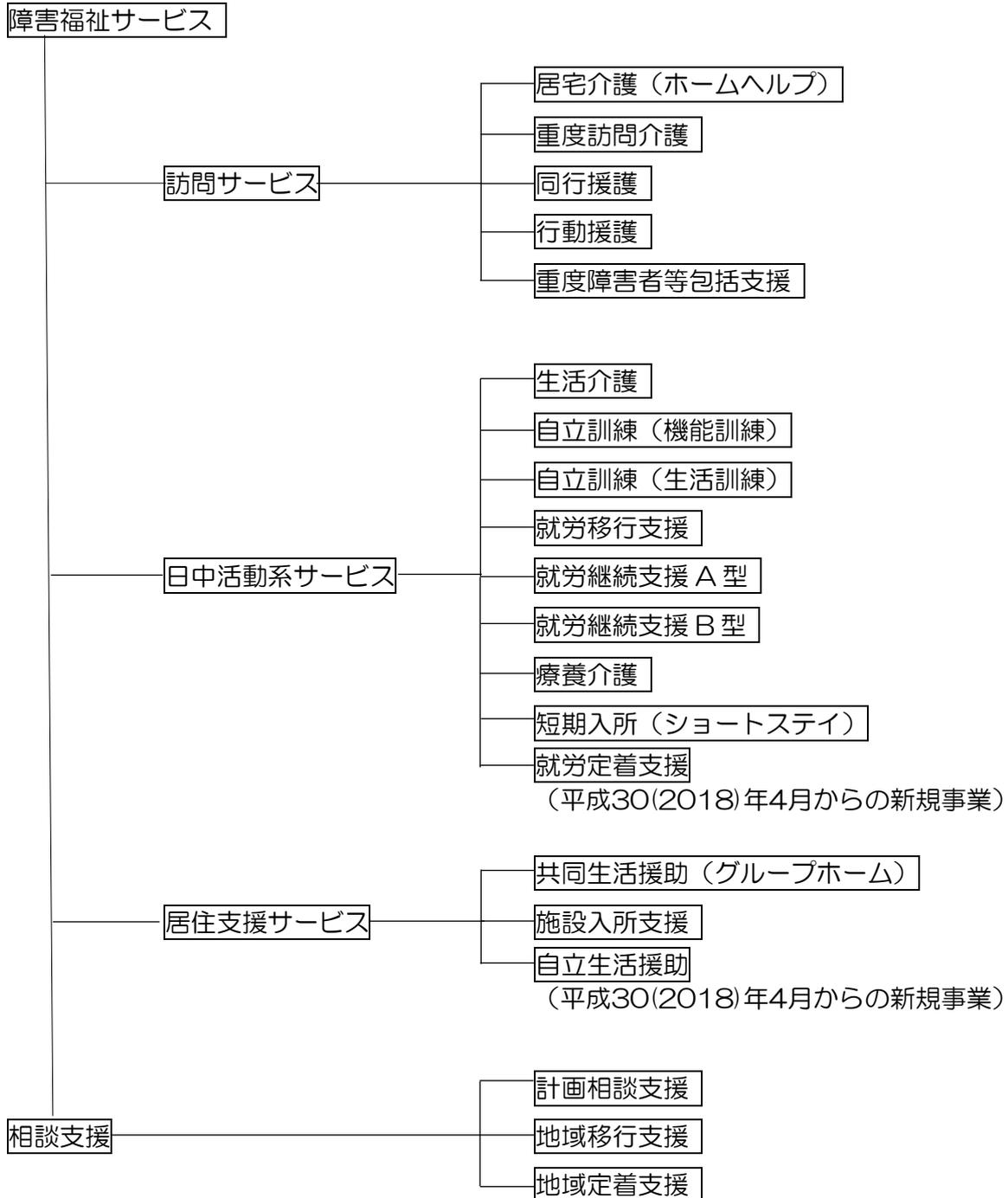
障がい児支援の提供体制については、障がい児通所支援事業所つぼみ園を中心として地域全体でより一層の障がい児支援が図られるよう、同事業所の機能強化について、目標とする平成32(2020)年度末までの整備を推進します。

目標値の設定

項目	現状値 平成28(2016)年度	目標値 平成32(2020)年度
児童発達支援センター数	0箇所	1箇所
保育所等訪問支援事業所数	0箇所	1箇所
(主に重症心身障がい児を支援する) 児童発達支援事業所数	0箇所	1箇所
放課後等デイサービス事業所数	0箇所	1箇所
医療的ケア児の支援のための協議の場	未設置	設置済

第2章 障害福祉サービス又は相談支援の見込量及び その見込量の確保のための方策

「障害者総合支援法」第5条に規定されている障害福祉サービス及び相談支援は、体系別に次のように分類され、障がいのある方の障がい程度や社会活動、介護者、居住などの状況を踏まえ、個別に支給が決定されます。



第1節 訪問サービス

現 状

障がい者の居宅生活を支える訪問サービスのニーズは高まっています。平成29(2017)年4月1日現在の市内事業所数は5箇所ありますが、市外の事業所を利用している方もいます。同行援護、行動援護ともに利用者数は少ない状況です。

重度訪問介護・重度障害者等包括支援サービスについては、平成29(2017)年4月1日現在の利用はありません。

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

内 容	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
対象者	障害支援区分 ^{※1} が区分1以上（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）である者。ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、以下のいずれにも該当する者。 (1) 区分2以上に該当していること (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。 「歩行」「全面的な支援が必要」 「移乗」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 「移動」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 「排尿」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 「排便」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(2) 重度訪問介護

内 容	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
対象者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する障がい者。

(3) 同行援護

内 容	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等と同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
対象者	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、同行援護アセスメント票において、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である者。ただし、身体介護を伴う場合を算定する場合にあっては、以下のいずれにも該当する者。 (1) 区分2以上に該当していること (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に設定されていること 「歩行」「全面的な支援が必要」 「移乗」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 「移動」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 「排尿」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 「排便」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

※1 障害支援区分…「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」で、主に介護が必要とされるサービスを申請する際に必要になります。非該当及び区分1～6まであり、区分6が支援の度合いが最も高い状態であることをさします。

(4) 行動援護

内 容	障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
対象者	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時の介護を要する者で、障害支援区分が区分3以上であり、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障がい児にあつてはこれに相当する支援の度合）である者

(5) 重度障害者等包括支援

内 容	重度の障がい者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。
対象者	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある者並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者。

訪問サービスについては、対象事業所がすべて訪問介護事業所になるため、一括してサービス量を見込んでいます。

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
見込量	利用時間 (時間/月)	630	656	683	498	515	545	520	531	542
	実利用者数 (人)	44	46	48	35	37	40	43	44	45
実績値	利用時間 (時間/月)	416	417	445	375	387	406 (推計)			
	実利用者数 (人)	37	33	33	35	40	40 (推計)			

利用時間：1月あたりの利用者全員の延べ利用時間を表しており、見込み量はH24～H28の1人あたりの利用時間の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：H24～H28の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

見込量確保のための方策

利用者が必要とするサービス量を確保するとともに、障がい特性に応じたサービスが提供されるよう、関係機関や事業所との情報交換や連絡調整を通じて連携の強化に努めます。

第2節 日中活動支援サービス

現 状

日中活動系サービス全体で今後も増加が見込まれます。

生活介護は、特別支援学校^{※1}の卒業生の新規利用などにより、一定数の増加が見込まれます。

自立訓練は、サービスの標準利用期間が設定されており、期間が終了すると他のサービスを利用することになるため、利用者の増減が著しい状況です。

就労継続支援A型事業所は、平成29(2017)年4月1日現在に設置されている市内の事業所3カ所の外、近隣市町村にも開設されており、利用者の増加が著しいサービスです。

就労移行支援事業所は、平成29(2017)年4月1日現在、市内に1カ所しかないので、利用者の多くは市外の事業所を利用しており、一般就労に向けた訓練を行っています。

(1) 生活介護

内 容	障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。
対象者	<p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として以下に掲げる者</p> <p>(1) 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者</p> <p>(2) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者</p> <p>(3) 生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4以上（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた者</p> <p>(4) 障害者自立支援法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）</p> <p>(5) 法施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者</p> <p>(6) 平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障がい児施設（指定医療機関を含む）に入所している者</p> <p>(7) 新規の入所希望者（障害支援区分1以上の者）</p>

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
見込量	利用日数 (日分/月)	2,285	2,578	2,907	2,553	2,701	2,868	2,898	3,024	3,150
	実利用者数 (人)	125	141	159	138	146	155	161	168	175
実績値	利用日数 (日分/月)	2,290	2,315	2,423	2,517	2,768	2,862 (推計)			
	実利用者数 (人)	124	126	132	139	152	154 (推計)			

利用日数：1月あたりの延べ利用日数を表しており、H24～H28の1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：H24～H28の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

※1 特別支援学校…児童・生徒の障がいの重度・重複化や多様化に対応するための学校です。従来は、盲・ろう・養護学校とされていましたが、平成19年4月からは障害区分をなくした特別支援学校に改められました。

(2) 自立訓練（機能訓練）

内 容	身体障害を有する障がい者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
利用者	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者。具体的には以下のような例が挙げられます。 (1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な者 (2) 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な者

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
見込量	利用日数 (日分/月)	110	157	220	44	59	74	28	28	42
	実利用者数 (人)	7	10	14	3	4	5	2	2	3
実績値	利用日数 (日分/月)	47	45	23	32	18	28 (推計)			
	実利用者数 (人)	3	4	2	2	1	2 (推計)			

利用日数：1月あたりの延べ利用日数を表しており、H24～H28の1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：H24～H28の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

(3) 自立訓練（生活訓練）

内 容	知的障害又は精神障害を有する障がい者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
対象者	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者。具体的には以下のような例が挙げられます。 (1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 (2) 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な者

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
見込量	利用日数 (日分/月)	457	552	666	272	320	336	265	265	265
	実利用者数 (人)	24	29	35	17	20	21	21	21	21
実績値	利用日数 (日分/月)	437	192	240	263	228	239 (推計)			
	実利用者数 (人)	27	19	18	23	18	19 (推計)			

利用日数：1月あたりの延べ利用日数を表しており、H24～H28の1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：H24～H28の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

(4) 就労移行支援

内 容	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。
対象者	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者。具体的には以下のような例が挙げられます。 (1) 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者 (2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又は灸師免許を取得することにより、就労を希望する者

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
見込量	利用日数 (日分/月)	470	524	578	496	589	500	408	420	432
	実利用者数 (人)	26	29	32	32	38	32	34	35	36
実績値	利用日数 (日分/月)	434	559	327	322	345	384 (推計)			
	実利用者数 (人)	34	41	31	23	30	32 (推計)			

利用日数：1月あたりの延べ利用日数を表しており、H24～H28の1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：H24～H28の実績に加え、18歳到達者の新規利用を見込みます。また、第1章基本指針による成果目標3の目標利用者数を設定しています。

(5) 就労継続支援A型（雇用型）

内 容	企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者のうち、以下の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
対象者	企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者（利用開始時65歳未満の者）。具体的には以下のような例が挙げられます。 (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 (2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 (3) 企業等を離職した者等、就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
見込量	利用日数 (日分/月)	46	46	46	365	473	567	845	910	962
	実利用者数 (人)	2	2	2	27	35	42	65	70	74
実績値	利用日数 (日分/月)	50	161	373	572	748	780 (推計)			
	実利用者数 (人)	4	13	28	35	54	60 (推計)			

利用日数：1月あたりの延べ利用日数を表しており、1人あたりの利用日数の値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：H24～H28の実績の伸び、及びアンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

(6) 就労継続支援B型（非雇用型）

内 容	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難になった者につき、生産活動その他の活動の機会の確保、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
対象者	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者等であって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には以下のような例が挙げられます。 (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 (2) 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された者 (3) 上記に該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
見込量	利用日数 (人日分/)	1,365	1,924	2,715	1,310	1,454	1,598	1326	1,365	1,404
	実利用者数 (人)	88	124	175	91	101	111	102	105	108
実績値	利用日数 (人日分/)	997	1,095	1,277	1,225	1,320	1,287 (推計)			
	実利用者 (人)	85	91	91	94	96	99 (推計)			

利用日数：1月あたりの延べ利用日数を表しており、1人あたりの利用日数の値に利用者数を乗じて算出します。
 実利用者数：H24～H28の実績の伸び、及びアンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

(7) 療養介護

内 容	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
利用者	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として以下に掲げる者。 (1) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者 (2) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって障害支援区分が区分5以上の者 (3) 改正前の児童福祉法第43条に規定する重症心身障害児施設に入居した者又は改正前の児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関に入所した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する（1）及び（2）以外の者

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
見込量	利用日数 (人日分/月)	180	210	210	240	270	270	270	300	300
	実利用者数(人)	6	7	7	8	9	9	9	10	10
実績値	利用日数 (人日分/月)	181	180	240	240	240	270 (推計)			
	実利用者数(人)	6	6	8	8	8	9 (推計)			

利用日数：1ヶ月あたり30日として利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：H24～H28の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

(8) 短期入所（ショートステイ）

内 容	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。
対象者	<福祉型（障害者支援施設等において実施）> (1) 障害支援区分が区分1以上である障がい者 (2) 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児 <医療型（病院、診療所、介護老人保健施設において実施）> 遷延性意識障がい児・者、筋委縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
見込量	利用日数 (日分/月)	150	249	410	225	271	313	290	315	340
	実利用者数 (人)	27	45	74	49	59	68	58	63	68
実績値	利用日数 (日分/月)	83	115	225	279	266	268 (推計)			
	実利用者数 (人)	29	31	46	53	53	54 (推計)			

利用日数：1月あたりの延べ利用日数を表しており、H24～H28の1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：H24～H28の実績の伸び、及びアンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

(9) 就労定着支援（平成30(2018)年4月からの新規事業）

就労定着支援は、就労に向けた支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対し、一定期間にわたり、就労の継続を図るために、事業主・福祉サービス事業者・医療機関等との連絡調整を行うサービスです。

		H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
見込量	実利用者数 (人)	2	5	10

見込量確保のための方策

事業所との情報交換を行い、利用者のニーズに応じた適切なサービス供給の確保とサービスの質の向上に努めます。

また、計画相談支援事業所との連携を強化し、利用者の状況に即したサービスの選択と利用ができるよう支援に努めます。

第3節 居住支援サービス

現 状

共同生活援助（グループホーム）は、施設入所者や退院可能な精神障がい者が、地域生活へ移行する際の受け皿として重要なサービスであり、今後も需要の増加が見込まれます。

（1）共同生活援助（グループホーム）

内 容	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
対象者	障がい者（身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用したことがある者に限る。） ※障害支援区分2以上の者であっても、あえて共同生活援助の利用を希望する場合、共同生活援助を利用することは可能。

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
見込量	実利用者数 (人分/月)	22	29	40	47	53	59	65	71	77
実績値	実利用者数 (人分/月)	20	22	44	53	57	59 (推計)			

実利用者数：H24～H28の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

（2）施設入所支援

内 容	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活介護を受けている者であつて障害支援区分が区分4以上（50歳以上の者にあつては区分3以上）である者 (2) 自立訓練又は就労移行支援（以下「訓練等」という。）を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者 (3) 就労継続支援B型と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者又は生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であつて、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた者。 (4) 障害者自立支援法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者） (5) 障害者自立支援法施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者 (6) 平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者 (7) 新規の入所希望者（生活介護と施設入所支援の組み合わせについては、障害支援区分1以上の者）

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
見込量	実利用者数 (人分/月)	39	38	36	41	39	38	57	56	55
実績値	実利用者数 (人分/月)	48	44	44	51	56	58 (推計)			

実利用者数：H32年度末時点において、H28実績値の2%以上削減するよう利用者を見込みます。

(3) 自立生活援助（平成30（2018）年4月からの新規事業）

自立生活援助は、施設入所支援または共同生活援助（グループホーム）を利用していた障がい者が、居宅における自立した生活を営む上での様々な問題について、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や、随時通報を受けて相談に応じ、必要な情報提供や助言などの援助を行うサービスです。

		H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
見込量	実利用者数 (人)	1	1	2

見込量確保のための方策

予想される需用増加に対応するため、利用可能な事業所の情報収集に努めるとともに、新規事業者の参入を促進し、利用者のニーズに応じたサービス提供の体制確保に努めます。

第4節 相談支援

現 状

計画相談支援は、平成27年4月から原則として障害福祉サービスの利用者全員が利用することになりました。当市における平成29(2017)年3月時点の利用率は、約98%となっています。

(1) 計画相談支援

内 容	サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスを申請した障がい者又は障がい児であって、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた者 ・地域相談支援を申請した障がい者であって、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた者 ※介護保険制度のサービスを利用する場合については、障害福祉サービス固有の行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の場合で、市町村が必要と認める場合

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
見込量	実利用者数 (年間)	—	—	—	312	336	350	367	384	401
実績値	実利用者数 (年間)	5	89	261	312	336	350 (推計)			

H27年4月から障害福祉サービスの利用者全員が利用することとなったため、利用者の実人数の伸びにより見込量を算出します。

(2) 地域移行支援

内 容	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設等に入所している障がい者 ・精神科病院に入院している精神障がい者（1年以上の入院者を原則に市町村が必要と認める者）

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
見込量	実利用者数 (人分/月)	0	0	0	0	0	0	1	1	1
実績値	実利用者数 (人分/月)	0	0	0	0	0	0 (推計)			

実利用者数：これまでの実績値は0ですが、H30より毎年1人の利用を見込みます。

(3) 地域定着支援

内 容	入所施設や精神科病院等から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。
対象者	以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。 ・居宅において単身で生活する障がい者 ・居宅において同居している家族等が障がい、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障がい者

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
見込量	実利用者数 (人分/月)	0	0	1	1	1	1	1	1	1
実績値	実利用者数 (人分/月)	0	0	0	0	0	0 (推計)			

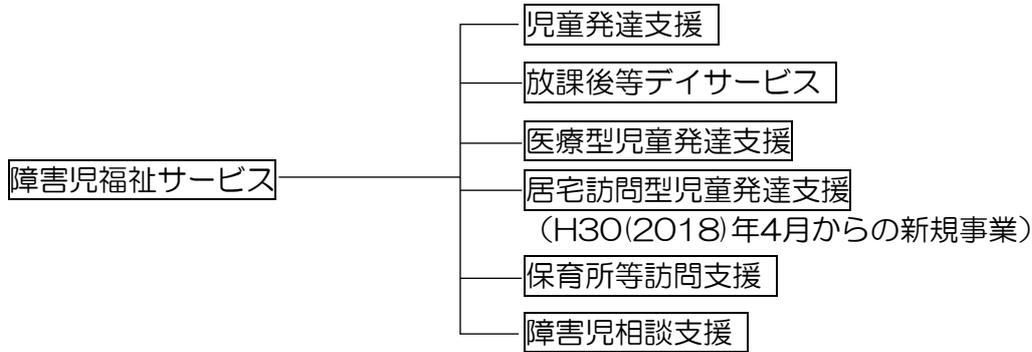
実利用者数：これまでの実績値は0ですが、H30より毎年1人の利用を見込みます。

見込量確保のための方策

サービスの周知に努めるとともに、事業者の参入を促進し供給確保に努めます。

第3章 障害児通所支援又は障害児相談支援の見込量及び その見込量の確保のための方策

「児童福祉法」に規定されている障害児通所支援及び障害児相談支援は、体系別に次のように分類され、障がい児の障がい程度や能力等の状況を踏まえ、個別に支給が決定されます。



障害児福祉サービスの現状

近隣市町村も含めて事業所数が大幅に増加しているため、児童発達支援、放課後等デイサービスともに利用者は増加しています。特に、放課後等デイサービスについては1人あたりの利用日数の増加も顕著にあらわれています。

その一方で、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援については指定事業所が少なく、利用者がいない状況です。

(1) 児童発達支援

内 容	障がい児の日常生活能力が向上するよう、住み慣れた地域での療育を提供します。
対象者	・療育を必要とする未就学の障がい児

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
見込量	利用日数 (人分/月)	123	116	108	94	97	102	118	123	128
	利用者数 (人)	34	32	0	55	57	60	94	98	102
実績値	利用日数 (人分/月)	95	99	94	102	103	113 (推計)			
	利用者数 (人)	49	63	77	76	86	90 (推計)			

利用日数：H26～H28の1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗算して算出します。

実利用者数：H26～H28の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

(2) 放課後等デイサービス

内 容	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
対象者	・学校教育法に規定する学校に就学している療育が必要な障がい児

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
見込量	利用日数 (人分/月)	335	371	407	553	599	650	979	1,008	1,022
	利用者数 (人)	93	103	113	97	105	114	136	140	142
実績値	利用日数 (人分/月)	401	466	542	687	879	936 (推計)			
	利用者数 (人)	73	81	98	112	123	130 (推計)			

利用日数：H26～H28の1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗算して算出します。

実利用者数：H26～H28の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

(3) 医療型児童発達支援

内 容	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
対象者	・ 上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
見込量	実利用者数 (人分/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	1
実績値	実利用者数 (人分/月)	0	0	0	0	0	0 (推計)			

実利用者数：これまでの実績値は0ですが、H30より毎年1人の利用を見込みます。

(4) 居宅訪問型児童発達支援（H30年4月からの事業）

重度の障がい等の状態にある障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅に訪問して児童発達支援を行うサービスです。

		H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
見込量	実利用者数 (人)	1	1	2

(5) 保育所等訪問支援

内 容	保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行い、保育等の安定した利用促進を図ります。
対象者	・ 保育所、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
見込量	実利用者数 (人分/月)	0	0	0	0	0	0	1	2	3
実績値	実利用者数 (人分/月)	0	0	0	0	0	0 (推計)			

実利用者数：これまでの実績値は0です。現在のところ茨城県内では指定事業所が10カ所と少ない状況ですが、H30より毎年1人ずつの利用増加を見込みます。

(6) 障害児相談支援

内 容	サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。
対象者	・ 障害児通所支援を申請した障がい児であって、市町村が障害児支援利用計画案の提出を求めた者

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
見込量	実利用者数 (年間)	—	—	—	18	27	50	72	94	117
実績値	実利用者数 (年間)	0	1	13	18	27	50 (推計)			

H28の障がい児福祉サービス利用者195人のうち、6割にあたる117人をH32の見込み量とします。

見込量確保のための方策

利用者のニーズ把握に努め、提供体制の充実とサービスの質の向上に努めます。

*1 セルフプラン：福祉サービスの利用にあたり、相談支援事業者に代わり利用者や家族、その他支援者がサービスの計画を立てること

第4章 市が実施する地域生活支援事業

地域生活支援事業は、「障害者総合支援法」第77条に基づき、障がいのある方々が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本市の実情や利用する方の状況に応じて独自に実施する事業です。

本市では次の事業を実施しています。



(1) 相談支援事業

市の相談窓口に専門職員を配置し、相談支援の強化を図ります。

① 一般的な相談支援事業

障がい者が、地域で自立した社会生活や日常生活が送れるよう、市の相談窓口に加えて、地域活動支援センター2カ所を設置し、必要な情報の提供や助言を行います。また、地域における相談支援の中核的な役割を担うため、市の相談窓口に「基幹相談支援センター」の機能を併せ待たせます。

② 市町村相談支援機能強化事業

相談支援事業を適正かつ円滑に実施するため、一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。

③ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の申立てに要する経費などを助成し、障がい者の権利擁護を図れるよう支援します。

(単位：実施箇所数又は実施の有無)

事業名	実績		見込			
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
① 一般的な相談支援事業						
相談支援事業	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有
地域自立支援協議会	有	有	有	有	有	有
② 市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有
③ 成年後見人制度利用支援事業	0	0	0	1	1	1

(2) コミュニケーション支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者の社会活動への参加機会を広げ、必要とときの的確な情報を得られるよう、円滑なコミュニケーションを図るための支援を推進します。

現在、本事業を利用している障がい者は限られているため、より多くの障がい者に利用していただけるよう、事業の周知に努めます。

事業名	実績		見込			
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業						
(実利用見込み者数)	5	4	5	5	5	6
(延べ利用見込み件数)	52	64	58	58	58	70

(3) 日常生活用具費給付事業

日常生活を送る上で支障がある重度障がい者が、地域で自立した日常生活が送れるよう、日常生活の便宜を図るための用具に係る費用の給付を行います。

その中でも特に、排泄管理支援用具に係る費用給付が増加しており、今後もさらに増加が見込まれます。

(単位：延べ給付見込み件数)

事業名	実績		見込			
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
日常生活用具費給付事業	1,185	1,260	1,223	1,227	1,231	1,235
介護訓練支援用具	2	5	7	7	7	7
自立生活支援用具	12	12	12	12	12	12
在宅療養等支援用具	4	6	4	4	4	4
情報・意思疎通伝達支援用具	4	1	5	5	5	5
排泄管理支援用具	1,159	1,231	1,192	1,196	1,200	1,204
住宅改修費	4	5	3	3	3	3

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者が、地域で自立した社会生活が送れるよう、さまざまな社会活動に参加する際の外出の支援を行います。

現在、利用者が少ないため、事業の周知に努めます。

事業名	実績		見込			
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
移動支援事業						
(実利用見込み者数)	3	5	6	8	8	10
(延べ利用見込み時間数)	114	135	186	248	248	311

(5) 地域活動支援センター事業

障がい者が、地域で自立した社会生活が送れるよう、近隣自治体と連携し、創作的活動や生産活動を提供する場の提供や、社会との交流促進を行えるよう支援します。

今後、精神障がい者の退院促進により本事業の利用者の増加が見込まれます。

① 基礎的事業

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進が図れるよう支援を行います。

② 機能強化事業

基礎的事業に加え、本事業の機能を充実強化するため、次の類型を設けて事業を実施します。

ア I型（1日当たりの実利用者人数：概ね20人以上）

精神保健福祉士などの専門職員を配置し、医療・福祉や地域のサービス提供事業者等の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進のための普及・啓発活動を実施します。

イ II型（1日当たりの実利用者人数：概ね15人以上）

地域での雇用・就労が困難な在宅の障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施します。

事業名		実績		見込			
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
地域活動支援センター事業							
I型	(実施見込み箇所数)	1	1	1	1	1	1
	(実利用見込み者数)	32	34	34	36	37	38
II型	(実施見込み箇所数)	1	1	1	1	1	1
	(実利用見込み者数)	50	41	45	47	50	50

(6) その他の地域生活支援事業

次のサービスや助成事業を実施し、障がい者の自立した地域生活への支援に努めます。

① 訪問入浴サービス事業

自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体障がい者の身体の清潔保持、心身機能の維持などが図れるよう支援します。

(単位：利用者見込数)

事業名		実績		見込			
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
訪問入浴サービス事業		4	4	4	4	4	4

② 通所入浴等サービス事業

施設において介助入浴、食事などのサービスの提供を受け、身体障がい者の身体の清潔保持、心身機能の維持などが図れるよう支援します。

事業名		実績		見込			
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
通所入浴サービス事業	利用実人数	1	1	0	1	1	1
	日分/月	5	5	0	5	5	5

③ 更生訓練費給付事業

就労移行支援利用者や身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設を除く。）入所者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進が図れるよう支援します。

（単位：利用者見込数）

事業名	実績		見込			
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
更生訓練費給付事業	0	1	1	1	1	1

④ 就職支度金給付事業

就労移行支援又は就労継続支援を利用した障がい者や、身体障害者更生援護施設に入所又は通所している身体障がい者が訓練を終了して、就職などにより自立する場合に就職支度金を支給し、社会復帰の促進が図れるよう支援します。

（単位：利用者見込数）

事業名	実績		見込			
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
就職支度金給付事業	3	4	4	6	6	8

⑤ 日中一時支援事業

障がい者及び障がい児に対して、日中における見守り、社会に適應するための日常的な訓練などの支援を行うことにより、日中における活動の場を確保し、障がい者及び障がい児の家族の就労支援、並びに日常介護している家族の一時的な負担軽減を図れるよう支援します。

事業名		実績		見込			
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
日中一時支援事業	利用実人数	117	131	140	149	158	167
	日分/月	312	419	443	472	500	529

⑥ 障がい者居室確保事業

障がい者の緊急時における受入れ先の確保、または障害者施設への宿泊体験を提供することにより、社会生活の自立を促進できるよう支援します。

事業名		実績		見込			
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
障がい者居室確保事業	利用実人数	—	—	2	2	2	2
	実施回数	—	—	6	6	6	6

⑦ 自動車運転免許取得費補助事業

身体障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、就労などの社会参加を促進できるよう支援します。

(単位：利用者見込数)

事業名	実績		見込			
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
自動車運転免許取得費補助事業	0	0	1	1	1	1

⑧ 自動車改造費補助事業

重度身体障がい者が自立した生活及び就労などの社会参加ができるよう、当該障がい者が所有し運転する自動車の改造に要する経費の一部を支援します。

(単位：利用者見込数)

事業名	実績		見込			
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
自動車改造費補助事業	1	3	3	3	3	3

⑨ 緊急通報システム事業

ひとり暮らしで外出困難な重度身体障がい者に対して、専用の通報装置を貸与することにより、急病、事故などの緊急時に即座に対応できるよう支援します。

(単位：新規設置見込件数)

事業名	実績		見込			
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
緊急通報システム事業	0	0	1	1	1	1

⑩ さわやか理髪推進事業

外出が困難な重度身体障がい者に対して、自宅に訪問し出張理容サービスを実施することにより、快適な環境と生活の質の向上を支援します。

(単位：利用者見込数)

事業名	実績		見込			
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
さわやか理髪推進事業	2	2	3	3	4	4

⑪ 障がい者手帳交付申請診断書料助成事業

身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を新規申請する際に添付する医師の診断書作成料の一部を助成することにより、身体又は精神に障がいのある方の福祉の増進が図れるよう支援します。

(単位：助成者見込数)

事業名	実績		見込			
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
障がい者手帳交付申請診断書料助成事業	174	130	165	165	165	165

⑫ 重度心身障がい者(児)タクシー利用助成事業

重度心身障がい者(児)に対して、医療機関への通院などに利用するタクシーの料金の一部を助成することにより、福祉の増進が図れるよう支援します。

(単位：交付者見込数)

事業名	実績		見込			
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
重度心身障がい者(児)タクシー利用助成事業	155	160	160	160	160	160

⑬ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力の維持・増強を図り、また、参加者同士の交流を深めることにより社会参加を促進できるよう支援します。

⑭ 芸術・文化講座開催等事業

障がい者を対象とした芸術・文化活動の講座を開催し、作品展など発表の場を提供することにより、障がい者の創作意欲を助長し社会参加を促進できるよう支援します。

⑮ 点字・声の広報等発行事業

視覚障がい者に、市の広報紙などの地域で生活する上で必要度の高い情報を、点字や音声に訳し提供することにより、社会参加を促進できるよう支援します。

⑯ 奉仕員養成研修事業

初心者向けの手話講習会(入門編・基礎編)を開催し、日常会話程度の手話ができる手話奉仕員のほか、要約筆記員、点訳奉仕員及び朗読奉仕員を養成し、聴覚障がい者などとの交流を推進し、市の広報活動の支援者となることができるよう支援します。

見込量確保のための方策

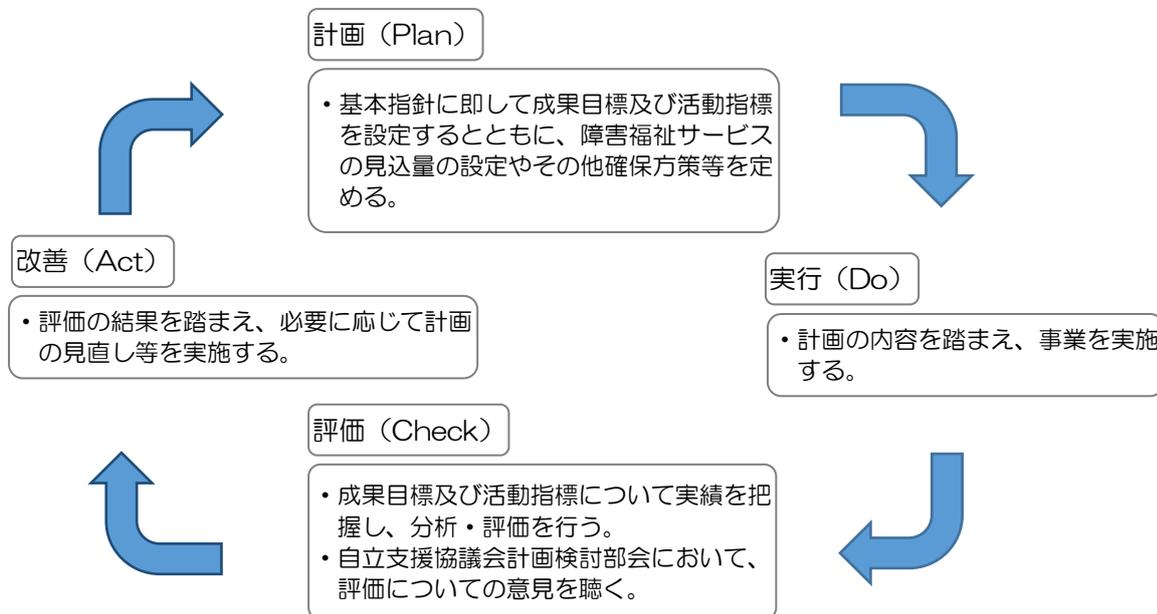
サービスの周知を図るとともに、利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保とサービスの質の向上に努めます。

第4編 計画の推進

第1章 推進体制と見直し

第1節 計画の達成状況の点検・評価

障がい者の社会参加と自立の実現に向けて、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を1年サイクルで活用し、計画の有効性や進捗状況について点検・評価を実施し、必要に応じて目標値や見込量及び実現のための方策の見直しを行っていきます。



第2節 進行管理体制

本計画の推進にあたっては、龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会計画検討部会において定期的に計画の進捗・達成状況を報告し意見を伺うとともに、その内容等について同協議会全体会に報告します。

また、国・県の基本的な考え方を踏まえつつ、障害福祉圏域内の市町村との連携や、新しいばらき障害者プランとの整合性にも留意し、計画の推進を図ります。

資料編

1. 計画策定の経過
2. 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会
 - (1) 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例
 - (2) 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例施行規則
 - (3) 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会委員名簿
 - (4) 諮問及び答申
 - ① 諮問
 - ② 答申
3. 用語解説

1. 計画策定の経過

開催	会議等	内容
平成 29 年 5 月	アンケート実施	障がい者の実情やニーズ把握のためのアンケート（障がい者・一般市民・事業者）
平成 29 年 6 月 27 日	平成 29 年 第 1 回障がい者自立支援協議会	龍ケ崎市障がい者プラン・第 5 期障がい福祉計画について（諮問）
平成 29 年 8 月 10 日	庁議	龍ケ崎市障がい者プラン・第 5 期障がい福祉計画（骨子案）について
平成 29 年 9 月 8 日	第 4 回障がい者自立支援協議会 計画検討部会	龍ケ崎市障がい者プラン・第 5 期障がい福祉計画（骨子案）について
平成 29 年 9 月 21 日	市議会文教福祉委員会	龍ケ崎市障がい者プラン・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画（素案）について
平成 29 年 10 月 2 日	第 5 回障がい者自立支援協議会 計画検討部会	龍ケ崎市障がい者プラン・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画（素案）について
平成 29 年 11 月 6 日	庁議	龍ケ崎市障がい者プラン・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画（案）について
平成 29 年 11 月 21 日	市議会全員協議会	龍ケ崎市障がい者プラン・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画（案）について
平成 29 年 11 月 23 日 ～平成 29 年 12 月 22 日	パブリックコメント	
平成 30 年 1 月 10 日	庁議	龍ケ崎市障がい者プラン・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画（案）のパブリックコメントによる意見募集の結果について
平成 30 年 2 月 13 日	平成 30 年 第 1 回障がい者自立支援協議会	龍ケ崎市障がい者プラン・第 5 期障がい福祉計画について（答申）

2. 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会

(1) 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例

○龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例

平成26年3月28日
条例第10号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条の3第1項及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 障害者総合支援法第89条の3第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 障害者総合支援法第88条第8項及び第9項に規定する事項を処理すること。
- (3) 障害者基本法第36条第4項各号に掲げる事務

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者から推薦を受けた者
- (2) 障害者総合支援法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者から推薦を受けた者
- (3) 龍ヶ崎市地域ケアシステム推進事業の受託者から推薦を受けた者
- (4) 障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」という。）及びその家族
- (5) 障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者
- (6) 学識経験者
- (7) 市議会議員
- (8) 公募の市民
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく市障害福祉計画及び障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市障害者計画の策定及び進行管理について調査審議するため、協議会に計画検討部会を置く。

2 前項に定めるもののほか、特定の事項について調査審議するため、協議会に部会を置くことができる。

3 前2項の部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

付 則(平成27年6月30日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。

(龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例の一部改正に伴う経過措置)

23 この条例の施行の際現に第19条の規定による改正前の龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例（以下この項において「改正前の条例」という。）に規定する龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会の委員である者は、同条の規定による改正後の龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例（次項において「改正後の条例」という。）に規定する龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会の委員（次項において「委員」という。）として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例の規定による委嘱の日から起算するものとする。

24 この条例の施行の日から平成28年6月30日までの間に委嘱される委員の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年6月30日までとする。

(2) 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例施行規則

○龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例施行規則

平成26年5月26日
規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例（平成26年龍ヶ崎市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の組織)

- 第2条 条例第7条第1項に規定する計画検討部会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 条例第7条第2項に規定する部会は、次の各号に掲げる部会で組織し、当該各号に掲げる事項について調査審議する。
- (1)就労支援部会 障がい者の就労の促進に関する事項
 - (2)広報・啓発部会 障がい者に対する理解の普及に関する事項
 - (3)地域居住支援部会 障がい者の居住の場に関する事項
- 3 前項各号に掲げる部会は、それぞれ委員8人以内をもって組織する。

(部会の部会長及び副部会長)

- 第3条 前条第1項及び第2項の部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。
- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

- 第4条 第2条第1項及び第2項の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集する。ただし、部会長及び副部会長が選出されていないときは、条例第5条第1項に規定する会長が行う。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会の意見を聴いて定める。

付 則

- この規則は、平成26年7月1日から施行する。
- 付 則(平成29年7月10日規則第26号)
- この規則は、公布の日から施行する。

(3) 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会委員名簿

	区 分		氏 名
1	障がい福祉サービス事業者	龍ヶ崎市障がい福祉サービス	中 村 恵美子
2		事業所連絡協議会	稲 川 めぐみ
3			吉 田 満 輝
4	地域ケア受託者	龍ヶ崎市社会福祉協議会	寺 崎 真
5	障がい者関係団体	龍ヶ崎市身体障害者福祉協会	高 野 重 彦
6		龍ヶ崎市心身障がい者育成会	宮 本 てる江
7		龍ヶ崎地方家族会	長 瀬 紀一郎
8	医療・保健関係者	竜ヶ崎市・牛久市医師会	会 長 池 田 八 郎
9			田 村 和 子
10		茨城県竜ヶ崎保健所	高 田 由美子
11		茨城県作業療法士会	島 田 康 司
12	教育関係者	茨城県立美浦特別支援学校	吉 田 広 明
13		茨城県立つくば特別支援学校	廣 瀬 幸 枝
14	雇用に係る団体又は機関の関係者	龍ヶ崎公共職業安定所	柳 澤 彰 男
15		龍ヶ崎市商工会	横 岡 明 彦
16		つくばの里工業団地運営協議会	石 川 尚 人
17	学識経験者	流通経済大学	副会長 米 原 立 将
18	市議会議員	龍ヶ崎市議会	椎 塚 俊 裕
19	市民公募	市民	浅 沼 宏 子
20		市民	小 川 文 子

(任期：平成28年7月1日～平成30年6月30日)

(4) 諮問及び答申

① 諮問

龍社第 183 号
平成29年6月27日

龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会
会長 池田 八郎 殿

龍ヶ崎市長 中山 一生

龍ヶ崎市障がい者プラン・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画について（諮問）

みだしのことについて、龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例（平成26年3月28日龍ヶ崎市条例第10号）第2条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

【諮問の趣旨】

本市では、障がいの有無にかかわらず、すべての人が人格と個性を尊重し支えあい共に生活できるような共生社会の実現を目指し、障がい者の自立や社会参加の支援等について、計画的な推進に努めてまいりました。

このような中、本市における「龍ヶ崎市障がい者プラン・第4期障がい福祉計画」が今年度末を以って期間満了となることから、児童福祉法の改正に伴い新たに策定が義務付けられた「障がい児福祉計画」を一体的に取りまとめた「龍ヶ崎市障がい者プラン・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定いたします。

次期計画の策定にあたっては、国の動向も見据えつつ、障がい者関係団体の皆さまをはじめ、事業者、支援機関、学識経験者など様々な専門的視点からご審議いただきたく、龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会に意見を求めるものであります。

②答申

答 申 書

平成 30 年 2 月 21 日

龍ヶ崎市長 中 山 一 生 殿

龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会
会長 池 田 八 郎

龍ヶ崎市障がい者プラン・第 5 期障がい福祉計画の策定
について（答申）

平成 29 年 6 月 27 日付け龍社第 183 号で諮問のあったみだしのことについては、新たに障がい児福祉計画を盛り込んだ計画として全体会及び計画検討部会において審議を重ねた結果、概ね妥当なものと認めますが、今後の計画推進に当たっては、さらに下記について留意検討されたい。

記

- 1 障がい者が住み慣れた地域でいきいきと安心して生活できるようにするため、「障がい」や「障がい者」についての正しい理解と認識を深めるための広報・啓発活動に一層努め、障がいを理由とする差別や偏見のない社会、地域づくりを推進すること。
- 2 当該計画における自殺対策の記述については必要最小限に留めているが、自殺の危機要因は、いじめ、子育ての不安、介護疲れ、多重債務、社会的孤立など、うつ状態や精神疾患とも密接に関連することから、本計画の推進と関連づけて自殺対策に取り組むこと。

3. 用語解説

あ行

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例

高齢者や障がい者を含むすべての人が安心して快適に暮らせるまちづくりを目指し、茨城県が平成8年3月に制定しました。

いばらき身障者等用駐車場利用証制度

車いすマークの駐車場を本当に必要としている人が利用しやすい環境を整備するため、障がい者、高齢者、難病患者及び妊産婦などの方の申し出により利用証を発行する制度です。

インクルーシブ教育システム

障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、1人ひとりの教育的ニーズに合った適正な教育的支援を行うこと。

NPO（特定非営利活動法人）

民間の営利を目的とせず社会的活動を行う団体。

エンパワメント

障がいのある人、あるいはその家族がより内発的な力を持ち、自らの生活や環境をよりコントロールできるようにしていくこと。健幸本市の最上位計画「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」では重点目標として「スポーツ健幸日本一」を掲げ、この「健幸」について「健康かつ生き甲斐を持ち、安全安心に豊かで幸せな生活を営むこと」と定義しています。

か行

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

さ行

災害時避難支援プラン

災害が起きたときに手助けを必要とする方に対して、住民自治組織や民生委員事児童委員、近所の方など、地域が連携して支援していく制度です。

障害支援区分

「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」で、主に介護が必要とされるサービスを申請する際に必要になります。非該当及び区分1～6まであり、区分6が支援の度合いが最も高い状態であることをさします。

障がい者

障がい者は、特に断り書きがない限り、「障がい児」を含みます。また、障害の「害」の字は、法律名や固有名詞を除き、ひらがな表記とします（P5コラム参照）

障害者ITサポートセンター

IT活用によって障がい者の自立支援を図るため、利用相談やパソコンボランティアの養成・派遣、パソコンセミナーの開催を実施する施設です。

障害福祉サービス

障害者総合支援法で定められた福祉サービスで、障がいのある方の障がいエイドや社会活動、介護、居住棟の状況を踏まえ、個別に支給が決定されます。介護の支援を受ける介護給付と、訓練等の支援を受ける訓練等給付の2つのサービス形態があります

磁気誘導ループ

聴覚障がい者用の補聴器を補助する放送設備のこと。通称「磁器ループ」と呼ばれる。

職親委託制度

知的障がい者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間（原則1年）職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって福祉の向上を図ることを目的としています。

自立支援医療

心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な更生医療、育成医療及び精神通院医療のこと。

身体障害者手帳

身体に障害のある方が各種制度やサービスを受ける際に必要なもの。申請を受けて、知事が「身体障害者福祉法」に基づいて交付しますが、当市では平成22年度から、権限移譲により市長が交付しています。障がいの程度として、重度の者を1級とし、6級まで分かれています。また、障がいの種別として、視覚障害、聴覚・平衡機能障害・音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、内部障がいの5つに分かれています。

精神障害者保健福祉手帳

精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある方が各種制度やサービスを受ける際に必要なもの。申請を受けて、知事が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付します。障がいの程度として、重度のものを1級とし、3級まで分かれています。

ストマ用装具

膀胱又は直腸の機能障がいのため、膀胱又は直腸を切除したことに伴うストマ（人工膀胱・人工肛門）からの排泄物を入れる袋です。

成年後見制度

認知症の方や知的障害や精神障害のある方の預貯金や不動産などの財産管理、介護、施設への入退所など生活に配慮する身上監護などを、本人に代わって法的に権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、支援する制度です。

セルフプラン

福祉サービスの利用にあたり、相談支援事業者に代わり利用者や家族、その他支援者がサービスの計画を立てること。

ソーシャル・インクルージョン

「特定の対象者を社会的に排除するのではなく、差異や多様性を認めあい、地域全体で包み込み、支えあう」という相互の連帯と心のつながりを築く考え方です。

た行

地域ケアシステム

高齢者等がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されること。

特別支援学校

児童・生徒の障がいの重度・重複化や多様化に対応するための学校です。従来は、盲・ろう・養護学校とされていましたが、平成19年4月からは障害区分をなくした特別支援学校に改められました。

な行

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、普通の人間として一般社会の中で、普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマル（あたりまえ）であるという考え方で、障がい者福祉の基本となる理念です。

は行

ピアカウンセリング

お互いに平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートによって、地域での自立生活を実現する手助けをすること。

パブリックコメント

市が基本的な政策等の策定を行う場合に、その案を公表して市民からの意見を募集し、寄せられた意見を考慮して市が最終的な意思決定を行う一連の手続きです。

福祉有償運送制度

福祉有償運送とは、NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスのことをいいます。

ら行

リハビリテーション

障がい者の能力を最大限に発揮させ、自立を促すために行われる専門的技術のことです。

龍ヶ崎市都市計画マスタープラン

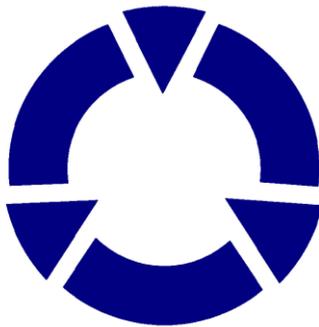
龍ヶ崎市のまちの将来像や都市づくりの目標を定めるとともに、土地利用・道路整備・防災対策など、分野別、地域別のまちづくり方針を定めた計画です。

龍ヶ崎市（My!do!）出前講座

市で用意した講座メニューの中から「知りたい・聴きたい」内容の講座を選び担当職員が地域や学校に出向いてその内容を説明する講座です。

療育手帳

知的に障がいのある方が各種制度やサービスを受ける際に必要なもの。申請を受けて、児童相談所（18歳未満）又は福祉相談センター（18歳以上）の判定に基づいて知事が交付します。障がいの程度として、㊦（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）の4区分に分かれています。



龍ヶ崎市

龍ヶ崎市障がい者プラン
第5期障がい福祉計画
第1期障がい児福祉計画
(平成30(2018)年3月発行)

発行 龍ヶ崎市
編集 龍ヶ崎市健康福祉部社会福祉課
〒301-8611
龍ヶ崎市3710番地
TEL 0297-64-1111 (代表)
FAX 0297-64-7008

※この冊子は、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害福祉サービス事業所で作成しました。